

壮警町告示第5号

令和7年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月21日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和7年3月6日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - （1）職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （2）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （3）壮警町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - （5）壮警町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - （6）令和6年度壮警町一般会計補正予算（第9号）について
 - （7）令和6年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - （8）令和6年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
 - （9）令和6年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第3号）について
 - （10）令和7年度壮警町一般会計予算について
 - （11）令和7年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
 - （12）令和7年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
 - （13）令和7年度壮警町介護保険特別会計予算について
 - （14）令和7年度壮警町簡易水道事業会計予算について
 - （15）令和7年度壮警町集落排水事業会計予算について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 恣 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和7年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年3月6日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 6 一般質問

○出席議員（8名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君

○欠席議員（1名）

9番 森 太郎 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○副議長（真鍋盛男君） おはようございます。森議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の議会の議長に事故があるとき、副議長が議長の職務を行うの規定に基づき、私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和7年壮警町議会第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○副議長（真鍋盛男君） 直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○副議長（真鍋盛男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（真鍋盛男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

4番 毛利 爾君 5番 佐藤 恣君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○副議長（真鍋盛男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの9日間と決しました。

◎諸般の報告

○副議長（真鍋盛男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案15件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○副議長（真鍋盛男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和6年第4回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第4回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、新たな加工所の開設についてご報告を申し上げます。令和5年、そうべつ農産加工センターの加工場が営業を停止し、搾汁は全て町外事業所となり、課題となっていたところです。この課題を解決するため、有限会社そうべつフレッシュプラザと地域おこし協力隊が研究と検討を重ね、旧立香ふれあいセンターを活用した農産加工所の開設に向け、取り組まれてきたところです。開設に必要な許認可手続や改修費用は事業者の責任にて行われたところでありますが、このほど新たな加工所E G A Oが2月6日から稼働を始めたところです。リンゴジュースをはじめ農産物を加工する拠点となることに期待するとともに、町ではこのような実効性のある農産物の高付加価値化を推進する取組を引き続き支援してまいりたい所存であります。

次に、昭和新山国際雪合戦についてご報告申し上げます。2月22日から23日の2日間、昭和新山山麓特設会場にて第36回昭和新山国際雪合戦が全国から127チームの参加を得て開催されました。熱戦が繰り広げられる中、30チームが参加したエンジョイ部門では雪合戦を楽しむプレーに接し、今後の競技人口の拡大に手応えを感じるとともに、ジュニア交流戦では地元壮警町の壮警B B Cジュニアが見事優勝を果たすなど、大いに盛り上がりを見せたところであります。大会前、雪不足のため、オロフレ峠からの雪の搬送など、町内事業者をはじめ、協賛各社、議員の皆様、多くのボランティアスタッフの皆様からご支援とご協力を賜り、盛会を収めたところです。皆様のご協力に感謝するとともに、町では引き続き壮警町発祥のスポーツ雪合戦による地域活性化と交流人口の拡大などを推進するとともに、実行委員会の活動を支援してまいりたい所存であります。

次に、国営農地再編整備事業についてご報告申し上げます。今年度から室蘭開発建設部と共に農地等の農業生産基盤の概略整備構想策定を目的とした地域整備方向検討調査を開始しており、農業者の皆様の営農現況や課題、将来的な営農意向等を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、事業説明会や地域別及び団体別の意見交換会を開催いたしました。事業説明会につきましては8月に1回、10月のまちづくり分野別懇談会に併せて実施した1回の計2回開催し、延べ38人の皆様にご出席をいただき、また意見交換会につきましては1月から2月までに計7回開催し、延べ

40人の皆様にご出席をいただきました。町といたしましては、これまでいただいた農業者の皆様からのご意見等を踏まえながら地域整備方向検討調査を推進し、室蘭開発建設部、JAとうや湖等の関係機関と共に農業者の皆様と本町農業の目指すべき姿について引き続き協議、検討してまいります。

次に、壮瞥町内において国及び北海道が令和7年度に予定しております事業の概要について承知している内容をご報告申し上げます。まず、国の令和7年度予算編成における北海道開発予算の基本方針では、北海道の資源、特性を生かして、現在直面している国内外の課題に対し、北海道開発が果たす役割はますます重要となっているとしております。こうした背景を踏まえ、令和7年度北海道開発予算では令和6年度補正予算と合わせて切れ目のない取組を進めることとしており、北海道開発事業費では対前年度1.00倍の5,625億円で、令和6年度補正を加え、総額7,369億円が配分されたところであります。

次に、国の事業概要についてご報告申し上げます。国道453号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狭隘区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とし、平成13年度に事業化され、延長5.4キロメートルの道路改築事業が進められてきました。現在は、国道の蟠溪橋から上久保内までの第3工区において道路改良舗装工事や（仮称）長流川橋の工事が進められており、令和7年度中には2.2キロメートルが完成し、供用開始される予定であると承知しております。これにより、平成28年2月に完成した伊達市大滝区北湯沢温泉町から壮瞥町蟠溪市街地までの2.5キロメートルと令和4年3月に完成した蟠溪市街地の0.7キロメートルの全ての区間がつながり、懸案事項の解消による安全な通行が確保されるとともに、広域的な周遊観光の活性化等地域産業の振興にも寄与するものと期待するところであります。

次に、北海道の事業概要になりますが、道道洞爺湖登別線のサンパレス工区では約500メートル区間の整備が残されておりますが、令和7年度以降も事業の進捗が図られるものと承知をしております。本町としましては、当該事業は国土強靱化、来訪者や住民生活の安全確保をはじめ、地域経済の活性化のためにも重要であることから、本事業の整備促進、早期完成について引き続き要望してまいります。

次に、（仮称）有珠山外環状線のうち、道道滝之町伊達線につきましては、令和6年11月に新たなルートが開通したところであります。（仮称）有珠山外環状線を構成する町道上立香第2線の道道昇格に伴う道路改築事業につきましては、具体的な事業期間等は示されておりませんが、令和7年度には上立香橋の老朽化に伴う架け替えに必要な仮橋が完成する予定と承知しております。本事業におきましても整備促進、早期完成について引き続き要望してまいります。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により上久保内地区は安定しておりますが、幸内地区では比較的に変位は少なくなっている

ものの、いまだ融雪期や大雨時には変位が見られるため、引き続き注視が必要な状況にあります。今後も各関係機関との情報共有を図り、連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が令和7年度の国及び北海道が予定しております主な事業概要であります。

壮警町内では国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいり所存であります。

以上、令和6年第4回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○副議長（真鍋盛男君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○副議長（真鍋盛男君） 日程第5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和7年第1回壮警町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と、重点的に取り組む政策について申し上げます。

初めに、町長として町政を担わせていただき2期目の折り返しの年となります。

私は、就任以来、壮警町を、次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、

- ・公正・公平で、町民の皆様と共に歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、町民の皆様の幸せと壮警町の持続的な発展のために、健全な財政運営の下、まちづくりに取り組んでまいりました。

この間の温かいご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

本町は、人口減少、少子化や地域産業の担い手不足など、多くの課題に直面しており、解決するため、本町の持つ地域資源や人的資源を活用し、産業の振興、子育て支援、教育環境整備、火山との共生などを施策の柱として、計画的に事業を展開し、課題解決に挑戦しているところです。

昨年10月に就任した石破茂総理は「地方の繁栄なくして日本の繁栄はない」という思いの下、地方創生を政策の柱と位置づけております。

こうした環境を生かし、新年度においても、これまでの取組を基盤として、国や北海道の施策を活用し、町民の皆様の期待と負託に応えるべく、第5次壮警町まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

財政運営について申し上げます。

本町の財政は、平成 28 年度以降、収支不均衡となっており、行政サービスの維持、継続が難しい状況になっておりましたが、就任以来、職員の皆さんと危機感を共有し、改善に取り組んできたところです。

これにより、令和 2 年度から基金保有額は増加に転じ、令和 5 年度の決算では、一般会計の実質単年度収支が 3 年連続で黒字となり、全会計の基金保有額も 4 年連続で増加し、22 億 5,155 万円となったところです。

収支改善を踏まえ、町独自の子育て支援策の創設や、持家住宅取得推奨、民間賃貸住宅整備助成の拡充に加え、令和 5 年度からは、長年の懸案であった、壮瞥中学校の整備を推進してきたところであります。

新年度においても、子育て支援の拡充をはじめ、総合的な定住施策の継続に加え、道の駅の機能強化や脱炭素社会の実現に向けた公共施設の設備の更新など、町の将来に必要な投資を積極的に進めてまいります。

加えて、事務事業の継続、社会資本整備を計画的に推進していくため、引き続き、健全な財政運営に努め、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策、事業を展開してまいります。

予算の規模は、一般会計の総額は、46 億 8,700 万円で、前年度に比べ、9 億 800 万円、16.2%の減となっております。この主な要因は、中学校や新中間処理施設の竣工などによるものであります。

財政調整基金の繰入額は、燃油など物価の高騰の影響から、施設の維持管理経費などの増を見込み、前年度に比べ、400 万円減であるものの、1 億 8,600 万円となっており、引き続き、財源の確保と効率的な事業執行に努めるなど、安定した財政運営に取り組んでまいります。

新年度に、取り組む主要な政策展開の基本方向について申し上げます。

「元気な産業のまち」について申し上げます。

地域に安定した活気あふれる産業や、雇用の場があることは、地域コミュニティーを持続・発展させていくために重要です。

基幹産業の一つである農業については、本町の農業・農村が持続的に発展できるよう、将来を見据えた技術導入や生産基盤・体制の整備について、地域の実情を踏まえ、計画的に進めていく必要があります。

農業従事者の減少、高齢化が進行する中で、担い手の就農を促進するため、相談活動から研修の受入れなど、体系的で実践的な担い手育成・確保対策を関係者と継続して推進してまいります。

令和 3 年度から取り組んだ実証試験に基づき、農業水利やインフラ管理の省力化・高度化を図るため、情報通信環境整備を推進するとともに、生産性向上と高収益化を図るスマート農業の導入を支援してまいります。

堆肥センターにおける高品質堆肥の生産に加え、緑肥作物の導入、廃プラスチック

の処理、堆肥施用を支援する「持続的農業経営推進事業」を継続するとともに、肉牛の繁殖基盤の強化を図るため高能力繁殖牛の導入などを支援する「肉牛経営安定対策事業」を新たに導入する考えです。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するとともに、近年、醸造用ブドウの生産面積が増加している傾向にあり、民間でのワイナリー整備に向けた取組を支援してまいります。

関係機関の協力を得て、農地の利用集積、生産性や収益性の向上など、本町の農業・農村の望ましい将来像と地域活性化を図る構想を策定する「地域整備方向検討調査」を継続するとともに、用排水路の適切な維持管理や、国道整備に伴う飲雑用水施設の移設工事を実施してまいります。

りんごまつりについては、昨年度に続き、ゲームキャラクターをりんご大使に任命し、スタンプラリー形式で実施しましたが、新年度は、これまでの取組に加え、期間中に「物産まつり」を開催するなど、さらなる知名度アップと誘客、経済波及効果を全町的なものにしていく考えです。

有害鳥獣対策については、農業被害や車両事故の発生に加え、道内各地で、ヒグマの被害等が深刻になっていることから、必要な予算措置をはじめ、関係団体と連携を強化し、被害軽減に取り組んでまいります。

町営牧場については、再編後の利活用の方法を含め、早期に方向づけができるよう関係機関と協議してまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林環境譲与税を活用し、育苗を含め植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に推進するとともに、林道の維持管理を継続してまいります。

廃止鉱山の鉱害対策については、北海道や関係団体と連携して、坑廃水の適正処理等を継続してまいります。

商工業の振興については、事業者の経営安定や、事業継承など総合的な改善発達を図るための組織である商工会への補助を継続し、地域経済の活性化に向けた主体的な取組を支援してまいります。

令和4年3月に制定した「壮瞥町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく「住宅等リフォーム支援事業補助」や、コロナ禍での融資の返済に係る「利子補給」等、事業者支援を継続、強化してまいります。

加えて、起業化や新商品開発調査研究・販路開拓支援を継続するとともに、町内の店舗を巡る「デジタルスタンプラリー」を実施し、デジタル技術を活用した販売促進、情報発信に向け、機運の醸成を図る考えです。

観光業の振興については、観光協会や「雪合戦」への支援の継続に加え、企業立地促進条例などに基づき、立地企業の経営を支援するとともに、物価高騰の対策等に取り組んでまいります。

道路利用者の休憩拠点であり、本町の魅力や観光、農産品の情報発信拠点である「道の駅」については、指定管理者等との検討を踏まえ、情報館館内と駐車スペースを拡充し、さらなる活性化と機能強化を図る考えです。

昭和新山や洞爺湖、仲洞爺キャンプ場やジオパークを生かし、広域連携による、教育旅行や団体旅行の誘致に努めるとともに、アウトドアスポーツやアドベンチャートラベル推進による誘客に取り組んでまいります。

さらに、昨年7月30日に大阪府泉佐野市と締結した「ふるさと逸品協定」に基づき、相互の有する逸品の紹介や販路拡大、相互交流によるPR活動や人材育成を図っていく考えです。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

「子どもたちは地域の宝」であり「お年寄りはずまの財産」です。

子供からお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりは、若者世代の移住や定住を促進するためにも重要です。

子育て支援については、「壮警町子ども・子育て支援条例」に基づき、令和3年度から拡充した高校生までの医療費の無料化と、子育て応援祝金を継続してまいります。

子育て応援祝金については、入学時5万円の祝金を継続するとともに、近年の出生数の減少傾向への対策として、新年度から、出生時の祝金の支給額を、現行、10万円から50万円に増額し、子育て支援策の充実を図る考えです。また、昨年度から実施している小中学生の給食費の半額補助や、保育料と保育所給食費の完全無償化を継続する考えです。

保護者の信頼と期待に応える保育所運営や、小中一貫教育による知徳体の成長を育む教育を推進し、「子育てと教育のまち—そうべつ—」の実現に向け、地域と保育所、教育委員会が連携し取り組んでまいります。

また、児童福祉法の改正に伴い、子育て世帯に対する包括的な支援の充実に向け設置が努力義務化された「こども家庭センター」を、令和8年度に設置するため、組織・体制を検討してまいります。

胆振管内唯一の町立の農業高校である壮警高校は、特色ある教育活動を実践しておりますが、これからも産業の担い手の育成・確保や産業振興に必要な技術・情報等の拠点として、地域との連携を強化してまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の構築が重要です。

町内には、病院が1か所、歯科診療所が1か所あり、昨年、そうべつ温泉病院の移転に伴い、12月から久保内診療所を開設したところですが、今後も法人等との調整を図り、地域医療の確保に努めていく所存です。

高齢者等の支援については、社会福祉協議会や法人等と連携した各種サービスや

「生活支援ハウス運営」、「介護予防通所・家事援助」などとともに、昨年度、拡充した「福祉灯油」を継続してまいります。

健康寿命を延伸するため、各種検診や介護予防、相談支援体制の充実を図るとともに、介護保険事業や国民健康保険、後期高齢者医療の安定的な運営に努めます。また、社会福祉法人や町内の作業所と連携し、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

西いぶり広域連合が運営する新中間処理施設は、本年度、供用を開始したところですが、旧施設の除却に伴う負担を行うとともに、伊達火葬場の利用料の一部負担を継続してまいります。

地域交通対策については、胆振線代替バス等、バス路線の運行維持や、コミュニティタクシーの運行維持の補助を継続してまいります。

令和5年2月のゼロカーボンシティ宣言や「地球温暖化対策実行計画」に基づき、役場庁舎の照明のLED化やプラグインハイブリッド車を導入し、脱炭素社会の実現に向け、計画的に取り組んでまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

有珠山は、平成12年の噴火から25年が経過しようとしております。

近年、全国的に自然災害が頻発化、激甚化しており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要です。

噴火の再来に備え、防災啓発や訓練に加え、職員向けの研修などを実施するとともに、旅行者等の円滑な避難を促進するため、避難促進施設の指定と、当該施設による避難確保計画策定を支援してまいります。

また、警戒行動を事前に定めておく「タイムライン」の導入に向け、北海道や長流川流域自治体と継続して検討してまいります。

住民避難に備え、公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、避難所備品の計画的な購入や、自主防災組織の組織化に加え、広域避難に向けた近隣自治体や宿泊先との連携、協定の締結などを推進してまいります。

各種ハザードマップの情報を考慮した社会基盤づくりが重要です。

ハザードマップ上、火砕サージ到達予想エリアを回避する新設ルートとして、昨年11月23日に開通した道道滝之町伊達線は、長年にわたる要請の成果であり、今後も強力に国、北海道に要請活動を行ってまいります。

町道については、滝之町中島1号線の整備を継続するとともに、下立香橋の補修や、草刈り、除雪など適切な維持管理に努めてまいります。

また、生活や経済活動に欠かせないライフラインである簡易水道と集落排水事業等の安定的な運営に努めるとともに、本年度から導入した公会計制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、各地域の活性化対策について申し上げます。

有珠山との共生が宿命である本町にとって、各地域の歴史と特性を生かした地区整備の推進は重要です。

滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や、空き家・空き地の活用などを検討するとともに、建部改良住宅の移転整備を具体的に計画し、推進してまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、そうべつ温泉病院の移転後の施設の活用を法人等と検討するとともに、温泉資源の適切な管理や施設園芸野菜団地の施設の将来の在り方を検討してまいります。

国道 453 号（蟠溪道路）の整備に伴う施設の移転、定住促進住宅を整備するとともに、町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、道道洞爺公園洞爺線の整備促進に向けた要請活動を継続するとともに、地域の特性を生かした産業の振興と地域づくりを推進している事業者と連携し、環境整備を行ってまいります。

昭和新山地区については、関係者の理解を得て、危険家屋化した空き店舗を除却しましたが、地域の魅力化と噴火災害に強い地域づくりに向け、具体的なビジョンづくりを行ってまいります。

なお、新年度においては、北海道職員の地域振興派遣を要請しており、必要な予算を計上しております。

壮瞥温泉地区については、立地企業への必要な支援を継続するとともに、洞爺湖園地と湖面の安全で適正な管理、利用を図ってまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

「移住定住・関係人口の拡大」については、都市人材の誘致による活性化策である地域おこし協力隊や地域活性化起業人が、それぞれが有する経験と力を様々な分野で発揮され、退任後も活躍されています。

新年度は、退任する隊員の起業支援や後任を採用するとともに、新たに総務省の施策である「地域プロジェクトマネージャー」を活用し、移住定住の促進や空き家対策等、課題解決に向けた取組を推進してまいります。

慢性的な住宅不足を改善するために令和 3 年 7 月から拡充した「民間賃貸住宅整備助成」については、施策の活用に向けた相談が寄せられており、整備計画が定まった段階で、予算計上する予定としております。

令和 4 年 4 月から拡充した「持ち家住宅取得奨励金」については、平成 26 年度の創設後、多い年度でも 6 件の助成実績でありましたが、令和 4 年度は 12 件、5 年度は 9 件、本年度は 7 件を見込んでおります。

新年度は、前年度当初予算と同様の 4 件分を計上しておりますが、人口減、住宅不足といった課題を解決し、子育て世代の住宅取得と町内居住を促進し、将来への投資を促す施策として継続してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、本年度は、総合計画の後期基本計画の策定年度であり、地域別・政策分野別懇談会を開催しましたが、新年度においてもまちづくり懇談会の開催と自治会活動への支援を継続してまいります。

町政情報を分かりやすく伝え、発信するため、広報機能の充実に努めるとともに、議会の会議システムの更新や、国の方針に基づき、自治体業務処理の共通基盤への移行などに取り組んでまいります。

「基金減のない財政運営」については、これまでの収支改善に向けた取組を継続するとともに、諸物価高騰に対応し、公共料金や施設の利用料金の見直しの検討を行うなど、安定的な財政運営に努め、既存事業の継続と、まちづくり総合計画に基づき、計画的に施策を推進してまいります。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。

小規模自治体の特性を生かし、施策の推進や理解を促進するとともに地域の課題を把握し、解決していくため、「町民の皆さまとの対話・コミュニケーションを深める」よう継続して努めてまいります。

地方公務員には、住民福祉の向上と、まちを持続発展させるという普遍的な使命があります。

政策立案や事務処理能力を高めるため、研修への参加機会を確保するとともに、やりがいを喚起し、町民の皆様にとって身近な存在で「期待と負託に応え、親切で信頼される役場」づくりを継続してまいります。

行政事務を効率的に進めるため、消防や火葬場、ごみ処理、共同電算など広域連携による事務処理を継続して推進してまいります。

西胆振行政事務組合と室蘭市、登別市の各消防本部が共同で運用を目指す指令センター整備を進めるとともに、壮警支署の小型動力ポンプ付水槽車を更新するなど消防・救急体制の強化を図ってまいります。

結びになりますけれども、以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について、まちづくり総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

本町は、本年、146年目の歴史を刻みます。

先人は、不屈の精神とたゆまぬ努力で、幾多の困難を乗り越え、現在の豊かな郷土、壮警町を築いてこられました。

人口減、少子高齢化、コロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰などに直面しておりますが、先人の労苦に思いをさせ、新たなフロンティア精神で課題解決に、果敢にチャレンジすれば、必ず改善していきます。

希望と活力に満ちた壮警町を子供たち世代につないでいくために、まちづくり総合計画の目標である「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、全力を尽くす決意であります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執

行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（真鍋盛男君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 令和7年第1回壮警町議会定例会の開会に当たり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

初めに、我が国は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地球規模で進む気候変動等により、S X（持続可能性を重視した経営）・G X（クリーンエネルギー中心の産業構造への移行）・D X（デジタル技術を用いた業務改善）が急速に進展するなど、社会が加速度的に変化し、従来の知識や経験のみでは、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

このような時代を主体的に生きる人材を育成するため、子供たちが生き生きと学び、心豊かに、たくましく成長できる環境を整え、持続可能な社会のつくり手としての資質・能力や可能性を最大限引き出す、子供の瞳輝く教育を推進することが求められています。

教育委員会といたしましては、壮警町教育大綱を踏まえ、「変化する社会をたくましく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者、地域の皆様と連携しながら、小さな町だからこそできる「時代に即した、きめ細かい教育行政」を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

学校教育について。

全ての子供に、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を充実させるとともに、変化する社会をたくましく生きる力の育成を図ります。

子供の学びを支援する教育の推進。

（1）学びを変える授業改善。

子供が自分のペースで、自分で学ぶことができる、個別最適化を図った学びを引き続き実践していくとともに、自分で調べ、まとめ、発表し、他者と議論する中で学びを深める協働的な学びを推進します。また、1人1台端末を効果的・計画的に活用し、日々の授業をさらに工夫改善して、子供にとって「楽しい学びの場」、「互いに学びあえる場」となる授業の実現を図ります。

支援が必要な生徒への指導。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な支援を行うために、関係機関との連携や教育支援員の配置など、必要な措置を継続して講じてまいります。

2 豊かな心の育成。

（1）いじめの未然防止と見逃しゼロ。

昨年3月に改定した「壮瞥町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校のいじめ対策組織を実効的に機能させるとともに、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から全ての児童生徒を対象とする発達支持的、課題予防的生徒指導への転換を進めます。また、いじめを生まない環境づくりと児童生徒にいじめをしない態度や能力を身につける課題未然防止教育や課題早期発見対応を支援します。

(2) 誰一人取り残さない教育。

不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけることが求められています。そのため、不登校の原因や背景が多岐にわたることを踏まえた上で、適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、個々の児童生徒に応じて具体的な支援を組織的に進めることが大切です。このことを踏まえ、全ての子供に確実に学びを届ける仕組みづくりを目指します。具体的には、オンライン学習や別室登校に加えて、適応指導教室の設置や不登校児童生徒の心に寄り添う居場所づくりなど、学校の指導を支援、援助するとともに、相談体制の整備に引き続き努めてまいります。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携による支援体制も継続して強化してまいります。

3 学校安全及び環境整備。

(1) 学校の安全教育及び安全管理。

各学校の安全計画・危機管理マニュアルの年度ごとの見直しを徹底するとともに、「1日防災学校」等の取組の充実が図れるよう支援し、地域（有珠山等）の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練等を支援します。

(2) 学校の環境整備。

過去に例のない記録的な暑さに見舞われた一昨年、北海道教育委員会の学校管理規則の変更に合わせて、本町教育委員会の学校管理規則の長期休業日の総日数の上限をこれまでの50日から56日に変更しました。

熱中症対策に係る環境整備が計画的に進められていることを踏まえながら、引き続き適切な長期休業の期間を設定するとともに、教育委員会として児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができる環境の整備を継続して推進します。

4 小中一貫教育の推進。

(1) 壮瞥中学校建替事業。

令和7年3月にグラウンドと外構工事が完了し、校舎は6月に完成する予定です。それぞれ独立した小学校と中学校が渡り廊下でつながり、児童生徒の9年間を見通した教育課程を編成して、特色ある小中一貫教育を推進します。

(2) そうべつ型ふるさと教育。

壮瞥町小中一貫教育推進委員会が策定した全体計画に基づき、総合的な学習の時間等において、小中9年間を通した「そうべつ型ふるさと学習」を計画的に進めます。

児童生徒が「ふるさと壮瞥」に関する課題を自ら設定し、協力して調査・研究し、その成果を小学校は学習発表会、中学校は総合文化交流会等で、保護者や地域の皆様に向けて発表するなど、郷土愛を育む学習活動を推進します。

（３）外国語及び国際理解教育。

JETプログラムを活用した外国語指導助手を保小中高に派遣し、発達段階に応じて、外国語に必要な資質・能力を児童生徒に確実に身につける取組を進めます。また、フィンランド国派遣事業を通して、児童生徒の英語を活用した主体的なコミュニケーション能力の向上や異国文化の理解など、今後必要とされる国際感覚を高める国際理解教育の充実を図ってまいります。

５ 地域に貢献する高校づくり。

（１）躍進する農業クラブ活動等。

昨年９月、令和６年度日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会に出場した３年生が農業鑑定競技会（園芸）で優秀賞を受賞し、１０月に実施した日本学校農業クラブ全国大会に進出して、３年連続で優秀賞を受賞しました。

引き続き、生徒が日々の学習で学んだことを生かし、自身の可能性を広げ、大きく成長することができる環境を整えるよう支援してまいります。

（２）各開催行事の充実。

地域の皆様から期待されております開催行事については、昨年は、「朝市」に１８９人、「収穫祭」には１８６人、「りんご鉢花販売会」に２０８人、「めぐみ」は年間４回実施し、延べ１４２人の多くの皆様にご来校いただきました。生徒が日々実習等で育てた生産物や加工品をお客様に直接販売して評価をいただくことで、実践的・体験的な学習の場となり、学習の意欲の向上や生産から販売まで、農業のすばらしさを理解することにつながっております。今後も地域の期待に応える学校の取組を支援します。

（３）出願状況。

新年度の出願者は、一般選抜の出願者９人、推薦選抜の出願者４人、うち町内は３人となっております。出願者は昨年度から４人の減となりました。今後も引き続き、教育活動の充実を図るとともに、生徒募集にも積極的に取り組んでまいります。胆振西学区の中卒者は、令和７年から令和１３年の７年間では、２３６人の減少（令和６年４月時点）が見込まれており、通学圏外からの生徒の募集対策等について引き続き検討を進めます。

（４）進路状況。

令和７年３月の卒業生１５人は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、令和７年１月末現在、１２名が進路を内定しました。大学に２人、短期大学１人、専門学校に１人が進学し、就職希望者は、伊達市農業協同組合、イオン北海道株式会社、ザ・ウィンザーホテル洞爺、北海道日産自動車株式会社など、８人が内定しています。

6 地域とともにある学校づくり。

(1) 小中高全てがコミュニティ・スクール。

本町は、小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」の取組を推進してきました。読書や食育、そうべつ学びサポーターなど多くのボランティアの皆様による学校への支援が行われています。また、道教委の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校がより一層連携して地域全体で子供たちの成長を支える体制づくりを継続して進めてまいります。

(2) 教職員の働き方改革。

「学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めるとともに、一昨年から校務支援システムを小中高全ての学校に導入しました。子供たちが、質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすために、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう支援します。

以上、学校教育について述べました。

社会教育について。

令和6年度に策定しました「第9次社会教育中期計画」を踏まえ、「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針に社会教育活動の充実を図ります。

1 家庭教育支援。

家庭の教育力の向上と、子供たちの望ましい生活習慣づくりとして、SNS等が子供に及ぼす影響についての学習機会の提供を図ります。

2 青少年教育。

(1) フィンランド国派遣事業。

令和元年度に事業の在り方を見直し、日数の減や隔年での実施に変更しました。新型コロナウイルスの影響により、一昨年に4年ぶりとなる事業を再開し、昨年は、中学生1、2年生を対象に実施しました。今後は隔年で実施し、新年度は、ケミヤルヴィ市から来町する予定であり、ホームステイの確保、小中学生や町民の皆様との交流等について、実施する予定であります。引き続き、本町独自の特色ある事業として、また、本研修を経験した生徒は、英語力の向上や国際理解についての考えを深めるなど、生徒の成長に大いに寄与していると評価しており、今後も学校と連携して事業の充実を図ってまいります。

(2) 子ども郷土史講座等。

「子ども郷土史講座」「児童生徒芸術鑑賞会」「地域子ども会、子ども会育成連絡協議会への支援」など、子供たちの成長に欠かせない良質な体験活動として実施し、豊かな心を育ててまいります。

3 成人教育。

自らを高める取組とニーズに対応した学習機会の提供や地域づくりを進める成人

教育を推進するため、「夜空を見る集い」「マイプラン講座」など、学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。また、地域住民や各種団体と連携して、子育て、福祉、教育、防災などの地域課題について、自ら解決していく資質・能力を高めるとともに、住民の主体的な社会参加を促し、課題解決型の学習機会などの提供を推進します。

4 高齢者教育。

「山美湖大学の開設」など、健康づくりや軽スポーツ、社会見学や趣味教養の講座など、心豊かで生きがいを感じ、充実した生活を送るための学習機会の提供や豊富な経験や知識を地域に還元し、次世代と共に元気で活躍できる環境づくりを継続して推進します。

5 芸術文化・文化財。

創立 60 周年を迎える「壮警町文化協会への支援」や、「運営ボランティア実行委員会への協力支援事業」「芸術鑑賞ツアー」など、関係団体と協力して内容の充実を図ります。また、「新年！伝統あそびの日」を実施し、かるたや太鼓、餅つきなどの日本の伝統行事を子供たちに体験させ、加えて、本町の「仲洞爺獅子舞」「久保内獅子舞」を保存会の皆様と共に、子供たちに獅子舞を体験させる取組を実施いたしました。子供たちも楽しく参加しており、新年度も継続して内容の充実を図り、壮警町指定無形文化財保存継承を支援してまいります。

6 生涯学習の環境整備。

生涯学習施設の環境整備と各学校と連携した学習環境の充実を図ります。新年度、新しい壮警中学校の校舎が完成し、その他の学校施設を含めて、学校の教育活動に支障のない範囲で、学校開放事業等についての検討を進めます。

7 子供の読書活動の推進と読書環境の整備。

令和 5 年度に策定しました「壮警町子ども読書推進計画（第四次計画）「より深く豊かな人生を育むために」」に基づき、全ての子供が、様々な機会と様々な場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、図書ボランティアや読み聞かせボランティアの皆様、関係機関と連携して、積極的にその環境整備を図ってまいります。また、各ボランティアの皆様の活動や人材育成等について、引き続き支援してまいります。

（1）家庭における読書活動の推進。

「ブックスタート事業」など、乳幼児期から読書に親しむ機会づくり、小学生からの読書習慣の形成のための環境づくりを支援してまいります。

（2）地域における読書活動の推進。

「図書フェスティバル」「春の子ども読書週間」や「夏休み子ども企画展示」の実施、「季節 新規・継続の装飾と特別展示」の実施など、地域における読書活動を推進します。

(3) 学校等における読書活動の推進。

「読み聞かせ」や「朝の読書」の実施、「学校ブックフェスティバル」の実施など、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を支援します。

8 生涯スポーツの振興。

令和6年度に策定しました「第3期壮瞥町スポーツ推進計画～スポーツで築く、持続可能な地域と人づくり～」に基づき、生涯にわたってスポーツに親しみ、活力ある生活を送れる元気な町を形成するとともに、地域の魅力である自然資源を生かしたスポーツ活動を展開し、持続可能な地域と人づくりを推進します。

(1) スポーツで人づくり。

幼少期からのスポーツ機会の充実と体力向上、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、体育協会、スポーツ少年団活動の充実、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ活動の充実に努め、生きがいと活力ある生活が送れるよう、スポーツ活動を推進します。

(2) スポーツで集う。

スポーツ推進員を中心としたスポーツ活動の充実、町民が集うスポーツ活動及び近隣市町村との連携、スポーツ雪合戦などの特色ある地域スポーツ活動の普及支援など、多くのスポーツ交流を生み出す活動を支援してまいります。

(3) スポーツでまちづくり。

ジオパークや自然等を活用したアウトドアスポーツ活動の推進、スポーツ合宿誘致の展開、町内施設の有効活用、体育施設整備の検討など、地域資源を活用したスポーツ活動を推進し、スポーツを核とした地域活性化を推進します。スポーツ庁の「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」で立ち上げた「そうべつアウトドアネットワーク」を昨年から法人化組織へと発展させて、新年度もさらに事業の多角的な展開を支援してまいります。

9 学校部活動の地域展開。

「持続可能な部活動の実現」を本町のスポーツ・文化や経済活動の永続的な振興と少子化対策の一環として捉え、関係団体と連携して「部活動の地域展開」を推進して地域の活性化を目指します。一昨年は「壮瞥町部活動地域移行関係者会議」を開催し、昨年は「部活動地域移行検討協議会」を立ち上げ協議してまいりました。新年度は協議会を中心として検討を進め、体制の整備に向けて取り組んでまいります。

結びになりますが、以上、令和7年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

これからの社会において、一人一人の人生が豊かで幸せなものにしていくために、教育が果たす役割は大きいと考えます。教育委員会といたしましては、本町の学校教育・文化・スポーツの振興と豊かな生涯学習社会の実現に向けて、学校、家庭、地域と連携し、力を合わせて推進してまいります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長（真鍋盛男君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○副議長（真鍋盛男君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 令和7年第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問の主題、柱として、町政執行方針で示された産業振興の現状と振興策の取組方策についてであります。田鍋町政2期目の令和7年度の町政執行方針と取組が示されました。よりよい町政執行を願い、重点施策の現状とその施策展開で目指す基本的な考え方について以下質問します。

1点目、昭和53年6月27日に開基100周年記念として制定した町民憲章の中で、壮瞥町は農業と観光の町です。資源を活用して豊かなまちづくりに励みますと定めています。50年前を振り返ってみても、農業は今と変わらず貴重な基幹産業の一つと言えます。往時とは違い、農業従事戸数の減少をはじめ、農業従事者の高齢化、後継者問題等多くの課題を抱えた産業でもあります。町は、基幹産業の農業の実態と課題をどのように把握し、その課題解決に向けて取り組んできた施策、その成果をどのように評価して今後の施策に取り組む考えか伺います。

2点目、令和3年度から6年度まで取り組んできた情報通信環境整備事業の実証事業の取組内容、この事業の取組による成果、取組農家の実態について、さらに執行方針の中で述べている生産性、高収益性を図るスマート農業の導入を支援すると述べていますが、今考えられる支援策について伺います。

3点目、新たに導入すると表明している肉牛経営安定対策事業をより理解するために、壮瞥町内で飼育されている肉牛生産農家の実態、肉牛の生産高、売上高ですね、この制度創設による現在想定されている対策事業の内容について伺います。

4点目、町営牧場の統廃合について表明されて久しいが、現在まで取り組まれてき

た内容、統廃合が進まない要因は何か。さらに、何年を目途に考えているか伺います。

5点目、近年醸造用ブドウの生産面積の増加傾向があることから、ワイナリー整備に向けた取組支援を表明しているが、壮瞥町での生産者数、栽培面積等の実態、ワイナリー整備に向けての想定される支援内容について伺います。

6点目、壮瞥町の観光面で一番来遊客の多い昭和新山地区の危険家屋の取壊しが終わりましたが、その後の観光地としてのビジョンづくりを進めるとの表明がありますが、どのような取組で策定を進める考えか、またそのビジョンづくりはいつまでと考えているかについて。

以上6点について伺います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、佐藤議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の本町農業の実態と課題及びその対策についてですが、令和2年農林業センサス等の統計では本町の農家戸数は120戸で経営耕地総面積は947ヘクタールとなっており、5年前に比べ、いずれも2割程度減少し、1戸当たりの経営耕地面積は7.9ヘクタールで5年前の7.8ヘクタールからほとんど変わらない状況にあります。

農業者の高齢化や後継者不足等により農家戸数が減少する中、担い手不足や労働力不足が課題となっておりますが、本町では担い手の確保を図るため、町独自の就農支援制度を設けており、令和2年度からの5年間で新規就農者3名、就農後継者1名、雇用就農者3名が支援制度を活用し、就農しております。また、令和7年4月から新規就農者1名、就農後継者2名が就農研修を開始する予定となっております。町といたしましては、町独自の就農支援制度の継続、農業研修シェアハウスの有効活用等により担い手の確保を図るとともに、労働力不足解決のため、国営農地再編整備事業の地域整備方向検討調査の継続やスマート農業の導入等といった農業生産性の向上や農作業の効率化につながる取組を推進してまいります。

2点目の情報通信環境整備事業の取組及びスマート農業の導入支援についてですが、令和3年度から2年間で本町の情報通信環境の現状と課題を把握するとともに、事業導入に向けたニーズ調査や整備に向けた基礎調査等を実施し、情報通信環境整備計画を策定いたしました。その後令和5年度からの2年間で電波状況の改善を図るとともに、情報通信機器の種類や台数の精査等を行ってまいりました。令和7年度は本格運用に向けた整備を予定しており、農家の皆様の労働負担や町職員の業務負担の軽減が図られるものと考えております。また、令和7年度から施設園芸用ハウスの循環制御システム導入に対する補助制度も創設しており、スマート農業の定着促進に向け、様々な取組を支援してまいります。

3点目の肉牛生産農家の実態と肉牛の生産高及び肉牛経営安定対策事業の内容についてですが、本町の肉牛生産農家は12戸で、令和6年2月1日現在の飼養頭数は654頭、令和5年度の肉牛の生産高はJAとうや湖扱いの壮瞥分として1億6,169万

6,000円となっております。令和7年度から開始する肉牛経営安定対策事業につきましては、優良繁殖雌牛の導入に対する補助として1頭当たり4万円の交付を予定しております。

4点目の町営牧場の統廃合についてですが、これまで企業等に働きかけをするなど立香牧場の活用策を検討してまいりましたが、方向づけには至っておりません。町といたしましては、利活用の方法を方向づけした上で統廃合を取り進めたいと考えており、引き続き企業等への働きかけやその他新たな視点も加えながら解決に向けて取り組んでまいります。なお、統廃合の時期は明言できませんが、早期に方向づけできるよう取り組んでまいります。

5点目の醸造用ブドウの生産実態及びワイナリー整備に向けた取組の支援についてですが、現在町内には醸造用ブドウの生産農家が6戸おり、生産総面積は9.6ヘクタールとなっております。また、6戸のうち4戸が平成30年度以降に参入した生産者で、近年は増加傾向にあり、令和7年度にはさらに1戸増える予定となっております。現在複数の企業がワイナリー整備に向けて取り組まれておりますが、町としましては既存の支援制度の活用により、取組に対して支援をしてまいります。

6点目の昭和新山地区のビジョンづくりにつきましては、振り返りますと平成12年の有珠山噴火以降、特に平成14年から平成16年頃と平成27年から平成28年頃の過去2回、関係者間で当該地区の再生議論に時間を費やした時期がありましたが、当時実質的なビジョン策定には至っておらず、その点から見てもそれだけ困難な課題があったものと考えております。そのような背景を踏まえ、多くの関係者が当該地区の再生を願い、まずは最も困難な懸案と言えます空き店舗問題に対して令和3年度より約3年をかけ、関係者一丸で事態改善に向け、取り組んできました。その結果、昨年10月、当該地区の危険家屋化した空き店舗3軒が解体撤去され、更地にすることができ、当該地区の再生に向け、大きな一歩を踏み出したと認識しているところです。

今後につきましては、これまでの調査や関係機関等との調整を踏まえ、関係機関との協議、支援制度等について調査検討を継続するとともに、地域の事業者等と調整を図りながら具体的なビジョンの策定に向け、さらなる環境づくりを進めていく考えです。なお、ビジョンの策定期間に関しましては、過去の経緯から見てもさらなる環境づくりに時間がかかるものと認識しており、環境が整い次第ご協議させていただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） それでは、今答弁いただきましたので、答弁内容に沿って順次質問を続けたいと思います。

まず最初に、農業の振興策についてですけれども、答弁の中で本町の農家戸数は120戸とあり、その120戸の根拠は令和2年、すなわち2020年に実施された農林業センサスというのですか、との統計によるものとありました。あまり聞き慣れないこの調

査で5年ごとに実施される農林業の生産構造、就業構造を明らかにし、農山村の実態を総合的に把握する。これは、農林水産省のホームページで解説している説明です。その詳細な内容は承知しておりませんが、これは私だけでなく、町民の皆さんも皆同じでないかと思えます。この5年ごとの調査による農家戸数120戸とありましたけれども、3年とか4年、今までの間に増減はなかったのか、もしも承知していれば伺いたいと思えます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

農林業センサスの関係でございますが、2020年にやっています、先ほどもお話ありましたが、5年ごとにやっておりますので、3年、4年、5年というところの今数字は押さえておりません。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。そういう3年度から今までの増減については把握していないということです。そうしますと、今は120戸という押さえ方でよろしいのですね。さきに5年ごとに行われる調査と申し上げましたけれども、ホームページを開いて調べていくうちに、2025年も実施します。そして、令和7年2月1日現在の調査で既に2024年12月15日から2025年2月28日までの間に市町村が設定した期間にこの調査を市町村が行うようです。そこで、今壮警町はこの農林水産省で示している期間のいつこの調査に取り組んだのか、またそのときの調査は120世帯だったのかどうか、これも確認しておきたいと思えます。

○副議長（真鍋盛男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 農林業センサスの関係につきまして私のほうからご答弁させていただきますが、議員おっしゃるとおり2024年12月15日から2025年2月28日の間で設定した期間で調査をしまして、今取りまとめ中でございますが、数字については取りまとめ後に出てくるものでございますので、今現在の数字としては持ち合わせておりません。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 調査対象は農林関係者です。そこで、農業が120戸というのだから、まずこの方には調査が行ったのではないかな、素人で申し訳ありませんけれども、そんな感じ受け取ったのです。

そこで、私が壮瞥町にお世話になって今年で 53 年になります。当時の農業経営者はほとんどこの世を去りました。その息子さんも 60 代後半から 70 代となり、そしてそのお子さんが後継者となって営農に従事、または学業を修了後公務員として勤務していた方、また一般の会社に勤務していた方が後継者として家に戻り、親子で農業経営に一生懸命取り組んでいるうれしい姿を見ることができます。その反面、後継者がなく、その方と話すとなんの代で終わりさと寂しい言葉を聞くことがあります。現在 120 戸の中で後継者がいないと思われる戸数はどの程度か、もし承知していれば伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちら後継者の有無についてでございますが、国営農地再編整備事業の関係でアンケート調査を実施しておりますので、その回答でお答えさせていただきます。回答数全数で 81 件ございますが、後継者がある方 15 件、後継者いない方 56 件、後継者未定 10 件、合計 81 件ということになります。

以上になります。

○副議長（真鍋盛男君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 分かりました。120 戸のうち 81 戸の回答で、このような数字聞いて私はやっぱり驚くし、これからの壮瞥町の農業のあり方ということをやはり真剣に考えていかなければならないのではないかな、そんな気がしてなりません。このアンケート結果をやはり農家の方自身も、また行政も真剣になって考えていくことが必要でないかと思えます。

次に、経営農地面積について伺います。この数字も先ほど農林業センサスを基にしたの回答で、耕地総面積は 947 ヘクタール、1 戸当たり平均 7.9 でほとんど変わらないという答弁をいただきました。そこで、また古い資料で申し訳ありませんけれども、昭和 50 年、1975 年の壮瞥町の経営農地面積は 1,158 という記録が残っておりますし、農家戸数もそのとき 277 戸あったと、これは昭和 54 年版の壮瞥町史の 626 ページに出ていますけれども、そのように 1,158 ヘクタールが現在は少なくなっていますね、947。そして、農家戸数もすごく減っております。この 50 年前の耕作面積の平均を単純に割り返しますと 4.1 ヘクタール。ただ単に私は 7.8 だとか 7.9 に耕作面積が増えたといって一喜一憂するのではなくて、耕作面積の一括した平均値でなく、例えば小規模な農業経営者、またいろいろと農家をやめた方から土地を求めて大

規模にやっている農家まで様々だと思います。私は、そういう実態を知りたいのです。ただ単に平均何ぼですではなくて、少ないある一定の数字で区切ったもの、もしもそういう資料がお手元があれば答弁していただきたい。もし無理であれば今後何らかの機会でもたお尋ねしたいと思いますので、この点よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましても先ほどのアンケート調査の関係でございますが、経営面積別の農家数というのを出していまして、まず3ヘクタール以下が16件、3から5ヘクタール、11件、5から10ヘクタール、24件、10から20ヘクタール、20件、20から30ヘクタール、3件、30ヘクタール以上、5件、無回答2ということで81件になっております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。ありがとうございます。私は、この数字が知りたかったのです。というのは、ただ単に平均が何ぼだからということではなくて、こういう小さな面積の農家の方にも行き届いた町の取組と申しますか、援助と申しますか、そういうものが必要だって常日頃考えているものですから、今聞きましたので、今後これを参考にしながらいろいろと考えていきたいと思ひます。

そこで、次に移ります。先ほど町長の行政報告にもあり、また答弁の中でも国営農地再編整備事業について触れられておりました。令和6年度の町政執行方針の中にはこのことは触れられておりませんでしたけれども、町民の皆さんもほとんどこの事業名もこんなことやっているとは知らないのではないかと思ひますので、この際この事業の取組内容やこの事業実施による効果、期待される成果、これを伺いたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

本町の農業の現状の部分で申しますと、道内の中ではかなり1件当たりの経営面積というのは小さいのですが、それとともに圃場ごとの面積も小さくて、作業効率がなかなか上がっていかないという問題がございました。また、離農等でその農地を次の方が使うとなったときに、自分の経営耕地の場所から離れたところにあたりして通作の時間もかかるというところで、なかなか規模拡大もできないという現状もございます。

そういった中で今回この国営農地再編整備事業というものを検討しているわけですが、こちらについては何枚かの圃場を1枚にして大きな形にするというようなことを考えております。そうすることによって大型機械も入ることが可能になりますし、スマート農業の部分でも利点が出てくるのかなと思ひております。それと併

せて、町内の農業用排水路等も老朽化してきておりまして、それについても区画整理と併せて更新ができるというものもございまして、そういった意味で、これから農家戸数が減っていく中で農地を守りながら農地を有効活用していく上でやはり規模拡大していく必要がありますので、そういうところを室蘭開発建設部さんの力をいただきながら検討しまして、農家さんとの話し合いをしながら事業実施の可否について今後とも検討してまいりたいということで考えております。

以上になります。

○副議長（真鍋盛男君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からも、重複することになるかもしれませんが、ご答弁申し上げたいと思っておりますが、昨年度の町政執行方針の中では確かにお話ししていないところであり、これは事業採択になるかならないか、事業採択をいただくことが今年度に入ってから、令和6年度に入ってからになったということもあって、やっぱりその辺は配慮をしたということでありまして、しかし基本的な考え方は将来の農村、農業の在り方について構想づくりを行っていきたいということで、具体的な名前は言及しておりませんが、同じ危機感を共有した中で取組を開始していくということについては申し述べていたと記憶しておりますので、その辺はご理解をいただければと、このように思っているところであります。農業、農村がこのまま持続していくためにはどういう在り方がいいのかということ国ですとか北海道の力を借りながら皆さんと、農家の皆さんを中心に検討してくということに尽きるのかなと思っておりますし、ご理解をいただければと思っておりますし、そのために昨年10月の末にもまちづくり懇談会、分野別懇談会の中でも説明をいただいておりますし、行政報告で申し上げたような農業者の皆さんを中心とした説明会も開催しているところであり、決して何もしていないわけではなくて、関係する方々との認識の共有と進め方、方向づけに向けて努力をしているということはお理解をいただければと思っております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 私は、何もしていないでなくて、行政報告見ますといろいろと何々やったって書いてあったものですから、それが私たちは行政報告を見て、聞いていろんな活動を一生懸命やっていること分かったものですから、その内容を確認したいなということで今お聞きしたのです。それは、今後も農村の再構築といいますか、そういう面で貴重な事業ですので、やはり取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、2点目の情報通信環境整備事業、これについて伺いたいのですけれども、令和3年、4年で取り組み、策定したこの整備計画を基にして5年、6年度で整備した事業内容はどんなことがあったのか。それから、7年度から本格的運営に取り組むという計画ですけれども、この事業の範囲、この事業の対象者や対象戸数はどの程度

なのか。そして、将来この事業を継続、運営していく上での行政負担、また受益者負担といえますか、それは生じてくるのかどうか、この点について2点目の質問にしたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、令和3年度、4年度と計画策定をしております、その後令和5年度、6年度につきましては精査をしていったというところですが、まず5年度につきましては農家さんとのワークショップをやったり、あと普及啓発のリーフレットを作成して周知をしたり、また水田センサーとか利用状況の確認であるとか、あとオロフレのハウス団地のほうの温湿度センサー等の使用状況等を確認を行ったりして、それと併せて、電波が行きにくいところもあったものですから、その辺を改めて精査もしていったというところがございます。6年度につきましても継続して電波調査を改めて行いまして、無線基地局の台数等の確定をするため、そのような形を行っております。あわせて、オロフレハウス団地の方とか水田センサーの利用者とかとのワークショップも引き続き行っております。それで、令和3年度、4年度で計画策定しまして、その精度を高めていったのが令和5年度、6年度ということで、計画の修正というか、を加えたような形になっております。

それから、範囲についてでございますが、基本的には町内全域を対象としております。それで、受益者につきましては、ハウス内のセンサーであるとか温湿度センサーにつきましてはオロフレのハウス団地の組合の方7名の方が利用しております、あと水田センサーにつきましては3名の方現在使用して、7年度からは1名増えて4名の方というところがございます。それから、あとわなセンサーというものもありますが、それはくくりわなの作動通知というものになりますが、こちらにつきましては鳥獣の協議会であるとか猟友会と協力しながら進めている状況でございます。

行政と受益者の負担というところがございますが、行政としましては今回7年度でハード整備をしていくわけですが、その後はランニングコストがもちろんかかってくるわけございまして、そちらにつきましては今概算で100万程度かなとは考えております。受益者負担につきましては、7年度に協議、調整をしていく考えでおりますが、通信料というか、そういう部分での費用負担等を協議してまいりたいと思っております。

以上になります。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今概略聞いて、答弁されたことは分かりました。そこで、私この答弁聞いて、今まで取り組んで初年度は2,000万くらいでしたか、かけたと思うのですがけれども、資本投下にしては意外と、利用戸数っていいですか、この恩恵を受けている農家戸数が少ないのに驚きました。やはりこれは経営規模の大小によって違

うのではないかなと思いますけれども、この運営はせっかく取り組んできたものですから、広めるような形で今後取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そこで、今度は3点目の肉牛経営安定事業について伺います。壮瞥町の家畜の飼育状況を振り返りますと、昭和40年から50年代にかけ、町内で家畜の飼育が盛んで、養鶏、養豚、肉牛の飼育が盛んでした。特に牛については、町内で単独で共進会を開いておりましたし、管内だとか道内で開かれた共進会で毎年優秀だということで多くの賞を受けて、広報そうべつにその牛の姿が写真で掲載されていたことを思い出します。また、壮瞥町史を開いてみますと、昭和51年、1926年には乳牛、搾乳ですけれども、飼育は17戸があつて、牛は101頭、生産量も年間145トンで売上げも1,200万という記録が残っております。この肉牛の飼育は、同じ51年で50戸で425頭が肉牛として飼われていた。そういう記録も残っております。

そこで、先ほど現在の壮瞥町の肉牛を飼われている方は12世帯で654頭という数字がありました。1戸当たりになると平均54頭になりますけれども、これこそ飼育頭数を簡単に12で割ったのでは町内の経営状況が分かりませんので、もしもお手元に資料があれば、先ほど耕地面積でお話あつたように区分して説明願えたら壮瞥の肉牛の生産はこういうのだなということが分かると思うのです。そういう面で、もしもお手元に資料があれば伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、肉牛の畜産農家さんが12戸ということでございますが、1戸が繁殖と肥育一貫経営という部分がございます、残り11戸につきましては繁殖の部分のみということでございます。繁殖、肥育の一貫経営のほうにつきましては全体の半分程度になるのかなと考えておりました、残りにつきましては繁殖農家の頭数ということでございます。

以上になります。

○副議長（真鍋盛男君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の補足があります。

産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） 先ほどの答弁の補足で再度答弁させていただきたいと思ひます。

繁殖経営の畜産農家11戸ありまして、飼養頭数が30頭以下が8戸、100頭以下が

3戸、合計の11戸となっております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の答弁で補足で状況は分かりました。そこで、事業内容の説明で優良繁殖雌牛の導入に対しての補助だということが説明でありましたけれども、通常優良と言われる雌牛の一般の市場価格というのですか、それは1頭どのくらい現在しているのでしょうか、もしも承知していれば伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、優良であるからという金額というのには特に出されてはいないのですが、肉用子牛の価格で申し上げさせていただきますと黒毛和種の去勢で61万2,000円、これが令和6年7月の数字になります。雌牛で49万7,000円となっております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今聞いて、こんなに牛が高いのかって、全然知識がないものですから驚いているのですけれども、それに対して取引価格と比較して補助金が1頭につき4万円とあって、予算書見ると、予算の説明会的时候には聞いたのですけれども、あまりにも低額でないかななんて、聞いた瞬間そう思ったのです。それで、この多い少ないは後日開かれる予算審査特別委員会でもた発言したいと思いますけれども、このような牛の購入に対して道内で補助制度を持って取り組んでいる市町村があれば、承知していれば伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

道内のそういう補助金制度については、道内としては承知してはおりませんが、近隣でいきますと洞爺湖町と豊浦町が実施しております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 洞爺と豊浦はやっているということですね、実施している。それは、牡牛と同じく1頭につき4万円ですか。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

1頭当たりの単価につきましては、同じく4万円となっております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） この件については最後にしたいと思いますけれども、このように町が新しくこの事業に取り組むきっかけとなったのは畜産振興だとは思いますが、飼育している飼育農家の方から何とか町が面倒見てくれよとかいう要望があったのかどうか、これをこの質問の最後にしたいと思いますけれども、どうでしょう。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらの補助制度につきましては、肉牛の子牛の価格が今低迷しているというところもありますが、昨年壮瞥町畜産振興会からも要請を受けていまして、そういった中で検討して今回導入したいというところでございます。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。畜産といたしますか、牛を飼われている農家の方から要望があって、それに応えたということで私は理解いたしました。

それでは、4点目の町営牧場の統廃合について伺います。私が町営牧場に初めて接したのは昭和48年の6月でした。社会教育活動で町民歩けあるけ運動で、そのときは80の方が参加して、坂道を上って奥のほうまで入って、振り返ってみたときの印象が今でも残っているのです。それは何かというと、今のように牧場の裾のほうに、木が小さかったものですから、遠くに眼下に洞爺湖だとか、遠くは羊蹄まで見えるすばらしいところだなと、そういう印象が今でも残っております。それから四十数年が経過して、町営牧場の統廃合が町政執行方針に取り上げられてからもう何年になるでしょうか。

私は、たびあるごとにこの件についてただしてきましたが、6年度でも町政執行方針の中で、これは2024、ナンバー724、広報そうべつ4月号の3ページに執行方針の中でこう書かれております。町営牧場の再編に向け、年度内に方向づけをしますと明言しているのです。今回の答弁では、統廃合の時期は明言できないが、早期に方向づけをできるよう取り組みたいとの答弁がありました。私は、予算審査等の中でもこのことについて発言してきましたが、正式にこの件について田鍋町政になってから一般質問としてただしたのは令和元年第3回定例会でした。町営牧場の現状と統合についてただしたのに対して、統合に向けての意見調整会議、その会議というのは町営牧場管理運営委員会ですけれども、この委員会を30年、31年度に開催、牧場を1か所に集約する説明等をしたが、特にその席では意見がなかったという答弁でした。今後利用者、団体等と再度確認し、閉鎖後の牧場の在り方、畜産振興の観点から具体的な検討を進めたいとの答弁がそのときにありました。

今回の答弁で利活用の方法を方向づけた上で統廃合を進めたいとのことですが、6年度の町政執行方針で示した年度内に方向づけしますとの方針は一步も前進しておりません。担当者は、町長でなくてこの仕事を進める担当者はどのような取組をしてきたのか、これをまず伺いたいと思いますし、また答弁の中に、方針も決まらないうちに引き続き企業への働きかけを挙げていますが、企業にどのような働きかけをし、どのような返答があったのか、これももしも承知していれば担当課に伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、牧場の統廃合について今検討しておりますが、進んでいない状況に申し訳なく思っております。それで、基本的には農振農用地区域でありますので、農地として活用できないかというところも考えながら、ほかの活用策も検討している状況ではございますが、具体的にまだ当たれていないのが現状でございます。ただ農振農用地ではありますが、急傾斜とか、農地としてはちょっと使いづらい部分もございますので、そういった部分の例えば分割的な農振農用地からの除外とか、そういうのも検討したり、あと植林をすとか、そういう部分も検討したりという状況ではありますが、現状のところ具体的に動けていない部分がございますので、今後は引き続き具体的に進めれるように取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の現状分かりましたけれども、こうやって方針きちっと決めて取り組まなければ私は前進しないのではないかな。そこで、町民の皆さんは町営牧場にどのくらい入牧されているか。これはいろんな中で議会では説明はありましたけれども、この際改めてここ数年間の入牧頭数、そしてそれは多分町外の方も利用しているのではないかと思いますけれども、町内の方の入牧されている戸数と頭数、それから町外からもしもあればそれはどのようになっているのか、現在の利用状況を説明願いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

令和4年度から申し上げたいと思いますが、上久保内牧場で45頭、内訳としましては町内が28頭、町外が17頭、立香牧場が8頭、こちらは馬になりますが、町外が8頭ということでございます。5年度につきましては、合計で45頭、町内が28頭、町外が17頭、立香牧場につきましては町外が8頭、令和6年度につきましては合計で25頭で、町内が18頭、町外が7頭、立香牧場につきましては11頭で、町外が11頭となっております。また、6年度の町内の農家の利用者農家戸数につきましては4戸となっております。町外が2戸となっております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 広い牧場に少ない頭数の入牧で、入牧料も大変減少しているでしょうし、減少してもそこに係る人件費は変わらないと思います。

そこで、5年度に町内が28頭いて6年度が18頭、10頭も減りました。このように入牧が減少している要因はどのように考えているか伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちら令和6年度入牧数が減っている要因になりますが、農家の方からお聞きしま

すと、やはり前の年の猛暑で牛の受胎がうまくいかなかったり、ちょっと時期がずれたり、そういうこともあって今回の令和6年度の入牧については入れたかったのだけれども、入れられなかったという方もいらっしゃったので、そういうのが要因かなと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 要因はそれだけでないと思いますけれども、答弁見ますとまだ時期は決まっていないだとか、そういうお答えでしたけれども、やはりきちっとこのことは精査してできるだけ早く方向づけを見いだすことが私は必要でないかということ要望して、この点については終わりたいと思います。

そこで、5点目に移ります。道内にはワイナリーが各地にあります。2024年末で最新の数ですけれども、71か所があると、インターネットで調べると最新の数は71か所ということが出てまいりました。壮瞥は、明治時代から果物の植栽が始まりました。残念なことにワイナリーはありません。1月8日付室蘭民報の11面に次のような記事が見出しが出ておりました。ホテル周辺にブドウ7,000本、28年春、7,500本製造を目指すという記事が載っておりました。

そこで、令和7年度の町政執行方針の中に醸造用ブドウのワイナリー整備に向けた取組に対しての支援が盛り込まれておりました。現在醸造用ブドウ耕作者は6名、そして7年度に1名が加わると先ほどの答弁にありましたけれども、生産者の名前は求めません。町内のどの地域でこの事業に取り組まれているのか、字名で、例えば滝之町で1だとか、そういう形で分かる範囲で、個人名は求めませんので、字名でお答えをいただくことによって町内のどの辺、どの地域でこういうのが取り組まれているのではないかということが町民の皆さんもお分かりになるとと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、6戸の地域別の内訳でございますが、滝之町で2戸、立香で1戸、仲洞爺で2戸、幸内で1戸となっております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） それは分かりました。町内を車で走っていると、ここにブドウがまた植えられたなど、それは見る事ができて、町内の各地にこういう醸造用のブドウ耕作者が増えてくるのだなということが分かりました。私は、ワイナリーというのは全くの素人で分かりません。そこで、基礎的なことを教えてください。1点目、醸造用ブドウとして収穫できるのは植栽してから何年目から可能なのか。

2点目、現在栽培している6人の皆さんのうち、ワイナリーを計画している方はどの程度あるのか。

3点目、ワイナリーの規模も様々だと思います。1つのワイナリーの施設、設備に

係る費用はどの程度なのか。

4点目、既存の支援制度を活用してとの答弁がありましたが、既存の支援制度でどの程度の支援が受けられるのか、これは規模によっても違うと思いますけれども、以上申し上げた4点について伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

醸造用ブドウの木についてですが、6年以上が成木とされておりまして、ただ収穫は、満度ではないのですが、3年くらいから取れるということだと考えております。

それから、ワイナリーの6戸のうち、今実際取り組まれているのは1戸というところでございます。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 3点目、4点目は私のほうからご答弁申し上げます。

まず、1つのワイナリーの設備投資額がどの程度からできるかというお話でございましたが、正確な数字というのは規模にもよると思いますし、中身にもよると思いますが、例えば中古の既存の施設で中のワイナリーのいわゆる設備のほうだけの投資であれば五、六千万円からという話を聞いたことがございますし、また新設で新たな設備をゼロから建てるようになりますと、醸造する量にもよりますけれども、道東のほうの施設でいきますと2億から3億程度の投資をされているというお話も聞いたことがございます。様々であろうかと思いますが、一般的にはピンからキリまでであるというふうに言われていると承知しております。

それから、既存の施設でどの程度の支援ができるかというご質問でございましたが、当町は工場を新設する場合には企業立地の支援条例がございまして、それによって町内在住の従業員の方に対しての雇用の支援金であったり、あるいは税制の優遇措置であったりというようなメニューがあるほか、新たに起業される場合は起業化支援の補助制度もございますし、町特産の特産品開発という観点でいきますと特産品開発支援事業の補助制度も設けておりまして、そういったものを活用いただいてご支援を申し上げるとことのほか、そういった創業支援については伴走しながら、道や国の助成制度などもご紹介しながらお手伝いをしていくというような対応になろうかと思っております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 何もないところで質疑するのは大変恐縮でしたけれども、1つのワイナリーを造るに5,000万から6,000万程度かかると、やはり個人では大変な金額ですね。そして、経営面積というのは先ほどお聞きしませんでしたけれども、そんなに広い面積ではないと思うのですよ、個々の6戸の皆さん。そういう中で投資

してやるのは大変難しい。それで、今のところは1戸、1つの団体といいますか、農家の方がやるという答弁でしたので、いろんな補助制度を紹介して、もしもその方が取り組む場合きちとした形で進めてやってほしいなと思います。そういう要望を添えて、この点は終わります。

最後に、6点目、昭和新山地区のビジョン作成について伺います。長年の課題でありました関係者との調整の難しさから難航していた空き店舗の危険家屋の撤去も昨年完了しました。しかし、危険家屋が撤去されたことで終わることなく、昭和新山地区の観光はどうあるべきか、そのビジョンづくりに私は早急に取り組まなければならない課題だと思っております。

昨年の第4回定例会の行政報告で、入り込み客103万1,000人、宿泊客16万人と回復しましたよという明るい話がありました。そこで、私は観光に来遊される皆さんに滞在、滞留時間を一分でも二分でも長くするような方策を今後考えていかなければならないのではないだろうか、そんなことを考えております。例えば自家用車で訪れる皆さんもありますし、観光バスによる来遊者も多い中、目的としての施設での観光が終われば、すぐバスは出発するのが多い現状です。それから、小中学生の修学旅行なども次の見学地の入場予約時間の関係で、すぐバスに乗車して次の目的地に向かうというのも多いような、実際に現地で見ているとそのような気がしてなりません。そういう面で、私はできるだけこの観光地にほかの観光地に勝る施設をきちっと整備することが滞留時間を長くする一つの方策でないかな、そのようなことを考えております。担当課は、現在の昭和新山地区の現状をどのように捉え、どのようにすることが現段階で必要と考えているか伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 暫時休憩。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうから、大きな話ですので、認識と考え方についてを申し上げたいと思っておりますが、議員おっしゃられたとおり昭和新山はずっと我が町の観光地として観光の中心地であり、昭和新山という魅力のあるスポットで観光資本が集積したところでもあります。一方で、長年の懸案であった商店街というか、お土産物屋さんの老朽化に伴い魅力がだんだん薄れてきていたり、日帰り観光というか、が多くて滞留時間も短いという、そういう議員と同じ認識を持っているということであって、滞留時間を長くするために必要な対策を取っていかなければいけないということで第一歩、関係者の皆さんの協力をいただいた中で空き店舗の除却ができたところであり、また一刻も早くということでもありますけれども、令和に入りましたけれど

も、最初の答弁でもありましたけれども、平成の14年から16年、平成の27年から28年、過去2回ビジョンづくりに向けた関係者の討議がなされており、その考え方を基に進めていくべきではないかなと、このように思っているところでありまして、それと早急にというお話ではありますけれども、同じ気持ちではありますけれども、調整ですとか財源の確保をどうしていくかだとか、その基本レイアウトのプランをどうしていくか、国、北海道、関係機関並びに地元の調整が必要であり、明言はできないところでもありますけれども、それはご理解いただければと思っておりますが、同じ気持ちで早いうちに取りかかりたいということでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、先ほどの立香牧場の関係、厳しいご指摘をいただきましたけれども、そもそもこの件については平成30年度から行われております第5次の行政改革の実施計画に位置づけられたもので、位置づけと同時に実施に向けた検討をした中で2か所を1か所に統合したとして、その委託料なる経費が半減するわけではなく、むしろ効果は数万円しかないという問題が明らかになって、統合後の利用が具体的にはないという問題に差しかかっているところであって、そういったことが背景にあって遅れているということでありまして、大切な行政の財産でありますので、町民の皆さんの財産でありますので、その運用、転用、閉鎖をどうするかということについては過去に明言したこともあったわけであるわけですけれども、そのスケジュールどおりにいっていなかったことは真摯に反省をしなければいけないと思っておりますが、なかなか、常に考えてはいるのですけれども、方向づけができていないという難しい問題であるということもご理解をいただければと思っております。

いずれにしても、昭和新山については上質化、魅力をアップしていくことが喫緊の課題であると、このように認識をしているところでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） いろんな課題があってもなかなか進まないということは理解しますけれども、今やらなければ私は昭和新山地区は観光地としての魅力はあっても、ただ寄って、さような然的な地域になってしまうのではないかと心配があるものですから、このようなことを言わせていただいたのです。

そこで、私は先ほど滞留時間のこと、一分でも二分でも長くということをお話ししましたが、現在昭和新山地区で店を開いているのは数軒です。けれども、その経営者は年々年を取って高齢化しています。私の代で終わりだねなんていう人もいます。そういう中で、私は商店を一つの建物の中にまとめて、そこでいろいろと求めることができるような施設があってもいいのではないかな。

それから、もう一つ、昭和新山は魅力です。登れないのかとよく言われます。そこで、現在昭和新山は私有地ですので、門扉があって、それ以上入れませんけれども、

別のルートを開拓して、危険でないところまで登って、そして自然を楽しむような観光地も私は必要でないかな、そんなことを常日頃考えているのですけれども、皆さんの考えを集約して取り組んでいただきたいなと。

それで、私がかかりしたことがあったのですよ、この答弁書を見て。過去の経緯から、さらなる環境づくりに時間がかかると最初から認識しているのです。そこで、前回は完了まで長時間かかったけれども、今回こそ短時間でやるのだという意気込みを私は持っていただきたいな。そうしなければ、今の町政を見ているとやや難題、課題解決のために外部からの人材を求める、そういう傾向が強くなっているのではないかな、私は内部の職員の行政企画能力、これを高め、自賄いでできるような行政の推進をしてほしいなと、そんなことを要望を添えて、この産業振興についての質問を終わります。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 昭和新山の再生に向けた2点のご提案については参考にさせていただきたいと思っております。

また、課題解決については取り組みれば取り組むほど課題が出てくるということはあるというふうに、佐藤議員も行政機関におられましたので、その辺はご理解いただけるものと、このように思っているところでもあります。また、最近是人員の削減だとか、やっぱりスリム化ということもありますし、行政のニーズが多様化しているという課題に応えるためには様々な有能な人材というものも、自賄いもそうですし、必要であれば外部からの外部の力を借りると、道庁ですとかほかの機関においても派遣制度というものを持っているところもあり、そういう手だても活用していろんな人材の力を借りて行政を進めていくことが必要ではないかなと、このように私は思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、実際に昭和新山の空き店舗の除却については外部の人材を中心とした方々が取り組んでくれたものの3年間、4年間の成果であるということもしっかりと申し上げて、ご理解をいただくようお願いを申し上げてご答弁とさせていただきます。期待は高まって、期待の現れかなと、このように思っておりますけれども、決して我々何もしていないわけではなくて最大限の努力を払ってここまできているということをしかりと理解をしていただきたいというお願いをしてご答弁とさせていただきます。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 私の質問事項といたしまして、壮警町のDX推進について質問いたします。

質問要旨といたしまして、最近よく耳にするようになったDXとは何かについて調べると、DXとはデジタルトランスフォーメーションの略語で、トランスフォーメー

ションとは変容、変革という意味になります。2004年にスウェーデンの大学教授が提唱した概念で、その内容は進化し続けるテクノロジーが人々の生活にあらゆる面で豊かにしていくというものです。デジタル技術を用いることで生活やビジネスが変容していくことをDXといいます。国は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、令和2年12月に自治体DX推進計画を策定し、令和3年7月に自治体DX推進手順書を公表しています。以下、質問いたします。

1、DX推進に向けての組織体制と壮瞥町DX推進計画の策定の考えは。

2、現在進めている書かない窓口、保育のICT化など、DXの取組状況と課題は。

3、今後の取組として有珠山噴火対応等、災害に備えた防災DXを進めていくべきと思うが、その考えは。

4、自治体DX推進計画で意義について、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されています。このことから町民の皆さんがデジタルの活用として一番利用しているスマホを使ったDXの推進、中でも各自治体で多く使われている自治体公式ラインアカウントの開設をすべきと思うが、その考えをお聞きます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のDX推進に向けての組織体制と壮瞥町DX推進計画の策定の考えについてですが、当町の情報化施策については総務課において所管しており、DX推進に向けては総務課が中心となり、進めることとしております。また、自治体のDX推進計画については、総務省において自治体DX推進計画策定のためのガイドラインや支援策が示されており、各自治体が自主的に取り組むことが期待されています。本町のDX推進計画の策定については、国のガイドラインや他市町村の策定状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

2点目の書かない窓口については、昨年4月から運用を開始したところでありますが、マイナンバーカードを利用し、住民票などの交付申請書等に氏名や住所、生年月日等を書かずに済むよう、窓口手続の負担軽減を図っております。現在利用できる手続が住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書の請求と住民異動届に限られていますが、今後は他の手続にも利用拡大を図っていく考えです。

また、保育のICT化については、昨年11月から保育園、認定こども園向け保育ICTの活用を開始したところであり、現在保護者のスマートフォンに連絡事項の配信をする運用を行っております。今後さらに子供の出欠確認やクラスの管理、日誌や計画書の作成、お便りの配信などの運用も順次実施し、保育士や保護者の手間や負担の軽減につながるよう、利用拡大を図っていく考えです。

3点目の有珠山噴火対応等災害に備えた防災DXについてですが、当町では災害時

においてもスマートフォンと連携して通信、通話機能を止めることなく住民サービスの提供を行うため、クラウドPBX、インターネット回線を利用して電話機能を利用できるサービスを令和4年度に導入しております。災害発生時の通信手段の確保が図られたことにより、避難所などの現地との交信、けが人の状況、家屋などの被害状況の確認が可能となっております。今後とも災害に備えた防災DXについて調査検討を進め、住民の安全、安心に向け、取り組んでまいります。

4点目の自治体ライン公式アカウントの開設についてですが、現在多くの自治体においてライン公式アカウントを開設し、災害や子育て、イベント等の情報発信、ホームページへの誘導や行政サービスの提供を行っていることは承知しております。当町におきましてもこれまでホームページやInstagram、フェイスブックなどにより様々な情報発信に努めてまいりましたが、デジタル技術は日々進歩しており、現在のデジタル社会においては多くの住民の皆様がスマートフォンを所有し、ラインアプリをはじめとするSNSを利用しているものと認識しております。町といたしましては、ライン公式アカウントを活用した行政情報発信や行政サービスの提供についての課題や効果について先行実施している市町村等から情報収集するなど調査研究をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に組織体制について質問したいというふうに思いますけれども、総務省で出していた市町村ごとのDX推進状況、市町村の比較表というのがあったのです。その中の項目で自治体DXの推進体制等ということで7項目ありました。そのほかにも項目あったのですけれども、組織体制ということでここで質問したいと思うのですけれども、その項目で壮警町ができていうことで印があったのが3つありました。この項目は何かというと、CIO、情報化統括責任者の任命、1番にあります。2番目にCIOの補佐官等の任命、それと3、全体方針策定、4、全庁、役場庁内的な体制構築、5、外部人材の取組、6、職員育成の取組、7、全職員対象研修の実施ということで7項目あったのですけれども、そのうちCIOの任命とCIO補佐官等の任命、それと全庁的な体制構築が壮警町では実施されているということでありましたけれども、最初にちょっとお聞きしたいのが壮警町のCIO、情報化統括責任者が誰なのか、またCIO補佐官等は誰を任命しているのか、最初にお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

壮警町におきましては、CIOについては副町長を、CIO補佐官につきましては総務課長を任命しております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 総務省の出している自治体DX推進計画で策定整備のところでCIOとCIO補佐官の考え方について示されているのです。その中で、CIOは町長、首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者を中心とする全庁的なDX推進体制を整備する。CIOは、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全体を把握するとともに部門間の調整に力を発揮することができるよう、副町長等であることが望ましいということでもあります。それに加えて、CIO補佐官というのはどういう人が望ましいかという、CIOを補佐する体制を強化するため、CIO補佐官等の任用などの取組を進める、またCIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等については外部人材の活用を積極的に検討されたいということを示されていますけれども、そこで実効性のある組織体制をつくっていただきたいとの思いで発言いたしますけれども、このCIO補佐官等は外部人材、または専門的知識のある方を任命するべきというふうに思いますけれども、このご見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問ですが、外部人材という話が今出ておりますが、外部人材の任命について申し上げますと、そちらにつきましては総務省のほうで外部デジタル人材の確保のガイドブックというものが出ておまして、そちらのほうを参考にしながら、あと当町におきましてもある程度そういう知識を持っている職員もおりますので、そちらの者を補佐に置いたりしながら判断、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） ぜひ検討をお願いしてほしいというふうに思います。

それでは、もう一つ、実行できているというふうに書かれていた全庁的な体制構築という部分で壮瞥町は具体的どのようなことを実施しているのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、副町長をトップといたしまして壮瞥町DX推進ワーキンググループというものを設置いたしまして、自治体の情報システムの標準化及び共通化の推進と、あと自治体の行政手続のオンライン化の推進やDXに関わる施策の情報収集及び企画立案、その他行政サービスの向上に資する施策の企画立案等をそちらのほうのワーキンググループのほうで検討しております。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） それでは、角度を変えまして、今現在壮警町はどこの部分まで進んでいるのかということでもちょっとお聞きしたいのですけれども、総務省が出している推進手順書の中で一連の手順で4ステップに分けてしていこうということであるのです。その4ステップの中身というのがステップゼロでDXの認識共有と機運醸成、ステップ1で全体方針の決定、ステップ2で推進体制の整備と、ステップ3でDXの取組の実行ということになりますけれども、今現在壮警町はどのステップにいるのかお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

さきのご答弁のとおり、全庁的な推進体制は令和3年の9月27日に設置しております。その中で町が担う行政サービスについて国の推進するデジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行し、住民の利便性や業務の効率化を図るといった基本的な考え方、方針はありますけれども、手順書で求めます事務手続ごとには定めていないことから、当町におきましてはステップ1、全体方針の決定の前段階にあると認識しております。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 壮警町はまだステップゼロの段階ということで認識させてもらいましたけれども、手順書ではステップゼロというのはどういう部分なのかということでも書かれていたのです。それが最初のステップのDXの認識共有、機運醸成についてはDX推進の前提となるものであり、また取組期間中継続して実施する必要があるため、ステップゼロというふうに捉えて進めてほしいということなのです。それで、DXという言葉聞いても具体的にイメージが湧きにくく、これは手順書に書いてあったのですけれども、あるいは単なる電子化との誤解がある場合も少なくないため、組織を挙げてDXを推進するに当たっては首長や幹部職員から一般職員まで、DXとはどういうものなのか、なぜ今DXに取り組む必要があるのかなど基礎的な共通理解を初めに形成することが不可欠であるというふうに示されております。

そこで、DXを成功する鍵としては、この最初のステップゼロの段階をしっかり継続して行うことが鍵でないかなというふうに思うのですけれども、令和3年9月に設置されておりました壮警町DX推進ワーキンググループの今の動き、どういう動きをされているのか。

それと、全職員対象の研修を継続的に実施することがDX進めていく上で大事になってくるというふうに思いますので、ぜひこれを考えていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（真鍋盛男君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほどのご質問1点目ですが、ワーキングの動きについてということですが、まず副町長が指名しました各課の職員で令和4年から12回ほど実施しておりまして、内容につきましては自治体の先ほど申し上げた情報システムの標準化、共通化の推進と、あと自治体の行政手続のオンライン化の推進、あとDXに関わる施策の情報収集及び企画立案、その他の行政サービスの向上に関する企画立案等をこのワーキンググループの中で検討しております。

2点目の職員の研修につきましては、こちらにつきましては研修内容、実際にどのような研修が必要か十分精査した上で、対面での研修とか、あとは効率的に関係資料とかを各職員のほうに庁内のメール等で流して、それでちょっと内容確認していただいたり、そういうこと、中身のやりやすい効率的な研修を実施したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） しっかり研修をしていただいて、先ほども言いましたけれども、DXとはどういうものなのか、なぜDXを取り組むのに必要なのかということを一一人一人がしっかり理解した上で進めていっていただきたいというふうに思うのですけれども、私も今回の一般質問をするに当たっていろんな計画を、あちこちのまちの計画を見たのです。私もイメージはなかなか湧かなかったのですけれども、ICTとDXの違いとか、デジタル化とDXの違いというのは説明しろって言われてもなかなかできない部分あったのですけれども、腑に落ちたのが、愛媛県の大洲市の計画の中でデジタル化の3つの詳しくどういうものなのかというイメージ図があったのです。それを見て、こういうことなのかということで、イメージなので漠然とはしていませんけれども、デジタル化の3つの種類ということで情報のデータ化、まず1つ、業務のICT化、最後のDXということでデジタルによる価値創造ということであったのです。いっぱいあったのですけれども、1つだけ行政からのイメージということで書かれていたのが、情報のデータ化というのはどういうことかというマイナンバーカードの活用で提出書類を省略できるということがデータ化ということなのです。書かない窓口は、まだデータ化の1にあるのかなというふうには思います。それと、業務のICT化というのはマイナンバーカードを持ってコンビニエンスストア等で自動交付機を通じて住民票を取得できるというのが業務のICT化、最後のDXとはどういうイメージかということ、役所を訪れることなくオンラインで行政手続が行えると、

プッシュ型で必要な行政サービスが必要としている人に提供される、こういうことがイメージ的にはD×なのだとということで学びました。そういう意味で、今後進めていく上ではそういうイメージの中で進めていってもらいたいというふうに思います。

それで、2点目と3点目は深くは質問しないですけれども、2点目の保育のICTと窓口の部分はそういうサービスを拡張して行ってもらいたいというふうに思いますし、防災D×というのは実装の部分で具体的にまだこれからということでもありますので、今後検討する中で最重要な課題として取り組んでいただければというふうに思います。

最後にラインの開設について質問したいと思いますけれども、まず最初の答弁のほうで町といたしましてはライン公式アカウントを活用した行政情報発信や行政サービスの提供については課題や効果について先行実施している市町村等から情報収集するなど研究、調査するというところで答弁ありましたけれども、今の時点で町としてはラインアカウントの開設の課題とか効果というのはどういうふうに認識しているのかお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

スマートフォンが現在普及していることによりまして、端末を活用した情報伝達や業務処理の効率化などが有効活用が期待されております。一方で、活用にあたってはセキュリティーやコスト面などで十分留意した上で検討をする必要があると考えております。いずれにいたしましても、新しい技術を活用する検討を町としては継続していく考えでございます。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） これで最後にしますけれども、今回自治体ラインのアカウント開設すべきというふうに思った理由、それを何点かお話しして再度お聞きしたいというふうに思いますけれども、まず1点目にインターネット利用の状況とスマホ利用率ということで調べてみますと、令和5年度には過去1年間にインターネットを利用した世帯の割合は88.8%、そのうちスマホで利用した人が90%以上がインターネットを見るときにはスマホを利用しているということなのです。そういう意味では行政の部分でもスマホ対応のそういうサービスをしていかなければならないというふうに思いました。

それと、ラインについては利用率が日本で一番だということでもあります。令和5年度の調査では日本国内の利用者数が8,400万人ということで、総人口の70%以上の人々がラインを活用しているということでもあります。それで、ラインの自治体アカウントを使っているというふうな部分で調べてみますと、平成30年、ちょっと古いのですけれども、約40%の自治体がラインアカウントを開設しているということなのです。

ライン上で災害情報とか行政サービスの案内とかをしているということです。だから、それから何年もたっていますので、大分もっとパーセント的には上がっているというふうに思います。ちなみに、胆振管内では唯一壮瞥町だけが公式アカウント開設をしていないということでもあります。

それと、コストの面ですけれども、基本は無料、アカウントを開設する基本的なサービスは無料と。有料もあるので、月数千円とか数万円程度ということでもコストの削減にもなるということでもあります。セキュリティー面ではしっかりとラインのセキュリティーは高いというふうに思いますし、政府のほうも政府機関、地方公共団体等における業務でのライン利用状況調査を踏まえ、今後のラインサービス等の利用の際の考え方、ガイドラインもつくってありますので、それに沿って運用していけばいいかなというふうに考えております。

そういう意味で壮瞥町もDX推進の基本的なツールとして自治体公式ラインアカウントの開設をするべきだというふうに思いますので、再度お聞きしたいというふうに思います。壮瞥町のDXを進める上では大きく課題もあると思いますし、困難も伴うというふうに思いますけれども、デジタルも活用した取組を進め、果敢に挑戦して持続可能な壮瞥町を目指していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の一般質問とします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁いたしました、多くの自治体におきましてもラインの公式アカウントを開設し、情報発信を行っているところでございます。当町におきましても先行実施している市町村等の自治体の課題とか効果について十分調査研究した上で検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私のほうから町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、本町と台湾との関係強化の重要性について、質問要旨、本町が持続可能な発展を遂げていくためには、国内外を問わず多様な地域や人々と協力しながら、現にある人、物、金、情報等の経営資源を使ってそれらの合計以上の成果を生み出すことが重要です。その中で台湾との関係強化は本町の発展にとって大きな可能性を秘めたテーマであり、その意義を改めて見詰め直す必要があると考えております。台湾は、地理的に非常に近く、経済的、文化的な交流が非常にしやすい地域です。また、歴史的にも台湾と日本は深い関わりを持っていて、親日的であることでも知られ、多くの台湾人が日本文化に親しみを持っています。特に近年では台湾からの観光客が日本を訪れる機会が増えています。令和6年版観光白書によれば、2023年の台湾からの訪日外国人旅行者は420万で全体の16.8%、これは最も多い韓国に次ぐ2番目に大きい規

模です。また、訪日外国人の旅行消費額を見てみると、台湾は2023年だと7,835億円で全体の15%を占めています。外国人観光客というと中国の爆買いのイメージが強いのですが、台湾人のほうが中国観光客を上回る消費活動を行っています。壮瞥町においても自然景観や歴史的資産、特産品といった観光資源を活用し、台湾からの観光客を誘致することで地域経済に大きな波及効果が見込まれるのではないのでしょうか。台湾との姉妹都市や友好都市の提携についても台湾との関係を深める上で有効な手段となります。既に多くの日本の地方自治体が台湾の都市と姉妹都市提携を結んでおり、観光、文化、経済、防災などの分野で幅広い交流を実現しています。そこで、次の点に質問いたします。

以下、1番目、町長は台湾をどのように位置づけ、本町との関係の重要性をどのように捉えているか。

2点目、観光、文化、スポーツ、教育など、どのような分野で台湾との関係強化が可能と考えるか。現在行っている具体的な取組はあるか。

3点目、台湾は日本の重要な経済パートナーであり、多くの自治体でも工場誘致や観光振興等の経済協力を行っている。本町として台湾との経済交流をどのように考えているか。地元の特産品等を台湾市場に向けてプロモーションするなどの具体的な計画等はあるか。

4点目、本町と台湾の都市との姉妹、友好交流都市を結ぶなどの連携について町長のお考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の台湾の位置づけ、本町との関係の重要性についてですが、台湾からは洞爺湖、昭和新山地区に多くの方が来訪しており、コロナ禍で減少していた台湾を含むアジアからの旅行者もコロナ禍前の状況に戻りつつあり、本町の経済も回復に向かっていくものと考えております。台湾を含むアジア地域の旅行者は、本町の経済に大きく影響を与えるものであり、これまで以上に関係団体等と連携し、効果的な情報発信を含め、誘客に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の台湾との関係強化が可能と考えられる分野についてですが、本町においては、さきの答弁のとおり観光の分野で大きな影響があり、この分野を中心に関係強化が重要であると考えております。台湾は、近年本町の外国人宿泊客数においては常に上位に位置し、年間宿泊客数はコロナ禍を除き1万人を超えており、個人旅行の需要が高く、周遊し、リピーター率も高いと承知しております。本町の地域経済と交流人口の拡大という点で重要であるとの認識で、町ではこれまでも近隣市町等と連携し、台北市や高雄市などでプロモーションを行った経緯もあり、今後も誘客に向け取組を強化していく考えです。

3点目の台湾との経済交流と地元の特産品等のプロモーションについてですが、経済交流と北海道というブランドイメージを生かした農産物や加工品を含め、当地域の魅力を産業、観光の両面でアピールすることは地域経済の活性化の視点で重要と考えております。経済交流については、他の団体の例を参考に望ましい交流の在り方を検討するとともに、特産品等のプロモーション活動についてはまず台湾市場へ提供が可能な特産品の有無、選定等から調査しなければならないと認識しております。

4点目の台湾の都市との交流についてですが、本町はフィンランド国ケミヤルヴィ市と友好都市としてこれまで中学生派遣交流や雪合戦交流を中心に、近年では東京オリンピックにおけるフィンランドチームのホストタウンとして役割を果たすなど交流を行っております。こうした経過と基盤を生かし、人材の育成、地域経済の発展など、地域振興の観点から本町と相手方双方にとって有効性など、台湾を含め、広く国内外の地域との連携、交流について研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただきます。

既に台湾の台北市や高雄市でのプロモーションを行ってきたということで、地域振興に向けて台湾との関係強化の重要性は共有できているのではないかと考えております。これまでのプロモーションを通じて何が成果となっていて何が課題となっているかをお聞かせいただけないでしょうか。また、今後も継続した取組を行っていくために具体的にどういった取組を強化されるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 湯浅議員からのご質問について私のほうからご答弁申し上げます。

台北市と高雄市のプロモーション、これについては2015年に実施しておりまして、議員もご存知のとおり、台湾市場というのはこの地域にとって非常に重要なお得意様でございます。政治問題等で韓国が落ち込んだときも台湾の皆様は変わらず着実に毎年来訪者が一定の数お越しになっていただいて、そういった意味でも非常に重要なお得意様であると認識しております。これまでのプロモーションというのは、そういうところに結果がまさしく如実に現れているのではなかろうかと認識しておりますが、課題というのも1つございまして、実は近年プロモーションというものをいっても、提供できる客室がない、ホテルが常に満室状態である、まさしくオーバーツーリズムの状態でございます、受入れキャパをもう少し増やしていかなければ新たなお客様がなかなかお迎えできないという課題が今喫緊の課題になってございます。

とはいえ来訪する、韓国がおよそこの地域の一番の来訪者数、宿泊者数が多いわけなのですけれども、韓国は大体5,500万人で、そのうち1万5,000人ぐらい来ていた

だいていのですけれども、台湾はその半分以下、2,000万人ぐらいの人口の中でそれに匹敵する人数が毎年来ていただいていると。国民1人当たりの人口比でいくとこの地域、北海道、洞爺湖にお越しいただく方の比率が非常に高いということですので、この人気を逃さず、つないでいくということが大事ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。今も課長のほうからもお話もありましたけれども、本当に課題も、やはり宿泊施設が少ないとか、確かに洞爺湖町でもアニメフェスをやったら泊まる場所がないとか、いろいろな問題もあろうかと思うのですけれども、やはりこの辺は民間とのコラボ、そういう部分を含めてもうちょっと対応できるような、そういうものをつくっていかれたらいいのかなとは感じます。

それと、本当に台湾というのは、コロナのときもありましたけれども、結構ずっと、確かに観光客がずっと来られているというイメージもあります。日本にとってはすごくいいイメージを持たれているし、私は個人的に台湾の方との接触もありまして、なぜ北海道に来るのって言ったら、雪があるからって、雪に対して北海道の雪というのはすごく魅力的だということです。台湾は雪が降らないということで、だから北海道の冬に行きたいのだという話をされたことがあります。

そこで、2点目、ちょっとまた再質問させていただきます。本町は、フィンランドのケミヤルヴィ市と友好都市提携を結び、スポーツや教育交流を行ってきました。一方で、台湾は地理的にも近く、観光、経済、文化など多岐にわたる交流の可能性を持っています。こうした点を踏まえると台湾の都市との友好都市提携は本町の地域振興にとっても大きなメリットがあると考えますが、なぜこれまで具体的に検討されてこなかったのか。また、今後検討する考えはないのかお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長からの答弁もありましたが、フィンランドのケミヤルヴィ市とは友好都市で中学校の交流、中学生派遣の交流ですとか雪合戦の交流、そういった交流を行ってきておりまして、台湾とは今のところ友好都市をどこかのまちと結ぶという考えは今の時点では持っておりませんが、やはり友好都市を結ぶに当たっては壮瞥町の地域の特性ですとか、あと相手方の地域の特性なども考えて、双方にとってどのようなメリットがあるのか、友好都市を結ぶことによってどのような効果があるのかというのは十分検証する必要があるのかなと思っております。北海道の中でも20近いまちが台湾の都市と友好都市として結んでおりますので、胆振管内でも2つのまちが友好都市となっておりますと思いますけれども、本町においてもこういった点で効果が

あるのか、そういうところを十分検証して、今後は友好都市については、台湾に限らず国内外のまちとの友好都市については検討していきたいと考えております。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。今のお話の中では今のところ台湾との友好都市関係は考えていらっしゃらないような話はされていましたが、どのようなことがメリットがあるのかとかあると思いますけれども、小さなところから、道内でも結構なまちが台湾との友好都市または姉妹都市という関係で結ばれているのは分かっております。その中でお祭りを通した、沼田町の事例なんかはそうなのですけれども、夜高祭りという、何かあるのですけれども、それに台湾の方が来ていて、それで友好都市まで発展したという、そういう事例もございまして、行事に参加してそれが発展しているという事例もありました。

ここでいえば国際雪合戦、台湾はやはりとにかく雪が好きだということで、雪合戦に招致するとか、そういうことから始めて、それが友好都市になればいいし、また姉妹都市になればいいなという、そういうのもありますし、またそれだけではなくて、経済的な部分でいえば熊本の事例でいえばT S M C、そこはすごいです。半導体のメーカーですけれども、世界の半導体のメーカーが熊本県のほうに2つ工場が何かできているという話も聞いておまして、物すごい経済効果。今壮瞥町でも人口が減って、それを何とかするのだということであれば、それを狙っているわけではないのでしょうか。やはりそういうところから発展させるというのも一つの方法ではないでしょうか。先ほどもお話、質問の中であったと思うのですけれども、企業についての誘致とかいろいろな調整とかありましたけれども、そんなT S M Cみたいな大手のあれでなくても何かのあれがまたその関係から来る可能性だってあると思うのです。そういうのをやはり考えてやっていかないといけないのではないかなって私は思いました。

それでは次、3点目の質問をさせていただきます。既に日本国内の多くの自治体が台湾の都市と姉妹都市、友好都市提携を結び、観光、経済、文化の各分野で交流を深めています。また、姉妹都市とはいかなくても、北海道では札幌市と台北市は経済交流に関する覚書を締結しています。本町の振興に向けて継続的なプロモーションや情報発信を行っていくという意味でも、こうした自治体の事例を参考に本町としても姉妹都市はハードルが高くても台湾の都市との経済的な連携を検討することは可能ではないでしょうか。また、どのような課題があると考えますでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 私のほうからご答弁申し上げます。

観光、文化、経済の交流について持続的な自治体間の結びつき、取組について行っていくべきではなからうかというご質問でございました。まさしく同感でございます。

先ほど受入れ施設の宿泊施設がないというご答弁申し上げましたが、そういった投資がもしうまくかみ合えば、台湾から来る人が台湾資本の企業立地で進出したホテルなどがもしうまくかみ合えばさらなる交流が図れるものと思いますし、事はそう簡単にはうまくいかないかもしれませんが、そういったことに取り組んでいく、あるいは商談会や見本市などで町の魅力を発信する中で、それから先ほどお話がございました雪合戦などでお見えになった方がひょんなことで壮瞥町に対しての非常にファンになっていただいて、沼田町の夜高あんどん祭りではないですけども、それと同様に町のファンづくりをしていく、そういったことの積み重ねがやがて大きな芽を吹いていくということにつながるかもしれません。その可能性を追い続けることは非常に大事だと考えておりますし、今のご質問、ご意見を参考にしながら今後も引き続きそういった取組を継続してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。本当に前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。今お話もありましたけれども、小さな関係から大きな関係に発展していくという可能性はすごくあると思います。だから、それは否定できないと思いますし、そういう思いがないとそっちには行かないでしょうし、だからぜひそういうビジョンを抱いてほしいなと思います。先ほど言ったようなTSMCとか、逆に言えばホテルを台湾の資本で造ってもらうとか、実際にこっちではできなくてもそういうところを引っ張ってくるとできる可能性はたくさんあります。そして、また壮瞥町というのはそういう資源が、自然資源本当に恵まれておりますし、雪合戦もそうですし、雪合戦なんか本当にもし招待というか、出せばすごく反響があるのではないかなって私思います。費用の部分とかいろいろあるかもしれませんが、今後の検討としてやっていただければありがたいです。

また、オロフレスキー場、台湾の人が修学旅行の行き先を北海道に求めているという話があります。だから、体験スキーとか、そういう部分も含めて観光誘致、そういうのもここ何かプログラムに入れてやるというのを、オロフレスキー場もすごくこれも活気ができるし、どうでしょう、こういう考えもぜひ取り入れていただきたいなと、そう思います。

あともう一つ、台湾で喜ばれるのがリンゴなのです。実際台湾の方から聞きましたけれども、青森市かどこかと提携をしていると、実際に台南市だったかな、そこでの交流が実際にあるそうです。結んでいるそうです。だから、壮瞥のリンゴだって、リンゴとか特産物、まだまだそういう販路ももっともっと拡大できるし、そしたら壮瞥町の農業ももっと拡大ができるのではないかな、そういう考えもぜひ申し上げておきたいなと思います。今回私台湾との関係についてお話をするのも、縮こまったものだけではなくて、もっと大きな視野でまだまだ発展可能だというふうに思っただけ

たいなと思っております、それを示すために今回台湾についての重要性をちょっとお話しさせていただきました。これについてまたご答弁いただければありがたいです。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 引き続きご答弁申し上げます。

魅力的な資源に恵まれた当町でもうちょっと資源を活用して、小さなことからいろんな取組を通じてという、一貫してそういう思いを受け止めておるところでございますが、一つオロフレスキー場のお話がございます、これにつきましては台湾の方は非常にレンタカーの移動が多うございまして、だからこそ知られざる、知られざるというとあれなのですが、大型の団体客が行かないようなところにも入ってこられることが多くございまして、実は今年度オロフレスキー場のレンタル、ウエアとスキーのレンタル、スノボのレンタルが一番出たのがインバウンドでございまして、レンタルの用具が足りなくなって急遽買い足したというぐらい、その主力が台湾だそうございまして、自分たちでお調べになってわざわざ来ていただけるという大切なお客様であるということを確認しています。修学旅行となりますとなかなか、団体の受入れという部分もあるので、これについては課題を解決していかなければいけないのですが、まずは議員おっしゃるとおりそういった小口のお客様、小グループのお客様を大事に大事に育て上げていくという取組が必要ではなかろうかと思えます。

それから、2点目にリンゴのお話がありました、2017年から2022年までの日本からの輸出品目で一番多かったのがリンゴだそうございまして、2022年度には日本全体で129億円の輸出があったと。温暖な地域で冷涼になればなるほど品質や味がよくなるリンゴというのは、まさしくないものを補完する人気商品ということが議員のお話の中でもよく見てとれたわけでございまして、これについても町としても取り組んでいかなければいけないことかなと思います。青森とか長野というライバル地域もある中で、壮瞥町のリンゴが品質を保ったまま大市場に耐えられるだけの収量が確保できるかという問題もありますので、そういう中ではむしろ通年で出せるような加工品、単価が高くて商品力のあるようなものを育成するというのも、最初の当初の一般質問の中にありましたとおり特産品の市場というものにも目を向けて、その辺はニーズを捉まえてアピールできるものを作り上げていくことが近道ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。本当に台湾の方は、やっぱりリンゴをすごく求めているのが分かりました。最近の壮瞥のリンゴもすごく品質がいいというか、おいしいリンゴが取れます。気候が変わったせいかもしれませんけれども、何かすごくいいリンゴが取れるし、それと先ほど言いましたけれども、販量ですか、栽培の量が少ないとか、そういうのもあるのかもしれないけれども、これ

から拡大していくのであればもっともっと農業をやってくれる人を増やしなが
り、リンゴを拡大するとか、何かそういう部分も農業の拡大にもつながるのではないのか
なと思うのです。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、私のほうからちょっと申し上げたいと思ひます。観光庁の令和5年宿泊
統計調査報告によれば、都道府県別の延べ宿泊者数について、外国人宿泊者のうち台
湾人宿泊者が首位もしくは第2位を占めた自治体が36にも及びました。台湾からの
観光客を誘致することで地域経済に大きな波及効果が見込まれるのではないでしょ
うか。近年では個人旅行や小規模なグループ旅行の需要が高まっており、これに対応
した観光プランの開発が求められます。台湾の方から直接聞きましたが、台湾では北
海道が大人気だそうです。それは、台湾では雪が降らないので、北海道に行きたいと
言っておりました。地元の特産品を台湾市場でプロモーションすることで地域産業の
振興に貢献できます。台湾企業との連携を通じて新たな雇用を生み出すことも可能で
はないでしょうか。

そこで、台湾との関係強化について質問してまいりましたが、最後に皆様と共有し
たい日本と台湾の歴史がございます。1972年、田中角栄総理のときに中華人民共和國
との国交を回復したのはよかったです。このとき残念なことに同時に台湾との国
交を一方向的に断絶しました。もちろん一自治体にできることは限られていますが、日
本と台湾は正式な国交がない一方で、1998年の平和と発展のための友好協力パートナ
ーシップの構築に関する日中共同宣言では日本は引き続き台湾と民間及び地域的な
往来を維持すると明記されています。つまり日本と台湾の地域間での交流は中国との
外交文書でも保障されている内容ですので、ある意味で地方自治体は政府以上に活躍
できる余地があると言えるのではないのでしょうか。台湾有事が刻一刻と迫る中、今度
は台湾を見捨てない、見捨てませんと胸を張って言える日本人でありたいと思ひます。
平和を尊ぶ本町の皆様におかれましても、日本の一自治体ではありますが、台湾の平
和を守り、日本と台湾でアジア、太平洋地域の平和と反映に貢献していく取組にご賛
同いただけるのではないかと考えております。

以上をもちまして本質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁は。

○6番（湯浅祥治君） いや、終わり。

○副議長（真鍋盛男君） よろしいですね、そしたら。

では、3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私は、第1回定例会におきまして次の質問をさせていただきます。

第5次壮警町まちづくり総合計画後期と第3期壮警町総合戦略についてを質問いた
します。質問要旨といたしまして、令和7年度は田鍋町政2期目の折り返しであり、
第5次壮警町まちづくり総合計画も折り返し、壮警町総合戦略も第2期から第3期へ

とバージョンアップされます。近年は、インターネットの普及や拡大、少子高齢化や地方の人口流出のさらなる拡大など、パンデミックとなった新型コロナウイルス拡大による生活スタイルの変化は前出の拡大変化のスピードを上げる要因ともなりました。

平成の大合併の議論を経て単独の道を選択した壮瞥町は、現在胆振管内で最も人口の少ない自治体となりました。そのような大きな社会変化は地方の生活環境を大きく変えており、時代の変化に対応したまちづくりが求められています。壮瞥町は、恵まれた自然環境を生かし、地域の特性を生かした時代の変化に敏感なまちづくりが求められていると感じます。小さくてもきらりと光る町を目指し、令和7年度、改めて町長はまちづくり総合計画の後半、新時代に対応したまちづくりをどのように進めるのかお考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、長内議員のご質問にご答弁申し上げます。

私は、就任以来壮瞥町を次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、公正、公平で町民の皆様と共に歩む町政、課題解決に果敢にチャレンジする町政を信条として、町民の皆様の幸せと町の持続的な発展のために健全な財政運営を最優先に考え、職員の皆さんと共に計画的なまちづくりに取り組んでいるところです。

まず、まちづくりと自治体経営の認識について申し上げます。議員ご指摘のとおり、本町は平成の合併を経て定住人口では胆振管内で一番小規模な自治体となったところですが、合併協議を担当した者として得た最も大きな教訓は自治体の存続には健全な財政運営が重要ということであります。当時合併を選択した管内、胆振管内ですけれども、管内6自治体の平成16年度決算における基金保有額の平均は10億4,000万円で、壮瞥町は23億5,000万円であったことなどから、将来の財政見通しは厳しい状況でしたが、単独の道を選択できたと認識しております。国の政策で本町の地方交付税が11億円台まで減額となるとの情報を基に行財政運営プランを策定し、町民の皆様の理解の下、徹底した経費の削減に努めながら滝之町地区まちづくり交付金事業として、道の駅そうべつ情報館、消防、公営住宅、役場庁舎、町道整備にも鋭意取り組んできたところであります。平成の合併から約20年が経過し、その評価は様々ですが、このような経験から国の政策に左右されない財政基盤の形成を最優先として、安定した財政運営の下、総合計画や諸計画に基づき課題を解決していくため、計画的に施策を展開することが重要と認識しているところであります。

こうした認識の下、令和2年度を初年度とする第5次壮瞥町まちづくり総合計画を推進しているところであり、現在今後5年間を見通した後期基本計画とともに第3期壮瞥町総合戦略を策定しているところであります。前期基本計画の5年間については、まず平成28年度以降収支不均衡であった状況を改善するため、財政の改善なくして町の持続は難しく、将来展望は開けないという危機感を共有し、最優先課題として取

り組んだところでは、この取組により、令和3年度の決算では6年ぶりに実質単年度収支が黒字となり、令和5年度決算まで3年連続で黒字を継続し、基金保有額も4年連続で増加しております。収支改善を踏まえ、従前からの事業の継続はもとより、町独自の子育て支援策の創設、移住、定住施策の拡充、産業の振興に加え、中学校や町道など社会資本整備についても計画的に推進しているところです。前期基本計画中には、コロナ禍による経済の低迷や地域間紛争の長期化による原油価格や物価の高騰、国内外での自然災害の発生、デジタル技術の進化など、相当な社会経済情勢の変化があったものと認識しております。加えて、脱炭素社会の形成や昨年改正された食料・農業・農村基本法など法令に基づく様々な政策展開の動向や、立地した企業を含め、民間事業者との連携強化なども重要と認識しております。

令和7年度からのまちづくりにつきましては、これまでの取組を継続するとともに、社会情勢の変化に対応し、総合計画の基本構想及び本年度策定する後期基本計画等に基づき、安定的な財政運営の下、各種事業を計画的に推進し、本町が抱える様々な課題解決に果敢にチャレンジし、総合計画の将来像である「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、着実に取り組んでいく所存ですので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○副議長（真鍋盛男君） これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 先ほどの質問要旨にもお示ししましたとおり、第5次の壮瞥町まちづくり総合計画、これは田鍋町長が就任してからスタートしている計画であると認識しております。そうした中で折り返しを迎えると、町長も2期目の折り返しという部分で、先般協議会に、まだ正式な確定ではないのしょうけれども、町民からの意見募集もあるのしょうから、その上で議会の意見も含めて最終的に後期に向かって進められると認識しておりますが、私も改めて読ませてもらいましたし、また町長も町政執行方針の中で主にそれを中心に述べられておりました。そうした中で私もざくばらんに質問したいと思っておりますので、思いついたまま、町長も、確かに課長さん方も言えるところと言えないところが当然あると認識しておりますので、そういう部分の中でお答えをいただければなと思っております。

それで、今非常に地方が厳しい、いつも厳しいと言われていたのですけれども、その中で何点か主に理由があると思うのですが、地方の現状や社会のシステムの大きな変化への対応と、それに伴って健全な財政運営を求められているということだと思

ます。それから、特に地方は農業が行われている地域が多いと、そうした中で農業者の担い手不足による地方の衰退、それから少子高齢化による人口減少により地域活力が低下していると、人口減による小中学校の統廃合によって地域文化の継承が難しくなってくる。そういう中でさきに平成の大合併が行われたわけでありましてけれども、合併後経過をして、最近の新聞等にも合併した部分のよかった点、また逆に悪かった点という部分が出されて、合併することが地域の活性化や過疎化に歯止めがかかっていない、むしろ加速した。地域によってはそういう懸念もあると。また、小規模市町村にとっては財政も含めて厳しい状況も続いているというような報道等の発表もありました。

石破総理が誕生して、石破総理は多分初代の地方再生担当大臣もされていたと思いますし、過去には農林水産大臣も経験されていると。地方にとっては地方のいろんな状況をよく存じ上げている総理だと思って期待をするわけでありましてけれども、そうした中であって壮瞥町としてどういうまちづくりをしていくか、非常に重要な時期にあるのかなと思っております。胆振で一番小さい町ということでありましてけれども、今のいろんな状況の中で確かにあれもこれもできないだろうと、同時に大きなまちなまねをしてもできないだろうと、そういうことを感じます。むしろ胆振管内で一番小さい町、その小さい町のメリットを最大限に生かして町民と共に壮瞥町をまたつくり上げていくという部分の方向性が、住民と一緒に合意形成してまちづくりに取り組んでいくことが極めて重要なのかなと思っております。壮瞥町を見たときに、二千ちょっとの人口ですから当然といえば当然なのではございますけれども、住民と行政の距離が非常に近いと思えます。ほとんどの町民の方は役場の人の方の顔も覚えていると思えますし、職員の方も名前を言えばどここの誰だなというのが分かるぐらいの人口規模。そして、これは度々当然言われていますけれども、壮瞥町は多くの恵まれた資源を持っている。これは、観光資源においても農業のいろんな農作物においても地の利を生かした中で非常にそういう面で資源に恵まれていると同時に、国道453が間もなく全線開通します、橋が完成して。そして、有珠山の外環状線も着々と整備が進められている。千歳から1時間半、札幌まで2時間半、近くには伊達市、室蘭市というそれなりの経済的な圏域のある市が近くにある。非常にそういう面では小さくてもほかのまちにないいろんな魅力、可能性を秘めている町だなというふうに私も感じますし、多分町長も同じ思いではなかろうかと思えますし、町長も答弁の中でおっしゃっていましたが、市町村合併を見送った部分には財政という部分があって、その財政を壮瞥町の発展のためにどう生かせるのだから考えたときに、当面の間合併を見合わせて単独の道を歩むという選択したのは財政的なある程度の裏づけが当時あったということをおっしゃってございましたけれども、私も法定合併協議会の委員の一人でしたし、そういう部分では非常に思いも共有しておりますし、最終的には山中町長の決断で単独の道を歩むことになったと、それが今にも続いているということでございます。

それで、基本計画の中にまちづくりについて、大きく4つのまちづくりに語られておりますけれども、その中でそのそれぞれに沿って、ちょっと前後する場合もあるかもしれませんが、膨大な計画でございますので、はしょって言ったり、また答弁のほうも簡潔にしてもらえればありがたいなと思うのですが、まず先ほど同僚議員からも農業の課題が出ておりました。壮瞥町の農業従事者の高齢化が進んでいる。これはもう皆さんが農家以外の方も多分ご心配をされているのかなと思いますけれども、65歳以上が56%ということであります。これは平均年齢はちょっと分からないのですけれども、多分もっと上かなという感じはちょっとするのですが、全国平均年齢が68.4歳ということでございます。そうした中で、生産額はちょっと上を向いているのです。それは、今農業をやられている方が減っても頑張って経営をされている結果なのかなと思いますけれども、そういう状況があります。

前回私一般質問で農業の将来の在り方についてご議論させていただきましたので、細かい点はそこの中でいろいろお話しさせてもらっていますので、はしょりたいと思いますが、今国営農地の再編整備事業に向けてまずは青写真づくりが進められておまして、農家の方の意見聴取等もされておったり、アンケート等も取られているという中で、さきの同僚議員の質問の中でも1戸当たりの面積が7ヘクタール台、8ヘクタール弱ということがありましたけれども、私が農業、家業を継いだとき、およそ四十数年前なのですけれども、実はその頃も7ヘクタールだったのです。40年たっても実は平均というのはそういう実態なのです。何が違うのかって言われたときに、二極化に進んでいると、規模拡大しているのは機械化も含めて、機械力も含めてそういう進歩によって、条件的には非常にやりづらい地域なのですけれども、それでも畑作、水稻中心として拡大をしている農家があると、片や果樹ですとか施設園芸を含めて集約的な部分の中で農業経営を展開していると、そういう二極化になっているという実態があると思うのです。

そうした中で、どちらにしても私これからは農業は、個人の経営の格差は、これは経営ですから、ある意味致し方ないところがあるのかなとは正直思うのです。けれども、農業を営んでいる地域によって差が出ると、経営を営んでいる地域、住んでいる地域によって農業の差がどんどんついてくるというのは、多分これは今後加速度的に進むのかなと思うのです。例えば十勝の畑作、岩見沢、上川の水田、そこと競争は多分相当厳しい部分。うちのメリット、先ほど二極化もありましたけれども、うちの町の農業のメリットをどう生かしてどう伸ばしていく、その地域の格差をなるべく埋めていく、そういう部分の中に基盤整備を伴う町の農地の整備が可能なのかどうか、青写真をつくって、その上でそれで住民の方に理解が求められるのか、もしくは農業者がそれで経営判断をして基盤整備をするのかという部分で、決してすべきとは私も申し上げられないと思うのです。そのいろんな状況の中で判断して、それが一定の面積であったときに、国営ですから一定の規模が必要なわけで、基盤整備に入ってい

く、もしそれが駄目ならもう少し小さい形の中の基盤整備なりインフラの整備が可能なのかどうかの検討に入っていくのだろう、そのためにはやはり青写真づくりがないと議論のしようもないと思っておりますので、担当課の方は大変だと思うのですけれども、よろしく願いをしたいなと思います。

それと、2050年には全国で農家が8割減少すると言われていたのです。1年で4万件が実は廃業している。これは、小さい個人経営も含めて。これが実は、今令和の米騒動って騒いでいますけれども、これは多分今転売ヤーとか抱え込んで価格が上がるのを待っているというようなことも、農水省もおっしゃっていますけれども、私はそれはゼロではないと思いますが、あるとは思いますが。ですけれども、それは多くなくて、実は思ったほど気候の関係でいい米が少なかった。それと、去年の令和の米騒動で店から米が消えた、そのことによって本来は10月から食べていく米を取れてすぐ食べていったという先食い、これが多分今の現状に大きく影響しているのかなと思ったときに、農家だけではなくて国民の皆さんが農業がどんどん減って行って米が食べられなくなるのではないだろうか、キャベツが高くなって買えなくなるのではないかと、そういうように消費者の方も危機感を持って、大丈夫なのだろうかというのを今農家の人と一緒にそういうことを共有する時代に入ってきた。そういうことを捉えながら農業政策を、担い手対策を取っていくべきだと思うのです。それで、担い手対策として担い手センターとの機能強化、それから町内農業者との連携した育成体制の構築とうたっていますけれども、これは具体的にどう考えているのか。それと、醸造用ブドウの生産面積と民間でのワイナリー整備への支援を検討したいというふうにおっしゃっていますが、これはどのように考えられてそれを遂行していこうとしているのかお答えいただきたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 長年農業経営を担い、青年団活動や議会議員をはじめ様々な公職をお務めになり、また昨年大日本農会から農事功績者として表彰を受けた長内議員の発言であり、大変勉強させていただきながら聞いていたところでありますけれども、2点ほどあったかと思うのですけれども、まず担い手育成の関係ですけれども、研修や農地の確保など担い手の育成については支援体制の充実強化を努めているところですが、研修や農地の確保など苦慮することもあるため、受入れから就農後の成長、定着、そして農業経営者としての資質向上が図られるよう、関係機関、団体で構成する新規就農者支援措置の見直しに係る会議を3年ほど前に組織をして検討して、たしかメンバーとしてご参画いただいていたと思うのですけれども、農業者の皆さんと共にこういう体制を設置して議論し、改善を図りながら志を持った人たちの希望がかなえられるようにしていきたいと、そのような思いで充実に努めているということです。

それと、もう一点は何でしたっけ。

〔「ワイナリー」と言う人あり〕

○町長（田鍋敏也君）　ワイナリーにつきましては、先ほども佐藤議員さんの質問にご答弁申し上げましたとおり、民間の動きを注視しながら、行政として既存の制度で支援できるものについては企業立地促進条例ですとか、特区を申請してもらいたいという話も事業者さんから内々でいただいていたところもあり、そうした行政的な手だてを加えて支援をしていくことがまず第一義的に考えられるかなと、このように思っているところであります。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君）　3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君）　担い手認定審査会でしたか、正式な名前ちょっと私も忘れたのですが、そのメンバーの私も一人でありますし、そういう意味では担い手対策はある程度理解しているつもりなのです。担い手って大きくくりで言っても、農業に志を持って新規に参入する人と、それから親元で就農する人、それから雇用就農、農家の法人等で農業という仕事を通して働いている、大きく分けてその3つだと思うのですけれども、私が評価しているのは親元就農に対してあまり、実は国の手当ては少なかったのですよ、今年少し拡充される見通しですけれども。壮警はいち早く親元就農に対して支援をしていった。これは何回も話ししているのであれですけれども、一定の1年間研修期間という形で支援をして、受けた農家にも1万円支援をして指導してもらっている。そうすると、町内が多いですから、町内の親以外の師弟関係ができて、地域の担い手は地域が育てるといふ雰囲気もできて、これは既存の農家の人にも非常に評判がいいと認識しております。これは、小さい町だから多分できることだと思うのです。何万もいるまちだったら、それはやりたくてもできない。これが小さい町のよさの一つだと思っているのですけれども、同時に今30代ぐらいで、いい勤め先があったにもかかわらずそこを辞めてUターンして60代の親の跡を継ぐという形で、帰ってきてくれているというか、帰ってきて農業をやって、今研修生もいますけれども、そういう人が今町内にUターンで来ています。これは非常に農家をやっている我々としてもうれしいことで、同時に帰ってきたら、経営者というか、親というか、やっぱりすごく生き生きとして元気に意欲を持って経営をされているなど我々がはたから見ても感じるのです。やはりこれがベースで、当然新たな人が入ってくるというのは大事なことですし、それからそこで農業で働くと、経営者でなくてもいいからまずは農業で働いて、ひいては経営者にいく道もあるわけで、そういう部分に発展していく。それは、私は壮警町として小さい町だからやれたことかなと非常に高く評価しております。

同時に、これは担い手、要するに新たに担い手になる人だけではなくて既存の担い手、私も含めて既存の農業を今担っている人が時代の変化というものを捉えながら、経営なり技術なり、そういう中でどうこれから壮警町が壮警の農業も含めて展開して

いくのかという意識改革なり、そういうことが非常に求められている。今までは作って農協に出せばお金になって、それで生活できたという時代から、だんだんそれでは難しくなってきた。うちも実は農業やってよく分かるのですが、三、四前までは300万円台だった、うちはですよ、肥料代が去年は500万を超えています。肥料だけではないですけども、そういうふうにとんどん状況が変わってきている。その中でどうやって生き残っていくのかというのは、やはり新たに入ってくる人と同時に既存の我々農業者がそういうふうに変化に合わせて変わっていくということが求められているのだろうなと思っているので、その辺の体制といいますか、そういう機運づくりなり、そういう情報交換を通しながらレベルアップしていくという場が同時に必要でないのかなというように感じます。その辺のもし考えがあれば伺いたいと思います。なければ、またこれから構築してもらえればいいのかと思います。

それと、醸造用ブドウに力を入れていると、大変ありがたいことで、新規参入者の方も非常にそれが今多いです。私も認定員やって、面談をして、意欲を持って夫婦で頑張っていくのだという、その熱意、まさに我々がちょっと忘れかけていたフロンティア精神というのか、そういうものを示して非常に頼もしく思うと同時に、壮瞥の農業が多くがワインなのだろうか、醸造用ブドウなのだろうか、現実の今の農業ですよ。果樹にしても多くは観光果樹園であって、その中で多分全道の中でも観光果樹園としては歴史を持って成果を上げている農家が多いと思います。そこにまたUターンしてくる後継者がいるということだと思いますし、畑作にしても米にしても、米はこういうことで壮瞥の米は生産量は決して多くないですけども、洞爺湖管内では一番大きな生産地で、そしてそれも良食味の米が取れている地域としては一定の評価されているという、そういう既存のベースがありますよね、それも大事な部分なのだろうと。

そこで、果樹の産地としてワインも一つの選択肢として持って、全体の観光もありますから、そういう意味で農業の活性化を図っていくというのを否定するわけではないのですが、ワインも聞くところによりますと生産をして、それをただ原料として出荷しているだけではなかなか厳しいらしいのです。ワイナリーを持って醸造までやっていく、販売もしていくとなると、先ほどの議論にもありましたように非常な投資が伴うと、それはなかなか既存の新規参入農家の方は難しいと思うのですが、それも実際はそういう実態だと。一番利益を上げているのはある税理士に聞いたのですが、そうすると委託醸造を受けているワイナリーというのかな、委託醸造を受けているところは結構利益を上げているというような話も聞きますから、このように自由化になって外国から安いワインがどんどん入ってきて、500円、600円のワインが日常的に売られているような状況になって、北海道ワインはレベル高いし、評価もされている。それを安定的にしっかりやっていくにはそれなりのいろんな取組や、また支援も必要なのかなという感じがします。否定はしないですよ、否定をしているわけじゃなくて、

壮瞥の農家と要するに振興策の整合性というのをしっかり見ていく必要があるのかなと思いますが、その辺についての見解、もう少しあればお聞かせいただきたいと。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2点あったと思いますけれども、まず生産性を上げていくために農家の皆さんと協議する場があってもいいのではないかとということでありまして、今国営農地の緊急再編事業の基本調査、構想づくりを行っているところでありまして、まさにそういう場ですとか、若い人たちのYFCの場があったり、既存の農家の皆さん方の団体もあるわけであって、そうした人たち、団体との交流というか、意見交換を活性化していくというのも一つの手だてかなと思っておりますし、昔、今あるのでしょうか、農業経営者会議、今はなくなったのですか、そういう団体を組織して新たに組織するですとか、そういうことも機運の中から出てきたらいいかなと思っておりますけれども、今まさに農地再編に向けての動きで検討させていただいているところなので、そうした動きの中から担当課としてもまた皆さんの意見を拝聴させていただきながら、組織立ったものが必要であれば組織をしていくことを検討していきたいと、このように思っているところであります。

また、ワイナリーですとかワインブドウの推奨については今、先ほどの答弁にもありましたとおり、同僚議員というか、佐藤議員さんの答弁でもいたしましたとおり、この近年の平成30年度以降の動きが広がりが主であって、そういった動きと今後まだまだ増える見込みもあるということもあって、既存のメニューに加えてどういう支援ですとか地域活性化に向けた手だて、施策が必要かということは十分検討して皆さんと相談をして、また具体的になりましたらご相談をさせていただくような形がいいのかなと、このように思っております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。果樹も含めて土地利用型の作物が、水田、畑作、それから野菜、露地野菜だとか果樹もそうだと思います。露地の部分が非常に担い手が難しい、難しいというのか、育つのが難しい。それは、投資力も必要だし、技術も伴ってくる。どちらかというとな施設園芸、トマト中心の施設園芸と、それから今言ったワイン用の醸造ブドウの希望の方が多いと。ある面でいろんな面でそれは仕方ないところあるのですが、ただ課題になってくるのは多分これから土地利用型の担い手が壮瞥町においても相当不足してくるのでないかという懸念されますから、その辺も視野に入れた対策が必要なのかなと思ってます。

続いて、商工の関係なのですが、私は商工業者でないので、上辺だけのというか、よく理解しないで意見を言っているところもあって大変恐縮なのですが、壮瞥は農業と観光の町と言われるとおり、大きな柱で商工、観光の事業者、またそれでサービス業として働いている方も多いです。そうしたときに、農業も同じことなのです

が、事業承継が大きな課題だと思います。いわゆる商工の担い手も同じ状況だろうと、それで減ってきているのだろうと思うのですが、この辺の商工に対する事業承継に対する意識と取組を行政としてはどういうことが必要なると思っているかお伺いしたいと。

それと、商工事業所のインバウンドの対応、先ほどちょこちょこインバウンドのお話も出ておりましたけれども、壮瞥町にとって経済効果としてインバウンドの産業全体に対しての経済効果等はどのぐらいの割合を占めているとお考えなのか、その辺教えていただきたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 商工業者の皆さんの事業継承というか、承継についてでありますけれども、基本的には商工会さんの取組を支援していく考え方で、今具体的にはそれに尽きるかなと思っていますところであります。

それと、インバウンドの経済のことにつきましては担当のほうから分かる範囲でご答弁をさせていただこうと思っておりますけれども、経済の大切な要素だと思っておりますので、担当のほうからその辺についてはご答弁をさせていただきたいと思いません。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ご答弁になるかどうかなのですが、コロナ禍によって観光事業が大きな打撃を受けたときにちょっと調べた数字によると、十数億円が消失したというふうな数値もございます。これはお隣の洞爺湖温泉の数値に準拠した場合という形で宿泊客数であるとか入り込み客数とかを想定した数値なのですけれども、とにかく入り込み客、インバウンドが大半でございます、今は昭和新山地区を見ると。だから、それらによる経済効果というのは尋常ではないほど大きいわけですし、コロナ禍にあった際に駐車場がほぼゼロだったというとき、ああいうことを見ると今が一番その効果が鮮明に現れていると。比率としては、町内どのぐらいあるかというのはちょっと明確にお答えはできないのですけれども、太い柱の一つであるということは間違いのないと思いますし、これは今後も続くであろうというふうに考えております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） まだなかなか具体的には数字として挙げれないのは理解しますので、分かりました。

実は、インバウンドというか、近くのニセコ地区、倶知安も含めた、ここは非常にそういう意味ではインバウンドの最先端というか、むしろそれが功罪相半ばみたいなオーバーツーリズムというような部分でも時々報道されておりますけれども、オーバーツーリズム、まだそこまでこの地域はっていない、壮瞥はっていないのかなと

思いますけれども、聞くところによりますと個人旅行者も多くなってレンタカーというのも多くなったという話も聞くのですが、公共交通機関を使って例えば札幌からなり千歳からスーツケースぶら下げるといふか、こすりながら、例えば登別で降りたり洞爺駅で降りたりというのが非常に増えてきていると、今。洞爺駅から洞爺湖町に来るのに路線バスがいっぱいになって地元の人が乗れないと、一種のオーバーツーリズムですよ、そういう傾向が見られるということらしいのです。

その部分までは、壮瞥町はまだそういう感じで我々直接的に感じていないのですけれども、ある意味オーバーツーリズムというのを対応したときに、要するに公共交通機関と旅行をターゲットにした交通アクセスという部分がやはり整理されないとオーバーツーリズムという部分も起きて、住民との部分もぎくしゃくすることもあるかもしれない。そういうのを、まだなっていないですから、なっていないうちにそれに対応するというのも、要するに公共交通機関としてどうあるべきかということと、それからインバウンドも含めた観光客に対する交通網の新しいスタイルということもやはり今のうちから検討していく必要もあるのかな。むしろそれを逆に今ビジネスとして研究するということが、素人考えですよ、できないのかなというような感じがして、聞くところによると皆さん大きなスーツケースを持ってバスに乗るから、バスがすぐ、人の数の割にスペースが取られていったときに、わざわざ千歳空港から大きなスーツケースを持ってJRに乗ってバスに乗って洞爺湖温泉に来るといふアクセス、昭和新山に行くということも含めて、これを手ぶらで行けるようなことを、要するにスーツケースは何らかの形で運ぶと、まとめて運ぶようなことも含めて新しいビジネスとして、オーバーツーリズムを回避しながら、なおかつ地域のビジネスにつなげていくような取組とか、昭和新山の今、先ほどの議論もありましたけれども、そういう部分に、今確かに韓国とか台湾の団体のお客さんが多いのかなと思いますよ、バスで来て。そして、それからもしかしたら個人やグループ旅行に変化していったときに多分昭和新山の観光のスタイルというのが変わるかもしれないと、そういうときにさっき言った観光用の交通機関の取組やそういう荷物も含めた、時にはお土産を国に送るような、先ほど海外の輸出の話もありましたけれども、例えば小口の輸出もそこで受けて国に送れるようなこともビジネスとして成り立たないのかという研究も含めてあってもいいのではないかと、強いて言えば道の駅にもほとんど外国人来ていないような気がするのです、私は見た感じ。道の駅にも観光地にある道の駅として寄ってもらって、新鮮な果物でも農産物でも、ほかのものでも加工品でも食べてもらって、それを本国に、本国といふか、国に送るような仕組みも一つの部分として道の駅という部分をもう少し広い意味で考えられないかとか、もしかしたら、インバウンドの功罪ありますけれども、それをうまく逆手に取って地域の観光ビジネスにつなげる、それと同時にそれが関節的に農業の部分にも波及してくるようなことの研究、検討はされているのかもしれませんが、その点についてどうお考えになるかお伺いしておきたい。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 今のご質問にご答弁申し上げます。

公共交通機関の在り方や手ぶら観光、それから混雑解消のための取組についての質問でございますが、実はもう 10 年ほど前に登別洞爺広域観光圏の事業として取り組んだ経緯がございます。1つは、駅ないしはホテルから次の宿泊地まで荷物を輸送するというサービスを実証実験としてやりました。大変好評だったのですけれども、これは大手宅配業者と組みまして、何度も千歳の集配所まで行って打合せをした経緯があります。懐かしく覚えています、なかなか次のホテルまで間に合わなかったり、それから経費の問題であったり、いろんなインバウンドのアンケートも取り込みながら取り組んだ経緯がございます。そこに追い打ちをかけたのが、トラック業界の問題もありまして配送する人手の問題と、それから今通販が非常に増えてなかなか回らないと、それとホテルから次のホテルというのがなかなか難しく、一旦集荷しなければいけなかったり積み替えたりというのがあって断念した記憶があります。時代の先を行き過ぎていたのかもしれませんが、そういう取組も実は今のインバウンドがここまでなる以前に広域でみんなで行き届くという事で実施した経緯でございます。

その解決策の一つとして、昨年登別温泉がバスの座席を取り払ってスーツケースを乗せるスペースがあって、しかも温泉街直行バスを設けて、これが非常に混雑解消に役立っているというような評価を受けておりまして、国の事業を協議会として受けて実施しまして。来年度は洞爺駅版でそれをできないかということで今広域で検討し始めているところでございますが、1つはバスの改造というところまでいけるかどうかというのがなかなか課題があるように聞いています。

もう一つ、アクセスの在り方という部分でございますが、おっしゃるとおり洞爺駅が大混雑でございまして、そこから昭和山までのアクセスが非常に悪かったということがありますが、これもコロナ前に洞爺湖圏域の洞爺駅前とサイロ展望台と昭和山を結ぶTの形をTバスとしまして乗り放題券を洞爺湖町と連携して販売したところ、非常にバスに乗る外国人が増えたという実証実験も行いました。それが結果、今洞爺駅発昭和山行きというバスの路線につながりまして、これが昨今も昭和山雪合戦前あたりは満席で乗ってきているということで非常に好評なように聞いております。ただ、地元の人が乗る部分については今ご指摘のような問題もはらんでおりますので、コインロッカーの増設とかというのも広域で今取り組むべき課題ではなかろうかということで、今鋭意検討をしているところです。特に札幌からJRで来て日帰りで帰る方が結構多くいるということも最近の動向として見てとれますので、その辺りの課題は当町単独ではなく広域で連携しながらお互いに知恵を出し合って解決すべき問題というふうに考えています。

それと、小口の輸送のお話がありましたが、これも実は検疫を含む、検疫というの

は貿易、カスタム、通関手続も全部込みでくだもの村で取った果物を直接送れるような事業を取り組んだことが過去にございました。ただ、送れる国が限られているということで、これも難しくなって頓挫してしまったのですけれども、そういった取組は過去にやっております、時代時代で流通システムがいろいろ変わっていく中で今後そういう失敗や反省を繰り返しながらも、将来の町にとって農業者さんがそういうインバウンドに対応できるようなシステムというのも今後構築されていく日がいずれ来るだろうというふうに願いながら、たゆまぬ努力を続けてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。我々が考えるぐらいのことはもうとっくに考えていて実践していたということですし、時代の変化でバスのドライバーが確保が難しくなったとか、いろんな状況の変化があると思います。ただ、先ほどの同僚議員の質疑の中にもありましたけれども、大変なご苦勞を担当職員がして昭和新山の環境整備に当たられて、これから昭和新山が生まれ変わってと言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけれども、ニュー昭和新山としての観光地としてのバージョンアップを図ってやっていただきたいなというふうな思いでございます。

それと、次の笑顔あふれる暮らしのまちについてということで、私びっくりしたのが、このたび出生祝金を10万円だったのを、これ町単費ですね、国は国で別に保険のほうである。50万円にアップしたと、5倍にしたと、これどうしてですか。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、このたびお祝金を10万円から50万円にいたしました。子育て支援もそうですし、あとは広く移住、定住の喚起といいますか、そういうこともありますし、一層子育て支援に使われたいということで10万円から50万円に増やしたということでございます。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私ごとでも若干あるのですけれども、私の孫も去年生まれたのです。何か聞くところによりますと非常に去年生まれた子供は少ないと、2人ぐらいしかいないのではないかとこのうわさもちらちら聞こえて、非常に危機感持ったのになって実は思ったのです。多分危機感持ったと思います。だから、これだけの大幅アップを考えたのだらうと思うのですが、それはともかく、この祝金のほかに子育て応援支援金の入学祝金5万円、出産子育て応援ギフト、それから小中学生の給食費半額補助、保育所給食費の完全無償化、新婚新生活支援補助事業、それから子育て応援住宅、それとフィンランド派遣、私が思いつくだけでもこれだけある意味子育て支援と

いう部分が行われていると、これすごいことだと実は思うのです。

最近注目を浴びているのが明石市の泉房穂前市長がいろんなマスコミでも出ていましたけれども、子育て支援がまちの活性化や定住増加につなげたのだという事例として随分注目されております。それに匹敵するようなことやっているのだと実は思うのですけれども、これは町内の住民の方には当然好評だと思いますし、評価されていると思うのですが、町外にどれだけ周知されているのかなと、町外に周知されていれば子育ての子供いる期間だけでも壮警来てみたいなのということに、もう少し強くアピールすべきではないかなという感じがするのですが、その辺の見解と、それと併せて答えていただければいいのですが、これは勝手な思いです。実は大分前に一般質問でちょっとしたことがあるのですが、要するに生まれてから、子育て応援住宅も含めて一定の間、例えば高校までなら高校までかなりの支援しています。でも、その子供たちが巣立っていったときになかなか地元に戻ってきていないのだろうと、だから少子化になっているわけです。といったときに、せっかく投資をしていった子供たちが壮警町にはなかなか帰ってきていない、きていない人が多いのだろうと想像するのです。

特に私思うのは、高等教育、大学に進学させようと思ったら、大学は義務教育ではないので、それは勝手っていえば勝手なのですけれども、大学に出そうと思ったら、そもそも近くに大学ないのです。ということは、要するに札幌でも東京でも本州でも親から離れて生活をして大学に通わなければならない。学費はもちろんなのですけれども、その生活費に、多分皆さん経験されている方も多いと思うのですが、相当なお金がかかる。親としても投資をした。自分の子供だからいいのですけれども、でもその子供たちが大学出て、そのまま例えば札幌とか東京とかに就職しているケースも多くあると。その子供たち、さっきの農業の話ではないのですけれども、Uターンして帰ってくる動機づけがあってもいいのでないだろうかと。これは農業ばかりではなくて商工であっていいし、役場職員で帰ってきてもいいと思うのです。そういう高等教育受けた子供がほとんど無利子の奨学金ではなくて有利子の奨学金で借りている方もたくさんいると思う。地元でUターンして戻ってきた人には例えば利子補給とか、そういう形で支援をしていくと、地元に戻ってきて活躍してくださいと、そういうインセンティブを与えることが高校ばかりではなくて帰ってくるほうに仕向けるような施策があってもいいのではないかなと勝手に思ったわけなのですけれども、その辺についてどのようにお考えになるかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、子育て応援祝金なのですけれども、50万円にするというのは、本当に今長内議員がおっしゃったように、ここ数年の特に直近の出生数が1桁というか、これは何とかしなければいけないということでありまして、そのための手だてとして予算査定の中で実は職員の発案のほうで、僕は積極的に言わなかったの

ですけれども、職員の発案で思い切りやってみたらいかがでしょうかという話もあって、やっぱり町の子育て支援の姿勢を示すという一つの一環として予算措置をさせていただいたところであり、危機感は相当、私以上に職員が持っていたということでご理解をいただければと思っております。それと、PRについてはしっかりと取り組んでいきたいなと、このように思っているところであります。

また、もう一つの大学等の高等教育を受けた際の奨学金の利子補給ですとか、戻ってくるための手だてというものもやっているところがあるというのは承知をしているところでもあり、今後の中での参考にしていきたいと、このように思っているのと、近年ふるさと教育、教育委員会で力を入れていて、壮瞥の魅力ですとか、子供たちに学校教育、社会教育の中でしっかりと伝授していくというか、そうした取組をずっとふるさと教育も一貫して行ってきたところでもあり、近年、これは統計的に取ったデータではないのですけれども、Uターンというのでしょうか、若い世代の人たちが帰ってくる動きが従前よりも少しずつ大きくなってきているのかなと、このように思っております。いろんな手だて、施策を展開しながらも戻ってきて地域づくりの力になってもらえるようにしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。ありがとうございます。

時間というのが、旗上がっているんで、10分ぐらいあるのかなと思って、何とか間に合わせたいなと思いつつしゃべっているのですが、もう一つ、教育とか子育ての部分はそのとして、福祉の部分の中でちょっとお伺いしたいのですが、今よく言われているのは、要するに介護士、それから訪問介護も含めた、その成り手不足というのか、人手不足というのか、なかなか地方においてそれを確保するのは大変だと、その報酬という部分を、国として基本的なのあるのでしょうか、それをもう少し上げるべきでないかという意見もあると思いますけれども、いろんな分野で人手不足というのはあるのですけれども、特に介護においての人手不足も深刻になりつつあると。そうしたときに、当町もそういう福祉施設ありますけれども、訪問介護も含めたときにそれが安定的にそういう部分を営んでいけることなのかどうかと、よく事情を知らない者としては不安に感じるのですが、政策としてはそれを充実していこうということですよ、後期計画の中で。その面で人手不足というのは感じていないのかどうか。可能性はあるとして対策は取らなければならないと思っているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員のほうから介護士ですか、介護員の話が出ました。町内で施設、町内にもありますけれども、町としてもデイサービス事業ですとか、あとはホームヘルプとか、

委託はしていますけれども、その中で町が委託している中では何とか委託事業者のほうもやりくりして行っているということでございます。ただ、介護員もそうですけれども、あとケアマネジャーというのがおりまして、介護計画を立てたりする人なのですけれども、そちらのほうはやっぱりおっしゃるとおり人員不足で困っているというか、何とかしなければいけないということがあります。介護員も含めまして、そういったケアマネジャーとかは実際本当に人がいなくて探しているという状況です。今はちょっと手だてはないのですけれども、今後何とか確保していかなければいけないなど、そういったような危機感を持っているところでございます。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 時間かなと思いながら心配したのですが、分かりました。いろいろと当然事業所との連携の中で、安心してというか、安定していろんな介護事業が営めることを期待したいなと思っております。

希望に満ちた安全なまちということでちょっとお話を伺いたいと思うのですが、未来へつなぐ明るいまちの部分にもちょっと入っているのですが、地域プロジェクトマネジャーと地域おこし協力隊というか、地域おこし協力隊は相当いろんな分野で活躍してもらっています。これは本当に一生懸命やってもらっているなと感謝もしているのですが、地域プロジェクトマネジャーというのを新たに政策に掲げようとしていますが、それはどういうことなのか教えていただきたいのと、実は昨年議会で道外視察したときにお世話になったところで、本当の奥で過疎化が進んでいるのだけれども、住民の半分以上が移住、定住してきたという地域だったのです。そこで活躍されているのが集落支援員制度と、これ総務省の支援制度なのです。私も詳しくはあれなのですけれども、地域おこし協力隊並みの多分待遇があるみたいで、それを今度は拡充してJAの職員とか郵便局の職員も、それはずっとではないので、短期で40万円ぐらいでしたかね、総務省が見ると。地域を活発化させるのにそういう制度を生かして、集落支援員という制度があるのです。これ多分担当の方はご存知なのだろうと思うのですが、これと地域プロジェクトマネジャーって違うのかなって勝手に思ったりして、もしくは同じかなと思いながら聞くのですけれども、その違いというのをお聞かせ願いたい。

なぜかという、うちの地域でいうと例えば幡溪なら幡溪の地区あります。久保内もあるでしょう。そういう地域で、地域おこし協力隊は全町的なそれぞれの分野の取組に対して活躍してもらっています。地域の活性化や地域のいろんな部分の発展につなげていくというのは、なかなか地域おこし協力隊では今の体制ではそういうところにはいっていないのだろうと。地域プロジェクトマネジャーとか集落支援員制度というのは、多分その地域に入って行って地域の住民と接して地域を興していくということを取り組まれている、制度的にも総務省の制度であるというのをちょっとお聞き

したのですが、これはもしかして地域プロジェクトマネジャーということを行っているのかなと勝手に思っているのですが、要するに地域がどんどん、どんどん若い人が減って行って過疎化が進んで行って、お祭りも大変だみたいな状況になりつつあると。そうではなくて、そこにいろんな知識を持った人が入ってその地域を興していくというような取組ができないのだろうか、地域住民と一緒に。そういう部分で希望に満ちた安全なまちというふうに捉えていていただければありがたいなという感じがするのと、それと要するに噴火を当然想定しなければならない時期に入ってきました。昭和神山は特にそういう面では直近の地域であります。

先ほどインバウンドの話をしました。インバウンドの方は、慣れない日本に来て観光として訪れる。万が一のときにその方が安全をしっかりと確保できる体制、もちろん住民はそうですけども、住民だけではなくて観光客、特に外国の観光客に対応したそういう安全確保、観光地としての安全確保という部分にどのような考えをお持ちになっているのかと。それと、避難も長期にわたって避難しますよね、過去にも。そういう人は、避難箇所は仲洞爺とか久保内とか蟠溪とか、そういうところに避難していた。それは、長期にわたる場合がある。そうしたときに、その地域の一定の定住人口があって地域がしっかりしていることが安心して避難をできる場所ということにつながるわけでありますから、そういう部分の避難の長期的な対応として地域がどうあるべきか、ほかの地域ですよ。安全地帯の地域がどうあるべきかというお考えお持ちであれば伺いたいと思います。それと同時に、職員の数が減って、それをサポートする部分がだんだん大変になってきたという話を聞きます。そうしたときに安全地帯の住民が有事のときにどういう対応をして、それをサポートできることが可能なのかという点についても伺えれば伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時06分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） それでは、まず私のほうからは地域プロジェクトマネジャーについてご答弁させていただきたいと思いますが、この地域プロジェクトマネジャーの制度の概要としましては、専門的な知識ですとか、これまでの経験で培った人脈などを活用して関係者間を橋渡ししながらプロジェクトをマネジメントするブリッジ的な、橋渡しの的人材、重要プロジェクトの責任者として市町村が任用する制度で、総務省の制度となっております。

当町としましては、今回来年度予算では移住、定住、それから空き家を当町の重要プロジェクト課題として考えておりまして、そういった仕事を担っていただく人材を

確保したいと思っております。予算措置しているところでございますけれども、地域おこし協力隊と同じく、任用に当たっては都市地域から過疎地域等の条件不利地域への住民票の異動が必要、基本的には必要なのですけれども、現在在住して、かつ過去に現地で地域おこし協力隊ですとか地域活性化起業人として活動した経験がある方につきましては住民票の異動をしないでそのまま元協力隊の人がこの地域プロジェクトマネジャーになることも可能という制度でございます。総務省として地域プロジェクトマネジャーの報酬費等について、人件費的な部分ですけれども、1名当たり650万まで特別交付税措置を講じていただいただけというものでございまして、先日の予算の説明のときにもちょっとお話ししましたが、地域プロジェクトマネジャーも移住、定住、空き家の関係で採用したいと考えております。さらに地域おこし協力隊も新規で来年度は移住、定住、空き家の協力隊の隊員を募集かけたいと、そしてあとは行政と、あと移住、定住、空き家の関係ですので、建築関係の業者の方ですとか、そういった各関係機関の方との橋渡しをしていただくために地域プロジェクトマネジャーを採用したいというふうに考えております。あと集落支援員につきましては勉強不足でちょっと把握していないのですけれども、地域プロジェクトマネジャーにつきましてはそういう形で考えております。

○副議長（真鍋盛男君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） あと噴火だとか有事の際の関係ですけれども、まずインバウンドの安全確保については法の定めによって避難促進施設というものを指定をして、観光客ですとか来遊者が多い施設は避難確保計画を策定するようにと、このような法の立てつけになっております。避難促進施設のまず指定を行って避難確保計画をつくる支援をするように、法律の立てつけはそういうふうになっているところもあり、その準備を今担当課でしているところでもあり、新年度に入りましてから具体的に有珠山周辺の観光施設の皆さんと観光客の円滑な避難にインバウンドも含めて行えるような手だて、計画をつくっていく所存でありますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、有珠山との共生が宿命である本町にとりましては、総合計画の基本計画にも書いてありますとおり、地域の特性を生かしてそれぞれの地域のコミュニティ維持に向けた地区整備が必要であると、このような位置づけをしているところでもありますので、なかなか位置づけをしても優先順位があって、限られた町職員の人員の中では計画的に進めていかなければいけないところもありますけれども、そうした位置づけの下でコミュニティ維持に向けた、持続に向けた取組をしていくということで各地区整備というものを位置づけておまして、それについてはそのような位置づけを持っているということと、やはり噴火の影響を受けない地域の皆さんの力を借りて、避難生活ですとか仮設住宅ですとか、それぞれのフェーズ、フェーズに合わせた対策を取っていかなければならないと、このような認識をしておりますので、またご協力

をお願いできればと、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。地域プロジェクトマネジャーと集落支援員制度はちょっと違うなど、集落支援員は四百何万の交付金算入だったから、ちょっとレベル上なのかなという感じがした。ただ、全町的な課題の解決に向けた部分と、それぞれの集落というのか、地域の部分の活性化という部分は、できればその地域と一体になって汗を流さないとなかなか難しいところもある。ですから、住民だけでは限界もある、高齢化も含めて。だから、行政と住民という、その地域のかけ橋の役割も含めて、地域プロジェクトマネジャーでもいいのですけれども、何らかの形、その地域を支援する、底上げをしていくという部分の人材ということも検討していただければありがたいなど。

最後に、未来へつなぐ明るいまちという部分の中で住民参画、協働のまちづくりを進めると、これはもう以前から目指して進めていると。住民懇談会も、いわゆる町政懇談も地域ごとの部分と、それから分野ごとの部分持たれて、分野ごとの部分においてはまた違った人材というか、年齢層も含めて参加もあったというふうに評価もしているのですけれども、最近いろんなことで気になっているのが少子化で女性が実は男性の半分しか地域に残らないと、若い女性がいないと、地方に。それで、半分しか実は地域に残らない、女性がというお話があります。それで、合計特殊出生率、全国平均が1.20、北海道は1.06、これ東京が0.99なのです。東京の次に低いのです、北海道って。それで、今の人口を維持するには2.07という形、皆さんもご存じだと思うのですが、ということは非常に将来危ぶまれるという、地方の部分の減少も含めてさらに加速していくということが懸念されたときに、そういういろんな魅力を持った町ですから、若い女性がうちの町で力を発揮できる、若い女性って言ったたらちょっといろいろ語弊があるから、気持ちの若い女性も含めてまちづくりに関心を持ってもらって、そしていろんな意見を出してもらっていろんなことを行動してもらおう人材が育っていけばいいなということで、若い女性というか、気持ちの若い女性も含めて女性の懇談会みたいな形で、壮警の町の将来どう考えますみたいなことを若い女性に聞く、時には若い女性を登用するというような動きも含めて、そういう形で若い女性にも魅力のある壮警町という部分で一緒になって地域のことを考えてもらえる、そういう世代というか、男女別でもいいのですけれども、そういう懇談会というか、まちづくりの懇話会みたいなこともあってもいいのではないかと。それと、行政が主導で行政から懇談会やりませんかというパターン、今までであると思うのですが、住民から住民の課題をもって、例えば町長でも担当課の課長でもいいのですが、行政に住民側からアクションを起こして懇談会を持つというケースが実際あるのかどうか、どのぐらいあったのかということが分かれば教えていただきたいと思えます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まちづくり懇談会、町政懇談会についての在り方、一つの方策としてのご提案だと受け止めておりますが、若い女性ですとか子育て世代ですとか、そういう方々を対象にしたものを設けてはどうかということでありますけれども、検討していきたいと、今後の持ち方についてです。町政懇談会の中でもそういった意見もあったように記憶しているところもありまして、検討していきたいと思っております。

それと、特定テーマですとか、地域から提案があって町政懇談会、まちづくり懇談会を持たれた実績については、自治会単位ですとか地域単位で研究会、検討会、またまちづくり懇談会、過去に何回というのは正確にはお答えできませんけれども、年度でいえば2回、3回と開催されたこともあって、ぜひ長内議員さんが座長を務めて会長を務めている久保内未来塾につきましても、コロナの中で開催がなかなかできていないですけれども、そうした要請があれば積極的に出向いてまいりたいと思っておりますので、段取りをしていただければと思っております。年にならすと1回か2回程度ではありますけれども、中には定期的に開催したほうがいいねというお話をいただいて、日程調整が合えば参画、意見交換をする場を設けさせていただいている場合もありますし、それについてはご提案をいただければ積極的に調整をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 時間も多分ないと思いますが、最後にしたいと思っております。ぜひ住民側からアクションを起こして、まちづくりことを考えてみたいという動きにやっていくとよりいいのかなと思っておりますので、対応をよろしくお祈いします。

それから最後に、先ほど同僚議員からもありましたが、DXなりICTの行政の活用の中で1つ私懸念されるのは、高齢化率が非常に高くなっている、壮警町も。そうしたときに、いわゆるデジタルディバイドと言われる情報格差が開いてきて、高齢者の方、私も含めてだんだんそういうの疎くなってきているのですが、そういう方が非常にデジタルの社会になじまないという不安を持たれている。少なからずあると思う。マイナンバーカードのときに壮警町が先進地域というか、非常に加入率が高かった。これは、住民に対して行政が本当に手取り足取りその登録のお手伝いをして意識をそういう形に持って行って、手軽に行政の協力得ながらそれに一緒になって取り組んだと、これが結果こうなったと思うのです。ですが、これからどんどんそれが進んでくる。それが住民がある世代の人が離れていくことはちょっと何か心配されるころあるのです。いろんなものが今自動化されているということです。そういう不安を行政の部分ではできるだけなくして、例えばICT窓口みたいのが必要かどうか分からないですけれども、住民のそういう不安やそういう疑問に答えられるような、DX化をどんどん進めていくとしたときに、ぜひそういう部分も配慮して進めていって

だく必要があるのかなと思います。

長時間にわたってびっちり時間使って質問させていただきました。146年の歴史を持った壮瞥町、先人の本当の血のにじむような努力があって今の壮瞥町があるし、実は私も開拓で入って140年になりまして、思い出は壮瞥町の歴史と一緒にありまして、もらったなと思いながらおりますけれども、小さくても本当にいい町だな、住んでよかったなと思える町に向けて今後ともご努力をよろしくお願い申し上げまして、私の質問の終わらせていただきます。長時間にわたってありがとうございました。

○副議長（真鍋盛男君） よろしいですか。

○3番（長内伸一君） はい。答弁よろしいです。

○副議長（真鍋盛男君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（真鍋盛男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月7日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第7号ないし議案第21号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（8名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君

○欠席議員（1名）

9番 森 太郎 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○副議長（真鍋盛男君） おはようございます。森議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の議会の議長に事故があるとき、副議長が議長の職務を行うの規定に基づき、私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（真鍋盛男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（真鍋盛男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

6番 湯浅祥治君 7番 菊地敏法君

を指名いたします。

◎議案第7号ないし議案第21号について

○副議長（真鍋盛男君） 日程第2、議案第7号ないし第21号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和7年第1回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第7号から議案第21号までの合計15件であります。

その内容についてご説明いたします。

1ページなります。議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和6年5月31日付で育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、人事院規則の改正が行われたことに伴い、改正するものであります。

条例の改正内容ですが、第8条の3、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限では、時間外勤務等の制限の対象となる子の範囲を現行の3歳に満たな

い子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものであります。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、第 19 条として配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の規定を、第 19 条の 2 として勤務環境の整備に関する措置の規定を追加するものであります。

附則第 1 項では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとし、第 2 項では経過措置を定めております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

4 ページになります。議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 5 月 31 日付で育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例第 19 条第 3 項で引用する条項の整理を行うものであります。

附則では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

6 ページになります。議案第 9 号 壮警町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 12 月 25 日付、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例附則第 2 条で引用する条項の整理を行うものであります。

附則では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

8 ページになります。議案第 10 号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 7 年 2 月 7 日付で国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、改正するものであります。

条例の改正内容ですが、第 2 条第 2 項では基礎課税額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、第 3 項では後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げ、同様に第 21 条の減額対象世帯のうち基礎課税額の賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、第 21 条第 2 号では保険税の 5 割軽減世帯の判定基準額の計算に用いる世帯員数に応じて加算される額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、第 3 号では同じく 2 割軽減世帯の額を 54 万 5,000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

附則では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとし、改正後の条例は令和 7 年度以降の年度分の保険税について適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

10 ページになります。議案第 11 号 壮警町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 3 月 29 日付で水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しが行われたため、改正するものであります。

条例の改正内容ですが、第 38 条、布設工事監督者の資格では、布設工事監督者となるためには水道に関する実務経験 5 年以上を必要とし、一定の学歴、学科を履修した者については必要な実務経験年数を短縮しておりますが、新たに機械工学科もしくは電気工学科を履修した者に係る必要な実務経験年数を大学卒業者は 2 年以上、短大卒業者は 3 年以上、高校卒業者は 4 年以上に短縮するものであります。

また、第 39 条、水道技術管理者の資格では、資格要件から布設工事監督者の資格を有する者が削除されたことに伴い、土木工学科を履修した者に係る必要な実務経験年数を追加するものであり、大学卒業者は 1 年 6 か月以上、短大卒業者は 2 年 6 か月以上、高校卒業者は 3 年 6 か月以上と規定するものであります。

附則では、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

13 ページになります。議案第 12 号 令和 6 年度壮警町一般会計補正予算(第 9 号)について。

令和 6 年度壮警町一般会計補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 58 億 8,998 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 2,082 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 1,080 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

第 3 条、繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

第 4 条、債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

第 5 条、地方債の変更及び廃止は、「第 5 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。27 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 25 万円の追加となります。一般管理事業の道職員派遣交流負担金になりますが、実績を見込んで不足分を計上するものであります。

財産管理費で 600 万円の追加となります。公共施設管理事業（指定管理者施設）の指定管理者施設運営管理維持支援金になりますが、近年の人件費や物価高騰による支出増や利用料収入の減により収支の赤字が見込まれる指定管理者に対して公共サービスの維持を目的とした経営支援を行うため、計上するものであります。

財政費、財政調整基金費で 7,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、預金利息の実績により整理するものであります。

地域振興基金費で 50 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、個人 1 名の方からいただいた寄附金について今後寄附者の意向に沿った活用をするため、基金に積み立てるものであります。

企画費、企画費で 237 万 5,000 円の追加となります。その内訳になりますが、行政情報システム運用管理事業の西いぶり広域連合負担金（電算）で 27 万 5,000 円の追加となります。障害者福祉システムの改修費として増額するものであります。ふるさと納税事業では、ふるさと納税特産品で 60 万円、手数料で 150 万円のそれぞれ追加となります。ふるさと納税事業の一般寄附金の増加に伴い既定の予算に不足が生じるため、計上するものであります。また、財源になりますが、国庫支出金では障害者福祉システム改修費に対する国庫補助金 13 万 6,000 円を計上し、地方債では地域情報通信局舎空調等更新事業の実績により執行残 260 万円を減額し、その他では企業版ふるさと納税による寄附金 540 万円を計上し、寄附法人の意向に沿い、定住促進・まちづくり推進事業に充当しております。

ふるさと応援基金費で 790 万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加に伴い、積立金額を増額するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では、財源の変更で町営温泉施設等利用料負担事業に係る地方債 230 万円を減額し、同額を一般財源に計上するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費で 865 万 5,000 円の追加となります。その内訳になりますが、介護予防通所委託事業の介護予防通所事業委託料で 700 万 1,000 円の追加となります。通所利用者が死亡や施設入所などにより減少したことに伴い、介護報酬や利用者負担金などの収入が減少していることから、収入不足を補うため、委託料を増額するものであります。介護予防家事援助委託事業では、介護予防家事援助事業委託料で 165 万 4,000 円の追加となります。通所サービス事業と同様に利用者の減少に伴い介護報酬等の収入が減少しており、収入不足を補うため、委託料を増額するものであります。

児童福祉費、児童措置費で 575 万 5,000 円の追加となります。保育及び子育て環境

整備事業になりますが、エネルギーや食材、特に白米価格の高騰の影響により電気料金及び給食材料費の不足が見込まれることから、光熱水費で 36 万円、賄い材料費で 169 万円を追加するものであります。また、管外入所負担金で 370 万 5,000 円の追加となりますが、広域入所児童が 2 人増加したことにより負担金に不足が見込まれるため、計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費では、財源の変更で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業に係る地方債 280 万円を減額し、同額を一般財源に計上するものであります。

温泉管理費で 526 万 7,000 円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費の国道 453 号支障物件移設工事になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 440 万円の減額となります。じんかい処理管理の自動車購入費になりますが、入札による執行残を整理するものであります。

し尿処理費で 80 万円の減額となります。し尿処理管理の伊達市し尿等処理事務委託負担金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 108 万 9,000 円の減額となります。新規就農支援対策事業の経営発展支援事業補助金になりますが、実績により執行残を整理するものであります。また、財源の変更でりんごまつり事業に係る地方債 150 万円を減額し、同額を一般財源に計上するものであります。

農地費で 205 万 3,000 円の減額となります。農地一般事業になりますが、国道 453 号支障物件移設工事で 44 万 9,000 円、道道滝之町伊達線支障物件移設工事で 160 万 4,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により執行残を整理するものであります。

林業費、林業振興費で 72 万 3,000 円の追加となります。有害鳥獣関係の春期管理捕獲事業委託料になりますが、北海道ヒグマ管理計画に基づき、ヒグマの人里出没抑制やヒグマ対策技術者育成を目的として残雪期に実施する春期管理捕獲事業に必要な経費を計上するものであります。

森林環境譲与税基金費で 81 万 4,000 円の追加となります。森林環境譲与税基金積立金になりますが、森林環境譲与税交付見込額と同額を積み立てるため、整理するものであります。

商工費、商工費、観光費では、財源の変更で壮瞥町アニメ推し観光ブランド創出事業に係る地方債 190 万円を減額し、同額を一般財源に計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 773 万 2,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、除排雪業務委託料で 695 万 4,000 円、砂まき業務委託料で 77 万 8,000 円をそれぞれ追加するものであります。令和 6 年 11 月に道道滝之町伊達線の新道開通に伴い、旧道となる延長約 6 キロメートル区間の除雪業務につきまして

北海道から委託されたことから、当該路線の除雪に要する経費を計上するものであります。

水道費、水道費で1,700万円の追加となります。簡易水道事業会計補助金になりますが、壮瞥町簡易水道事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

下水道費、下水道費で38万2,000円の追加となります。集落排水事業会計補助金になりますが、農業集落排水事業補助金で18万6,000円、特定地域生活排水処理事業補助金で19万6,000円をそれぞれ追加するもので、壮瞥町集落排水事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

浄化槽費で109万8,000円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、合併処理浄化槽設置費補助金で97万8,000円、単独処理浄化槽撤去費補助金で12万円をそれぞれ減額するもので、実績により執行残を整理するものであります。

消防費、消防費、消防費で1,599万7,000円の減額となります。消防負担金の西胆振行政事務組合消防負担金になりますが、実績額の確定に等に伴い、減額するものであります。

教育費、中学校費、学校管理費で315万9,000円の追加となります。中学校運営事業の消耗品費になりますが、令和7年度から使用する中学校教科書が新たに採択されたため、教師用の教科書及び指導書の購入費を計上するものであります。

国際交流費、国際交流費で691万8,000円の減額となります。中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業になりますが、講師謝礼で3万円、普通旅費で2万5,000円、消耗品費で7万円、印刷製本費で4万6,000円、中学生フィンランド国派遣事業委託料で674万6,000円、自動車借上料で1,000円をそれぞれ減額するもので、実績額の確定に伴い、整理するものであります。

公債費、公債費、元金で20万円の追加となります。町債元金償還の公債費元金になりますが、実績により整理するものであります。

利子で290万円の減額となります。町債利子償還の公債費利子になりますが、実績により整理するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で14万円の追加となります。国道支出金返納金の住民福祉課所管分になりますが、令和5年度子ども子育て交付金について補助事業の実績の整理により国への返還金4万円、令和5年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に対する交付金について補助事業の実績の整理により国への返還金10万円をそれぞれ計上するものであります。

給与費、給与費、給与費で25万円の減額となります。その内訳になりますが、扶養手当で20万円、管理職手当で41万円、職員共済組合納付金で30万4,000円、職員共済組合特別納付金で25万円をそれぞれ減額し、住居手当で41万円、単身赴任手当で50万4,000円をそれぞれ追加するもので、実績を見込んで過不足を整理するものであります。

続いて、24 ページになります。歳入になります。歳入では、町税、固定資産税、固定資産税で 4,356 万 1,000 円の減額となります。現年課税分になりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び壮瞥町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税に関する条例に基づき、旅館業などの用に供する設備を新設等した法人について固定資産税の課税免除を行うため、減額するものであります。なお、課税免除の期間は3年間で、固定資産税減収分の75%につきましては翌年度の普通交付税で補填されることとなっております。

地方譲与税、森林環境譲与税、森林環境譲与税で 81 万 4,000 円の追加となりますが、実績を見込んで整理するものであります。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金で 320 万 2,000 円の追加となりますが、実績により整理するものであります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 4,937 万 3,000 円の追加となります。普通交付税になりますが、交付決定額に整理するものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 131 万 3,000 円の追加となります。教育保育給付費負担金になりますが、管外入所の利用者が2名増加したため、計上するものであります。

国庫補助金、民生費補助金で 13 万 6,000 円の追加となります。障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）になりますが、令和7年度の障害福祉サービス報酬改定に対応するためのシステム改修費に対する国庫補助金を計上するものであります。

土木費補助金で 22 万 6,000 円の減額となります。その内訳になりますが、循環型社会形成推進交付金で 18 万 6,000 円、単独処理浄化槽撤去費交付金で 4 万円をそれぞれ減額するもので、実績により整理するものであります。

委託金、農林水産業費委託金で 100 万円の追加となります。国営農地再編整備事業地域整備方向検討調査事務委託金になりますが、室蘭開発建設部から受託した農地情報精査業務の事務委託金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 56 万 9,000 円の追加となります。教育保育給付費負担金になりますが、管外入所の利用者が2名増加したため、計上するものであります。

道補助金、農林水産業費補助金で 72 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、経営発展支援事業補助金では 108 万 9,000 円の減額で、実績により整理するものであります。春期管理捕獲事業補助金で 36 万 1,000 円の追加となりますが、有害鳥獣関係の春期管理捕獲事業に対する補助金を計上するものであります。

委託金、土木費委託金で 773 万 2,000 円の追加となります。道道除雪業務委託金になりますが、北海道から委託された道道滝之町伊達線の除雪業務に係る委託金を計上するものであります。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で7,000円の追加となります。基金預金
利子等になりますが、実績により整理するものであります。

財産売払収入、不動産売払収入で300万8,000円の減額となります。立木売払い代
になりますが、実績により整理するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で1,380万円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金では1,000万円の追加で、実績を見込んで増加分を計上する
ものであります。福祉事業に対する指定寄附金で50万円の追加となりますが、個人
1名からいただいた寄附金を計上するものであります。企業版ふるさと納税寄附金で
330万円の追加となりますが、4法人からいただいた寄附金を計上するものでありま
す。なお、寄附法人の意向により、企画費の定住促進・まちづくり推進事業に活用す
ることとして当該事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で691万8,000円の減額となります。中
学生フィンランド国派遣（海外研修）事業の実績により、整理するものであります。

地域振興基金繰入金で208万9,000円の減額となります。地熱エネルギー維持管理
経費の国道453号支障物件移設工事の実績により、整理するものであります。

財政調整基金繰入金で2,489万2,000円の追加となります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で21万6,000円の追加となります。新市町村振
興宝くじ交付金収入になりますが、実績により整理するものであります。なお、当該
収入につきましては、清掃費、じんかい処理費に充当しております。

雑入で430万4,000円の減額となります。その内訳になりますが、国道453号支障
物件移設補償費で362万7,000円、道道滝之町伊達線支障物件移設補償費で67万
7,000円をそれぞれ減額するもので、いずれも工事費の実績により整理するものであ
ります。

町債、町債、総務債で260万円の減額となります。地域情報通信局舎空調等更新事
業になりますが、実績により整理するものであります。

民生債で230万円の減額となります。町営温泉施設等利用料負担事業になりますが、
過疎債（ソフト）の弾力運用による限度額超過分の配分がなかったため、整理するも
のであります。

衛生債で790万円の減額となります。その内訳になりますが、地球温暖化対策実行
計画（区域施策編）策定事業では280万円の減額で、過疎債（ソフト）の弾力運用に
よる限度額超過分の配分がなかったため、整理するものであります。じんかい収集車
更新事業では510万円の減額で、実績により整理するものであります。

農林水産業債で360万円の減額となります。その内訳になりますが、りんごまつり
事業では150万円の減額で、過疎債（ソフト）の弾力運用による限度額超過分の配分
がなかったため、整理するものであります。道道滝之町伊達線支障物件移設事業では
210万円の減額になりますが、農地一般事業の道道滝之町伊達線支障物件移設工事の

実績により、整理するものであります。

商工債で190万円の減額となります。壮警町アニメ推し観光ブランド創出事業になりますが、過疎債（ソフト）の弾力運用による限度額超過分の配分がなかったため、整理するものであります。

消防債で310万円の減額となります。西胆振地域消防指令センター整備事業になりますが、実績により整理するものであります。

なお、32ページ以降の給与費明細書及び継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、14ページになりますが、第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次に、17ページになります。第2表、継続費補正につきましては、変更で、教育費、中学校費、壮警中学校建替事業で総額23億645万9,000円を23億145万9,000円に、令和7年度年割額758万8,000円を258万8,000円にそれぞれ変更するものであります。

18ページの第3表、繰越明許費補正につきましては、追加で、総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）で379万8,000円、衛生費、清掃費、じんかい収集車更新事業で1,263万9,000円、土木費、道路橋梁費、町道滝之町中島1号線道路整備事業で2,288万円、教育費、中学校費、壮警中学校新校舎備品購入事業で1,930万5,000円、壮警中学校新校舎備品購入事業その2で69万5,000円の計上となります。

19ページの第4表、債務負担行為補正につきましては、追加で、いずれも令和6年度から令和7年度の期間において、じんかい改修委託料、限度額1,820万3,000円、資源ごみ改修委託料、限度額2,673万1,000円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額223万円、スクールバス運転業務委託料、限度額1,270万円、地域交流センター清掃委託料、限度額178万7,000円の5件を計上するものであります。

20ページの第5表、地方債補正につきましては、変更で、地域情報通信局舎空調等更新事業、限度額1,000万円を740万円に、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額480万円を250万円に、塵芥収集車更新事業、限度額1,700万円を1,190万円に、道道滝之町伊達線支障物件移設事業、限度額610万円を400万円に、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額2,330万円を2,020万円にそれぞれ変更するものであります。

21ページの廃止では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業、りんごまつり事業、壮警町アニメ推し観光ブランド創出事業の3件で、いずれも過疎債（ソフト）の弾力運用による限度額超過分の配分がなかったため、廃止するものであります。

続いて、35ページになります。議案第13号 令和6年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和6年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億635万4,000円から歳入歳出それぞれ2,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,835万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。39ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で2,000万円の減額となります。一般被保険者療養給付費の療養給付費保険者負担分になりますが、実績を見込んで整理するものではありません。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で800万円の減額となります。一般被保険者高額療養費の高額療養費保険者負担分になりますが、実績を見込んで整理するものではありません。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で2,800万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）になりますが、実績を見込んで整理するものではありません。

なお、36ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次に、40ページになります。議案第14号 令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について。

第1条、令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、予算第2条第4号、主要な建設改良事業の事業費の変更になりますが、国道453号支障物件移設事業7,935万4,000円を5,477万8,000円に、道道滝之町伊達線支障物件移設事業1,836万7,000円を1,447万9,000円に、滝之町第3浄水場濁度計整備事業1,291万4,000円を1,120万9,000円に、電気機械計装設備更新事業1,328万8,000円を1,276万円にそれぞれ変更するものであります。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、予算第3条中の委託料1,487万4,000円を1,456万9,000円に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款簡易水道事業収益では第1項営業収益で137万9,000円を減額し、第2項営業外収益で2,809万1,000円、第3項特別利益で86万4,000円をそれぞれ追加し、総額を2億1,413万2,000円とし、支出につきましては第1款簡易水道事業費用では第1項営業費用で2,463万8,000円を追加し、総額を2億1,119万4,000円とするものであります。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書きを資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額6,258万3,000円は、引継ぎ金58万9,000円、企業債440万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額192万2,000円、当年度損益勘定留保資金5,567万2,000円で補填するものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては第1款資本的収入では第1項企業債で2,410万円、第4項その他資本的収入で665万5,000円をそれぞれ減額し、総額を1億1,960万円とし、支出につきましては第1款資本的支出では第1項建設改良費で3,103万8,000円を減額し、総額を1億8,218万3,000円とするものであります。

第5条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額6,640万円を4,230万円に、公営企業会計適用事業、限度額460万円を440万円にそれぞれ変更するものであります。

42ページの第6条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条中の一般会計補助金6,772万6,000円を8,472万6,000円に改めるものであります。

なお、43ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、開始貸借対照表、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算(第3号)明細書、収益的支出から説明いたします。51ページになります。簡易水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の簡易水道水質検査委託料で20万4,000円の減額となります。実績により整理するものであります。配水及び給水費の手数料で101万8,000円の減額となります。漏水調査や水道管理設状況調査の手数料になりますが、実績により整理するものであります。総係費の印刷製本費で15万円の減額となりますが、実績により整理するものであります。委託料で30万5,000円の減額となります。その内訳になりますが、固定資産台帳更新委託料で17万6,000円、固定資産台帳システム等保守管理委託料で1万4,000円、水道施設水質計器点検整備委託料で4万4,000円、水道施設除草作業委託料で2万5,000円、水道料金システムプログラム改修委託料で4万6,000円をそれぞれ減額するもので、実績により整理するものであります。減価償却費で226万8,000円の減額となります。令和6年度における固定資産の整理によるものであります。資産減耗費の固定資産除却費で2,858万3,000円の追加となります。固定資産の撤去に伴い、減価償却費として費用化されていない額を計上するものであります。

次に、50ページの収益的収入では、簡易水道事業収益、営業収益、給水収益で137万9,000円の減額となります。水道使用料の収入見込額により整理するものであります。

営業外収益、他会計補助金で1,700万円の追加となります。収益的収支の補正に伴い、一般会計から繰入れするものであります。長期前受金戻入で871万5,000円の追加となります。令和6年度における固定資産の整理によるものであります。消費税及び地方消費税還付金で62万7,000円の追加となります。令和6年度の消費税確定申

告による還付額を見込み、整理するものであります。雑収益のその他雑入で 174 万 9,000 円の追加となります。令和 6 年 6 月に発生した落雷により昭和新山配水池水位計が故障したことによる損害保険金 127 万 9,000 円のほか、メーター器の売払い代金や消火栓使用料など、実績により整理するものであります。

特別利益、その他特別利益で 86 万 4,000 円の追加となります。令和 5 年度の消費税還付金の額が確定したことにより、整理するものであります。

続いて、53 ページの資本的支出では資本的支出、建設改良費、建設改良費の工事請負費で 3,103 万 8,000 円の減額となります。その内訳になりますが、国道 453 号支障物件移設工事で 2,457 万 6,000 円、道道滝之町伊達線支障物件移設工事で 388 万 8,000 円、滝之町第 3 浄水場濁度計整備工事で 170 万 5,000 円、電気機械計装設備更新工事で 52 万 8,000 円、水道メーター器取替え工事で 34 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも実績により整理するものであります。

52 ページの資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債の簡易水道施設整備事業で 2,410 万円の減額となります。額の確定により、整理するものであります。

その他資本的収入、その他資本的収入で 665 万 5,000 円の減額となります。その内訳になりますが、道道滝之町伊達線支障物件移設補償費で 3 万 4,000 円、国道 453 号支障物件移設補償費で 662 万 1,000 円をそれぞれ減額するもので、いずれも額の確定により整理するものであります。

続いて、54 ページになります。議案第 15 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 3 号）について。

第 1 条、令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量につきましては、予算第 2 条第 4 号、主要な建設改良事業の事業費の変更になりますが、仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業 1 億 4,313 万円を 1 億 2,472 万 9,000 円に変更するものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条中の負担金 209 万 5,000 円を 109 万 5,000 円に、企業債 530 万円を 420 万円に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款集落排水事業収益では第 1 項営業収益で 10 万 6,000 円を減額し、第 2 項営業外収益で 373 万円を追加し、総額を 2 億 918 万 9,000 円とし、支出につきましては第 1 款集落排水事業費用では第 1 項営業費用で 32 万 3,000 円、第 2 項営業外費用で 108 万 3,000 円、第 3 項特別損失で 10 万円をそれぞれ減額し、総額を 2 億 405 万 9,000 円とするものであります。

55 ページの第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、予算第 4 条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,930 万 9,000 円は、引継ぎ金 154 万 5,000 円、企業債 420 万円、当年度損益勘定留保資金 3,915 万 9,000 円、当年度未

処分利益剰余金 440 万 5,000 円で補填するものとするに改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入では第 1 項企業債で 1,590 万円、第 2 項国庫補助金で 623 万 8,000 円をそれぞれ減額し、総額を 1 億 3,761 万 2,000 円とし、支出につきましては第 1 項資本的支出で第 1 項建設改良費で 1,840 万 1,000 円を減額し、総額を 1 億 8,692 万 1,000 円とするものであります。

第 5 条、企業債につきましては、下水道資本費平準化債、限度額 1,670 万円を 1,300 万円に、農業集落排水施設整備事業、限度額 7,490 万円を 6,270 万円に、公営企業会計適用事業、限度額 530 万円を 420 万円にそれぞれ変更するものであります。

第 6 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 10 条中の一般会計補助金を 1 億 840 万 7,000 円を 1 億 878 万 9,000 円に改めるものであります。

56 ページの第 7 条、予算第 10 条の次に第 11 条として利益剰余金の処分を追加し、当年度の利益剰余金のうち 440 万 5,000 円については資本的収支不足額に対する補填財源として処分することとしております。

なお、57 ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、開始貸借対照表、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算(第 3 号)明細書、収益的支出から説明いたします。65 ページになります。集落排水事業費用、営業費用、総係費の公営企業会計運営支援負担金で 100 万円の減額となります。実績により、整理するものであります。減価償却費で 6 万 8,000 円の追加となります。令和 6 年度における集落排水分の固定資産の整理によるものであります。資産減耗費の固定資産除却費で 60 万 9,000 円の追加となります。固定資産の撤去に伴い、減価償却費として費用化されていない額を計上するものであります。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息で 10 万円の減額となります。集落排水分の長期債利子償還金の償還額を見込み、整理するものであります。消費税及び地方消費税で 98 万 3,000 円の減額となります。本年度の消費税確定申告を簡易課税から本則課税を適用したことに伴い、整理するものであります。

特別損失、その他特別損失で 10 万円の減額となります。令和 5 年度に発生した債務であります令和 6 年 6 月に支給した令和 5 年 12 月から令和 6 年 3 月分の賞与等の実績により、整理するものであります。

64 ページの収益的収入では、集落排水事業収益、営業収益、集落排水使用料で 10 万 6,000 円の減額となります。その内訳となりますが、集落排水使用料で 20 万 6,000 円の減額、浄化槽使用料で 10 万円を追加するもので、それぞれ使用料収入を見込み、整理するものであります。

営業外収益、他会計補助金で 38 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、農業集落排水事業補助金で 18 万 6,000 円、特定地域生活排水処理事業補助金で 19 万 6,000 円をそれぞれ追加するもので、収益的収支の補正に伴い、一般会計か

ら繰り入れるものであります。長期前受金戻入で 34 万 7,000 円の追加となります。その内訳になりますが、集落排水分で 3 万 4,000 円、浄化槽分で 31 万 3,000 円をそれぞれ追加するもので、令和 6 年度における固定資産の整理によるものであります。消費税及び地方消費税還付金で 300 万円の追加となります。本年度の消費税確定申告を簡易課税から本則課税を適用したことに伴う還付金を見込み、計上するものであります。雑収益の消費税及び地方消費税還付加算金で 1,000 円の追加となります。消費税等還付金の利息相当分として加算金を見込み、計上するものであります。

66 ページの資本的支出では、資本的支出、建設改良費、建設改良費で 1,840 万 1,000 円の減額となります。その内訳になりますが、委託料では仲洞爺地区農業集落排水施設設計数量算定委託料で 11 万 2,000 円、仲洞爺地区農業集落排水施設工事監理委託料で 92 万円をそれぞれ減額するもので、実績により整理するものであります。工事請負費の仲洞爺地区農業集落排水設備更新工事で 1,736 万 9,000 円の減額となります。配分された国費に合わせ事業を執行した実績により、整理するものであります。

資本的収入では、資本的収入、企業債、建設改良企業債で 1,590 万円の減額となります。その内訳になりますが、下水道資本費平準化債で 370 万円、農業集落排水施設整備事業で 1,220 万円をそれぞれ減額するもので、額の確定により整理するものであります。

国庫補助金、国庫補助金の農業集落排水事業で 623 万 8,000 円の減額となります。国費配分額が当初予算を下回ったことにより、整理するものであります。

○副議長（真鍋盛男君） これより休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 20 分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（厂原 收君） それでは、引き続き説明を行いたいのですが、その前に先ほどの提案説明の中で議案第 12 号、一般会計の補正予算の説明のページでいきますと 27 ページ、企画費、企画費の財源のところ企業版ふるさと納税による寄附金 540 万円を計上という説明をいたしましたけれども、これはふるさと納税一般分と企業版ふるさと納税合わせて 540 万円を計上ということで訂正させていただきます。

それでは、67 ページ以降になります。議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件につきましては、令和 7 年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要につきましては、令和 7 年度壮瞥町予算書等に基づきご説明いたします。初めに、令和 7 年度壮瞥町の予算書、別途配付しておりますこちらの冊子になります。こちらを御覧いただきたいと思っております。

議案第 16 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計予算について。

令和 7 年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46 億 8,700 万円と定める。前年度と比べて 16.2%、9 億 800 万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 億円と定める。

第 1 表、歳入歳出予算の款、項の区分により説明いたします。

初めに、歳入についてですが、款 1 の町税は 4 億 1,415 万 1,000 円で、前年度と比べて 2,961 万 3,000 円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の町民税で 1 億 2,877 万 7,000 円、項 2 の固定資産税で 1 億 8,064 万 1,000 円、項 3 の軽自動車税で 873 万 3,000 円、項 4 の町たばこ税で 2,100 万円、項 5 の入湯税で 7,500 万円となります。

款 2 の地方譲与税は 4,920 万円で、前年度と比べて 120 万円の増となります。この内訳になりますが、項 1 の地方揮発油譲与税で 990 万円、項 2 の自動車重量譲与税で 2,980 万円、項 3 の森林環境譲与税で 950 万円となります。

款 3 の利子割交付金は 9 万円で、前年度と比べ 2 万円の減となります。

款 4 の配当割交付金は 70 万円で、前年度と同額を計上しております。

款 5 の株式等譲渡所得割交付金は 70 万円で、前年度と同額を計上しております。

款 6 の法人事業税交付金は 750 万円で、前年度と比べて 50 万円の増となります。

款 7 の地方消費税交付金は 7,900 万円で、前年度と比べて 270 万円の減となります。

款 8 の環境性能割交付金は 540 万円で、前年度と比べて 200 万円の増となります。

款 9 の地方特例交付金は 50 万円で、前年度と比べて 570 万円の減となります。

款 10 の地方交付税は 19 億 1,000 万円で、前年度と比べて 8,000 万円の増となります。この内訳になりますが、普通交付税で 16 億 9,000 万円、特別交付税で 2 億 2,000 万円となります。

款 11 の交通安全対策特別交付金は、1,000 円を計上しております。

款 12 の分担金及び負担金は 95 万 9,000 円で、前年度と比べて 22 万円の減となります。

款 13 の使用料及び手数料は 1 億 998 万円で、前年度と比べて 18 万 8,000 円の減となります。この内訳になりますが、項 1 の使用料で 9,817 万 8,000 円、項 2 の手数料

で1,180万2,000円となります。

款14の国庫支出金は4億3,873万7,000円で、前年度と比べて1億7,737万6,000円の減となります。この内訳になりますが、項1の国庫負担金で1億3,977万4,000円、項2の国庫補助金で2億9,841万7,000円、項3の委託金で54万6,000円となります。

款15の道支出金は5億7,782万円で、前年度と比べて4,461万5,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の道負担金で7,507万1,000円、項2の道補助金で8,350万1,000円、項3の委託金で4億1,924万8,000円となります。

款16の財産収入は3,170万8,000円で、前年度と比べて446万8,000円の減となります。この内訳になりますが、項1の財産運用収入で2,070万5,000円、項2の財産売払収入で1,100万3,000円となります。

款17の寄附金は1億4,000万1,000円で、前年度と比べて2,000万円の増となります。

款18の繰入金金は2億1,218万円で、前年度と比べて4,332万9,000円の減となります。

款19の繰越金は4,000万円で、前年度と比べて2,500万円の増となります。

款20の諸収入は1億3,937万3,000円で、前年度と比べて7,529万9,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の延滞金加算金及び過料で15万1,000円、項2の町預金利子で1,000円、項3の雑入で1億3,599万6,000円、項4の受託事業収入で322万5,000円となります。

款21の町債は5億2,900万円で、前年度と比べて8億9,300万円の減となります。

次に、歳出についてですが、款1の議会費は4,818万9,000円で、前年度と比べて458万6,000円の増となります。

款2の総務費は7億3,445万3,000円で、前年度と比べて2億6,037万9,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の総務管理費で2億323万7,000円、項2の財政費で5,054万2,000円、項3の徴税費で724万3,000円、項4の戸籍住民基本台帳費で566万4,000円、項5の選挙費で528万1,000円、項6の監査委員費で88万円、項7の企画費で4億5,919万6,000円、項8の統計調査費で241万円となります。

款3の民生費は6億4,076万5,000円で、前年度と比べて7,147万3,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の社会福祉費で1億9,073万2,000円、項2の老人福祉費で5,400万4,000円、項3の心身障害者福祉費で2億40万9,000円、項4の児童福祉費で1億9,557万2,000円、項5の災害救助費で4万8,000円となります。

款4の衛生費は5億9,295万4,000円で、前年度と比べて2億5,763万3,000円の減となります。この内訳になりますが、項1の保健衛生費で4億8,767万3,000円、

項2の清掃費で1億528万1,000円となります。

款5の農林水産業費は2億3,390万3,000円で、前年度と比べて8,205万1,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の農業費で1億8,572万円、項2の林業費で4,818万3,000円となります。

款6の商工費は2億4,818万1,000円で、前年度と比べて1億2,893万5,000円の増となります。

款7の土木費は5億6,131万4,000円で、前年度と比べて5,363万5,000円の増となります。この内訳になりますが、項1の土木管理費で366万円、項2の道路橋梁費で2億1,999万4,000円、項3の河川費で100万8,000円、項4の水道費で1億2,739万3,000円、項5の下水道費で1億1,484万2,000円、項6の住宅費で9,376万7,000円、項7の都市計画費で65万円となります。

款8の消防費は3億1,493万1,000円で、前年度と比べて1億2,751万2,000円の増となります。

款9の教育費は2億355万9,000円で、前年度と比べて13億9,106万8,000円の減となります。この内訳になりますが、項1の教育総務費で5,048万6,000円、項2の小学校費で3,741万3,000円、項3の中学校費で3,179万2,000円、項4の高等学校費で3,435万7,000円、項5の社会教育費で2,734万円、項6の国際交流費で696万円、項7の保健体育費で1,521万1,000円となります。

款10の災害復旧費は20万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

款11の公債費は3億6,877万9,000円で、前年度と比べて258万3,000円の増となります。

款12の諸支出金は100万1,000円で、前年度と同額を計上しております。

款13の給与費は7億3,376万6,000円で、前年度と比べて954万7,000円の増となります。

款14の予備費は500万円で、前年度と同額を計上しております。

第2表、債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（議場音響設備等備品）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額1,551万5,000円、壮瞥町公共施設管理運営委託料、期間、令和7年度から令和10年度、限度額1億1,200万円、壮瞥町野営場管理運営委託料、期間、令和7年度から令和10年度、限度額3,600万円、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（基幹業務系パソコン）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額989万2,000円、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（財務会計システム）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額919万7,000円、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業（オロフレキャンプ場管理用乗用草刈り機）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額90万円、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業（道路橋梁維持管理車）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額295万9,000円、北海道市町村備荒資金組合防災資機材

譲渡事業（学校教育用パソコン等）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額1,415万3,000円、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業（学校管理用乗用草刈り機）、期間、令和7年度から令和11年度、限度額506万7,000円を計上しております。

第3表、地方債につきましては、公共施設等LED化改修事業、限度額3,420万円、公用電動車導入事業、限度額450万円、コミュニティFM放送局事業、限度額430万円、街路灯運営事業、限度額330万円、定住促進住宅整備事業、限度額880万円、ジオパーク推進事業、限度額450万円、地域公共交通対策事業、限度額1,020万円、通学定期補助事業、限度額470万円、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額50万円、子ども医療費助成事業、限度額390万円、路線バス無料化事業、限度額150万円、子どもセンター空調設備改修事業、限度額、1,490万円、新中間処理施設建設事業、限度額1,090万円、情報通信環境整備対策事業、限度額740万円、住宅等リフォーム支援事業、限度額260万円、オロフレスキー場リフトモーター長寿命化事業、限度額460万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額600万円、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額1億2,910万円、町道火山観測所線ロードヒーティング自動制御器更新事業、限度額280万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額3,400万円、町道滝之町中島1号線道路整備事業、限度額3,760万円、公営住宅建設事業、限度額2,790万円、公営住宅改修事業、限度額1,350万円、西胆振地域消防指令センター整備事業、限度額8,660万円、災害対応型ドローン購入事業、限度額30万円、小型動力ポンプ付水槽車購入事業、限度額6,410万円、壮警中学校アクセスポイント移設事業、限度額220万円、壮警高等学校通学費助成事業、限度額160万円、生涯学習推進事業、限度額250万円の合計29件、5億2,900万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

続いて、議案第17号 令和7年度壮警町国民健康保険特別会計予算について。

令和7年度の壮警町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,730万円と定める。前年度と比べて3.5%、1,390万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款1の国民健康保険税で5,881万3,000円、款2の国庫支出金で369万2,000円、款3の道支出金で2億9,878万5,000円、

款4の繰入金で2,596万円、款5の繰越金で1,000円、款6の諸収入で4万9,000円を計上しております。

歳出では、款1の総務費で1,084万1,000円、款2の保険給付費で2億7,608万8,000円、款3の国民健康保険事業費納付金で9,134万円、款4の共同事業拠出金で1,000円、款5の財政安定化基金拠出金で1,000円、款6の保健事業費で852万円、款7の基金積立金で1,000円、款8の諸支出金で20万8,000円、款9の予備費で30万円を計上しております。

続いて、議案第18号 令和7年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和7年度の壮警町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,060万円と定める。前年度と比べて1.6%、100万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款1の保険料で4,071万4,000円、款2の使用料及び手数料で2,000円、款3の繰入金で1,799万2,000円、款4の繰越金で1,000円、款5の諸収入で189万1,000円を計上しております。

歳出では、款1の総務費で89万4,000円、款2の納付金で5,724万8,000円、款3の保健事業費で235万6,000円、款4の諸支出金で2,000円、款5の予備費で10万円を計上しております。

続いて、議案第19号 令和7年度壮警町介護保険特別会計予算について。

令和7年度の壮警町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,770万円と定める。前年度と比べて0.6%、230万円の減となります。

歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、款1の保険料で6,482万円、款2の国庫支出金で1億1,778万6,000円、款3の支払基金交付金で9,729万7,000円、款4の道支出金で4,974万8,000円、款5の繰入金で5,804万3,000円、款6の繰越金で1,000円、款7の諸収入で5,000円を計上しております。

歳出では、款1の総務費で394万8,000円、款2の保険給付費で3億5,479万円、款3の地域支援事業費で2,865万9,000円、款4の基金積立金で1,000円、款5の諸支出金で2,000円、款6の予備費で30万円を計上しております。

続いて、令和7年度壮瞥町公営企業会計予算書及び予算説明書、先ほどの予算書とはまた別のつづりになりますけれども、そちらを御覧いただきたいと思います。

議案第20号 令和7年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について。

第1条、令和7年度壮瞥町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を1,176戸、年間総給水量を61万4,485立方メートル、1日平均給水量を1,684立方メートル、主要な建設改良事業を電気機械計装設備更新事業としております。

第3条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款簡易水道事業収益では第1項営業収益5,266万1,000円、第2項営業外収益1億4,052万円を計上し、総額を1億9,318万1,000円としております。

支出につきましては、第1款簡易水道事業費用では第1項営業費用1億8,923万2,000円、第2項営業外費用379万9,000円、第3項予備費15万円を計上し、総額を1億9,318万1,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では第1項企業債3,510万円、第2項他会計出資金4,392万4,000円、第3項国庫補助金858万9,000円を計上し、総額を8,761万3,000円としております。

支出につきましては、第1款資本的支出では第1項建設改良費5,104万円、第2項企業債元金償還金8,668万3,000円、第3項固定資産購入費918万1,000円、第4項予備費15万円を計上し、総額を1億4,705万4,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,944万1,000円につきましては、企業債1,250万円、過年度損益勘定留保資金3,053万2,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万6,000円、当年度損益勘定留保資金1,534万3,000円で補填するものとしております。

第5条、企業債につきましては、簡易水道施設整備事業、限度額3,510万円、公営企業会計適用事業、限度額1,250万円の合計2件、4,760万円を計上しております。いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えをすることができるとしております。

第6条、一時借入金につきましては、1億円を限度額と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用、資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費828万6,000円と定めております。

第9条、他会計からの補助金につきましては、簡易水道事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は8,276万2,000円としております。

続いて、議案第21号 令和7年度壮瞥町集落排水事業会計予算について。予算書のほうは多分半分辺りになります。

第1条、令和7年度壮瞥町集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量につきましては、接続人口を農業集落排水事業で1,531人、特定地域生活排水処理事業で225人の合計1,756人、年間処理水量を農業集落排水事業で15万104立方メートル、特定地域生活排水処理事業で1万8,806立方メートルの合計16万8,910立方メートル、1日平均処理量を農業集落排水事業で411立方メートル、特定地域生活排水処理事業で52立方メートルの合計463立方メートル、主要な建設改良事業を仲洞爺地区農業集落排水設備更新事業としております。

第3条、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款集落排水事業収益では第1項営業収益3,165万2,000円、第2項営業外収益1億8,327万8,000円を計上し、総額を2億1,493万円としております。

支出につきましては、第1款集落排水事業費用では第1項営業費用2億1,159万9,000円、第2項営業外費用323万1,000円、第3項予備費10万円を計上し、総額を2億1,493万円としております。

第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では第1項企業債1億1,160万円、第2項国庫補助金8,480万円を計上し、総額を1億9,640万円としております。

支出につきましては、第1款資本的支出では第1項建設改良費1億8,906万円、第2項企業債元金償還金5,703万7,000円、第3項予備費で20万円を計上し、総額を2億4,629万7,000円としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,989万7,000円につきましては、企業債940万円、当年度損益勘定留保資金3,227万9,000円、繰越利益剰余金261万7,000円、当年度未処分利益剰余金560万1,000円で補填するものとしております。

第5条、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償、期間、令和7年度から令和12年度、限度額は融資金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額を計上しております。

第6条、企業債につきましては、下水道資本費平準化債、限度額990万円、農業集落排水施設整備事業、限度額1億170万円、公営企業会計適用事業、限度額940万円の合計3件、1億2,100万円を計上してしております。いずれも利率は5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財

政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

第7条、一時借入金につきましては、1億円を限度額と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、集落排水事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用、資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用を定めております。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費 645万5,000円と定めております。

第10条、他会計からの補助金につきましては、集落排水事業運営のため一般会計から受ける補助金の金額は1億1,292万7,000円としております。

第11条、利益剰余金の処分につきましては、繰越利益剰余金 261万7,000円、当年度利益剰余金のうち 560万1,000円の合計 821万8,000円は資本的収支不足額に対する補填財源として処分することを定めております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎休会の議決

○副議長（真鍋盛男君） お諮りいたします。

議事の都合により3月8日から9日までの2日間休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、3月8日から9日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○副議長（真鍋盛男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月10日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 0時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和7年3月10日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 壮瞥町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第11号 壮瞥町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 8 議案第13号 令和6年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第14号 令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第15号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第16号 令和7年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第12 議案第17号 令和7年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第18号 令和7年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第19号 令和7年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第20号 令和7年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第21号 令和7年度壮瞥町集落排水事業会計予算について

○出席議員（8名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君

○欠席議員（1名）

9番 森 太郎 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○副議長（真鍋盛男君） おはようございます。森議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の議会の議長に事故があるとき、副議長が議長の職務を行うの規定に基づき、私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（真鍋盛男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（真鍋盛男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

1番 山本 勲君 2番 加藤正志君

を指名いたします。

◎議案第7号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第2、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 条例の改正には異議ありませんけれども、この条例を改正することによってどう変わるのか、変わる点が表示されておりますけれども、職員の皆さんが働きやすい職場環境を提供することは大切であり、この条例の改正によって、全部とは言いませんけれども、改善されることは大変よいことだと考えます。

そこで、現在役場、また施設、学校などに勤務されている職員で若い職員もあることから、この条例改正による対象者はどの程度あるのか。それは、第8条で今までは3歳までだったのが小学校入学までとなりました。そのようなお子さんを持つ職員はどの程度あるのか。

それから、第19条第2項で任命権者は職員に対して40歳に達したその年に規定する内容を知らせなければならないという文言がありますけれども、40歳に達したという年齢をここで示したのはどのような理由からか。

以上2点について伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

対象者、小学校に入る人数につきましては、私どもで特に押さえておりませんので、ちょっと現在ご答弁はできません。

2番目の40歳の者につきましては、介護保険とかの関係があらうと思います。それで、あと国のほうの法令に基づいて40歳という形にしたと思います。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりましたというよりも、法令に40歳って書いてあるのですね。私調べていないので、40という数どうしてここに出てきたのか、今言われた40歳から介護保険の納付がありますよね、そういう関係かなとは思ったのですけれども、私も40歳という数字を今後調べてみたいので、事務局もちょっと調べてみてください。要望です。これは答弁要りません。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第3、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第4、議案第9号 壮警町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 壮警町職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第5、議案第10号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今回の改正は壮警町だけでなく北海道の市町村全部が取り組んでいるものと思いますけれども、この第2条第2項で65万が66万円になる。そ

れから、第3項で24万が26万になるという改正ですけれども、壮警の、7年度はまだ、施行されますけれども、6年度の実績からしてこの65万円を納めていた、課税されていた世帯数どの程度あるのか、6年度の実績でよろしいです。

それから、後期高齢者の24万が26万になるのですけれども、この24万、6年度の実績はどの程度だったのか。そのことをお聞きして壮警町の実態を理解したいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今質問にあった限度額、賦課基礎額は65万から66万円、あと後期高齢分につきましては24万から26万へ2万円上がるということで、該当する方ということなのですが、実は基礎賦課分と別々に把握していませんで、全体としてご報告させていただきますけれども、あくまでも6年度の所得状況に照らし合わせた場合につきましては該当する方は6世帯ということになります。7年につきましては、議員おっしゃったように今確定申告中ですので分からないのですけれども、今あくまでも現時点、6年度で照らし合わせると6世帯ということになります。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第6、議案第11号 壮警町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 私この条例の改正に異議は全くありません。そこで、これは壮警町の行政事務、内部に関わることなものですから、そしてその資格に関することですので異議はありませんけれども、壮警町で布設工事監督者、水道技術監督者を配置しているのでしょうか。もし差し障りがなければ、現在これは建設課の中でこの事務を取り扱っているものですから、どなたが担当しているか、この機会に理解を深めたいので、そのことについて伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の条例改正につきましては、議員おっしゃられるとおり、水道事業者側のほうの技術者の資格要件の変更ということでございます。現在壮警町の体制としましては、布設工事監督者の資格要件に該当する者は2名おりました、主任技士と上下水道係長が対応しております。工事発注するごとに布設工事監督者を指定しなければいけないような工事につきましては、工事の監督員指定するたびに布設工事監督者というのを指定しながら工事を進めているのと、あとは水道技術管理者につきましても同じ者が資格を有しておりますが、1名置かなければいけないということになっておりますので、現在は主任技士が従事しております。

以上です。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 壮警町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第7、議案第12号 令和6年度壮警町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一

般4ページから。ありませんか。

1番、山本勲君。

○1番（山本 勲君） 財産管理費で600万円の追加になっていることなのですか、これは何件分に対することなのか。

それと、今後利用料とかの見直しは予定あるのかをお伺いします。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目、何件分かということですが、6施設分の1件分、1指定管理者に対して今回交付するものでございます。

次に、2点目なのですが、今後の利用の見直しにつきましては、道の公衆浴場法とか料金とかがありますが、そちらの料金とか、あとは周辺のパークゴルフ場の料金、あとはキャンプ場の料金とかも確認しながら検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 総務の財産管理費について伺いたいと思います。

公共施設管理、すなわち指定管理施設で当初予算は1,890万を計上、今回は当初契約委託料の3分の1に当たる600万円の指定管理者施設運営維持支援金というような名前に変えて提案されております。その支援金を出す理由として人件費の高騰、物価高により支出が増えたとか利用料の減を挙げておりますけれども、現在この受けている団体、これは何名で受けた事業を運営しているのか。

また、支援金の中に占める人件費だとか物価高騰による主な支出増の内訳、ただ単に言葉だけの高騰だとか、使用料だとか入館料が少なくなった、そういうことだけでなく、やはり私はもう少し数的なものを加えて説明していただかなければ理解が難しいと思います。そういう面で今回補正の600万円の支出の内訳、全部細かな数字でなくてよろしいです。人件費でどのくらいだとか物件費でどうだとか、入館料、使用料をこれだけ見込んでいたけれども、これだけに現段階でなったのだから、そういう数的なものを示していただかなければこの600万の増やした理由が分からないものですから、そういう面で説明を求めたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、何人で事業をやっているかですが、まず正職員につきましては3人、あとはアルバイト、パートの職員で賄っております。

あと、2点目なのですが、支出につきましては主立ったものを申し上げます。まず、賃金の部分結構多くなっておりまして、そちらの部分につきましては64万ほどが多くかかるという見込みでございます。あと、燃料費が先ほどの物価の高騰等もありまして110万ほど、温泉の温度の低下とかによって加温しなければならないので、そ

こちらの部分につきまして多くかかっております。あと大きかったのが租税公課ということで、当初基準額を1,400万設けたときに消費税の部分がちょっと入っておりませんでしたので、そちらの部分の260万ほどが多くかかっております。あと、商品の仕入れの部分が、こちらのほうも当初入っておりませんでしたので、約380万、90万ほど多くそちらがかかっている部分があります。あと、佐藤議員からおっしゃった利用料収入とかどうなのかという話が今ありましたが、利用料収入につきましてはコロナ禍とかもありまして、だんだん伸びてはおりますが、今現在300万ほど、利用人数の関係もありまして減となっております。あと、売店収入も、これは本当の数万円、2万ほどですが、その程度減っていると、あとは指定管理施設としても職員が修繕とかそれぞれでやっています、そちらによって修繕料をなるべく圧縮するように努力はしているようですが、やはりただいま申し上げましたように物価高で賃金当然上がっている部分がありますので、そちらのほうで金額のほうがオーバーしまして600万円という金額が足りないということで、今回補正させていただいております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 概略は分かりましたけれども、今説明の中に消費税のこと触れられておりましたよね。もう少し詳しくこの点説明を願いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 詳しくというと、消費税を当初1,400万、令和2年に算定したときにちょっと算定漏れがあったという部分が正直な部分でございます。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、一般5ページ。ありませんか。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） それでは、一般5ページの児童措置費について伺いたいと思います。

今回575万補正で、その中から管外入所だとか、そういうものを差し引きますと205万がエネルギー、すなわち光熱費だとか給食に提供する食材、こういうものです。食材のほうをいろいろと差し引いていきますと169万円の補正になります。この補正金額の説明で白米の高騰を挙げておりました。そこで、保育所で使用するお米は月または年間どのくらいの消費量なのか。

それから、従来から予算書の説明書を見ますと、賄い材料費で購入した食材を使った給食を幼児と職員の皆さんが昼食として食べ、雑入で保育所職員給食負担分として毎年、金額は異なりますが、歳入として処理されていることは皆さんご承知のとおりだと思います。6年度の当初予算の賄い材料費は520万を計上しておりました。そし

て、今度は歳入のほうで雑入として保育所職員給食負担分として108万5,000円を計上しております。この520万に対して負担分が108万5,000円が満度に入っているとすれば、この賄い材料費に占める割合は20.86%になるのです。それから、これを年度別に見てみました。5年度は職員の皆さんが納める給食費の割合は17.20%、それから4年度は16.18%となっております。この職員の皆さんの納める給食費の負担分は、どのようなものを基礎として負担しているのか。

そこで、当然今回169万円補正するものですから、その中には職員の皆さんの食料費も含まれていると思うのです。単純に6年度の予算計上の20.86%を掛けると35万2,000円になるのです。職員分としてですよ。ですから、この点どのように考えるのがいいのか。私は、やはり利用者が負担すべきでないかなって考えているのですけれども、この点も併せて伺いたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、最初に質問あった白米提供、消費量という話だったのですけれども、ちょっと今手元に資料がないものですから、どのくらい消費しているか、後ほどご報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、保育所職員分の給食費の話がありまして、どのように算定しているかというか、20%の割合がどうかという話だったのですけれども、職員については1週間当たりの単価を決めて、1食何百円とか、それをもって食べた食数をもって計算しておりまして、それで算出して入れております。今回賄い材料費は補正しまして、保育職員分は特に計上はしていないのですけれども、一応収入分につきましては1食当たり何ぼというふうに決めて、それは予定どおり入っていますので、あえて今回補正したからといって職員の補正というものではないので、そこはご理解いただければなと思っております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 私たち職員の皆さんがどのような形で負担しているかということをお尋ねしたこともありませんし、1食当たり何ぼということをやっている。私は、食材が上がれば、やはりそれを考慮すべきでないかなという考えを持っております。

そこで、今朝来る前にNHKのテレビを見ていましたら参議院議員の予算委員会がありまして、その席上である党の議員が政府に対して質問しておりました。米の価格高騰についてです。そこで、私も初めて全国的な平均がどの程度上がったのかなということを知ることができたのですけれども、4年度から6年度まで5キログラム、これが4年度は全国平均が2,165円だったそうです。それが5年度は2,283円、そして6年度4,051円になって、倍まではいきませんが、1.8から1.9倍くらいの値

上がりになっていると。そして、日本人が主食としているお米をどのくらい食べているかという1日平均茶わんに2杯くらい食べるそうです。そして、その茶わん1杯分の値段が令和4年度では28円だったそうです。それから、5年度は31円、そして今年度6年度は53円と上がっていると、そういう話を基にこの物価高騰を何とかしなければならぬのではないかという質問を繰り返しておりましたけれども、このように給食提供に対する食材の上がった分、今後どのようにしたらいいか。不算分です。子供たちは完全無償化ですので、これはあんまり関係ありませんけれども、職員の分、これを今後私は考えていくことが必要でないかということをお願いして、この点は終わりたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

先ほど質問がありました白米の関係だったのですが、実は6年度の当初予算に白米の分は予算は入れていません。予算が組み上がってから決まったものですから、入れておりませんでした。白米提供は今年度は11月ぐらいから始まったのですが、当然それまで保育士も副食費だけで、副食費の分について給食費を納めておりました。11月以降白米提供することになりました。予算は見ていなかったのですが、何とかやりくりして、今回それで足りなくなって補正ということになるのですが、何とかやりくりをして11月からは白米提供しています。当然保育士についても提供するようになったので、白米についても食べるようになりました。今議員おっしゃられたように、適正な料金改定ということだったのですが、実は料金改定はしないでそのままきいていたものですから、これはやっぱり議員おっしゃるとおり適正な価格にしなければいけないということで、今はまだその改定はしていないですけれども、早急に見直して適正な価格で予算を組んで料金徴収をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、一般6ページ。

7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 林業振興費の中の有害鳥獣関係で春期管理捕獲事業委託料ということで72万3,000円が追加になっておりますけれども、説明では北海道ヒグマ

管理計画に基づき、ヒグマの人里出没抑制やヒグマ対策技術者育成を目的として残雪期に春期管理捕獲事業の経費ということで上げてありますけれども、北海道全体としてヒグマの出没とか被害とかって多くなってきているというふうに思いますけれども、壮警町の令和6年度のヒグマの出没状況とか被害がどの程度あったのかをお聞きしたいのと、この事業の期間、実施要領を見ると残雪期というのは2月の1日から5月の31日までということになっていますので、この期間中にやるというふうに思いますけれども、この期間中に何回行うのかをお聞きしたいというのと具体的な内容、計画を見ると研修も含めてもよいというような形でのっていましたので、そういう部分でどういう形で実施を行っていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、令和6年度のヒグマの出没の状況というところでございますけれども、こちらにつきましては大きく6年度は6回目撃、あとは足跡、鳴き声等で対応しております、そのうちの1回は目撃3回あったというところもございました。そういうような状況で、現場確認であったり見回り等、あと近隣住民への周知等を行ってまいりました。その被害状況という、特別被害があったというのは聞いてございません。

それから、春期管理捕獲の関係でございますが、議員おっしゃるように2月1日から5月31日までが期間となっております、壮警町としては3月、これから2回実施を予定しております。それで今回のこの事業については終わりというところでございます。

具体的な内容でございますが、ヒグマの人里への出没抑制、あとヒグマ出没時に対応する人材の育成ということで今回この事業を実施するわけでございますが、こちらにつきましては講師の方をお呼びして、そしてあと猟友会の壮警部会の方、特に若手の方を中心に、講習といいますか、案内をしまして、それで1回当たり5人程度で実施していきたいと考えておまして、それでこちらの事業につきましては北海道のモデル事業という事業にも参加してまいりまして、町外の方にも募集をかけて数名、その方々も含めて5名程度で1回当たりでの実施を考えております。

説明は以上になります。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私も同じ有害鳥獣関係でお伺いしたいと思うのですが、今年度ですか、ハンター、特にヒグマも含めて危険な、要するにヒグマの状況なのか、言い方は状況ではないと思いますが、対応にハンターにいろいろとお願いしているのがあると。その中で、それに対してハンターは安全と思って必要な措置として銃を撃ったのが危険行為というのですか、当たるということで、公安委員会というか警察というのか、ところから問題になって、そのような状況では猟友会としては協力できないような、そういうような問題に発展したというようなことをマスコミ報道等

で見ているのですが、今対応も含めてお話がございましたけれども、特に鹿ばかりでなくてヒグマという非常にリスクを伴う駆除に当たって、当然壮警町としても猟友会のご協力を得なければ難しい話だと思いますが、全道、全国ではそういう部分で猟友会とお願いする自治体との関係で非常にぎくしゃくする場面があったと。当町においてはそういうことはないというふうに今の説明を聞いて判断してよろしいのかという点が1点と、それから山村おこし協力隊という形で対応してもらっている方が来ております。その方の役割と、多分前に聞いたことあるかもしれませんが、特別そういう駆除に当たっての実績はない方なのかなという私なりの認識持っているのですが、その方にそういう部分も含めて鹿や有害鳥獣の対応もお任せ、いろんなコーディネーターも含めて広い範囲でお任せするというふうに捉えていいのかどうか、本人の経験と、それから今後それに向けてどのように取り組んでいただくのかと、その辺お伺いしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

ヒグマの対応というところでございまして、まず猟友会とはこれまでも連携を密にして取り組んでまいりまして、今回のこの事業についても猟友会に相談しましたところ、やはり若手の方もそういう経験必要だということでご承諾いただいて、一緒に実施していくという形になっておりますので、その辺りは連携は十分取れているかなと思っております。

それと、地域おこし協力隊の関係なのですが、そちらの方につきましてはもう既に銃も所持していますし、あと狩猟の免許も持っているということで、今回の事業につきましても一緒に参加して取り組んでいくというところがございますし、またくりわなとか罠いわなとか、そういうところも見回り等もやっていただいたりしておりますので、猟友会の会員にもなられていますので、そういった意味ではしっかり対応していただいているかなと考えております。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 猟友会との関係については安心しました。よろしく今後ともご協力を願ってまいりたいなと思います。

それと、山村おこし協力隊についてはそんなに経験は豊富ではないのかなというような感じがするのですが、いろんな資格も取られて、まさに猟友会、住民等も含めたコーディネーター役というのですか、そういう部分のご期待を申し上げたいなと思います。

それから、聞くところによりますと、猟友会への負担金ってありますよね、猟友会の負担金。これは、私詳しく分からないのですが、例えば壮警支部なら壮警支部があって、北海道があって、全国みたいな多分上位団体があると思うのですが、それぞれの会費というのか、負担金というのか、この辺ありますよね。金額正式には私も幾ら

か分からないのですけれども、3万ぐらいなのか、何か結構高額という話も聞いて、要するにくくりわなも含めて若い人が結構今回取られていろいろやっていただけているのかなと思うのですが、結構その負担金が重いというような感じもちょっと話を聞くのですが、この辺の認識等はどのようにお持ちなのか。それと、その負担金を軽減するような策というのにも考える必要があるのではないかと思います、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

猟友会の会費等の負担が重いという話もございますが、町としては銃の所持の免許の関係の補助等を出しておりまして、そういった中で1回目の加入部分についてはその補助金で対応しているというところがございます、次年度以降については自費でやっていただいているというところがございます。それぞれの自己負担部分というのが重いというところもありますので、全体的なところを見ながら、その辺どういった支援ができるか、どういった対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。正確な数字は今答えていただけていないのですが、多分上部団体も含めて支払っていくことになるので、壮警町だけの猟友会の負担はそんなんでもないと思うのですが、多分道があって、全国があったりみたいな、そういうような部分の中で積み上げていくとそれなりの負担になる。これは、駆除をすれば、駆除の謝礼金というのですか、それはあるので、そこで補っていけるというのも1つは理解できるところなのですが、広くそういう部分も含めて資格取ってもらって、特に銃を持っている部分はある程度理解できるのですが、くくりわなでできるだけ自己防衛も含めて多くの町民に協力してもらおうということからいくと、多分試験の補助は町でありましたよね、試験取るのに補助する制度は設けて取りやすくするというのは理解できるのですが、猟友会の負担金あたりも若い人にとっては結構負担感を持っているというような話も聞くものですから、そういう部分も含めて緩和策的なことも含めて検討する必要があるのかなということで質問させていただいたわけですが、簡単で結構です。答弁いただきます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるように、やはりそういう危険な部分も含めて対応していただいている部分がございますので、先ほどと同様にはなりますが、どういった形で支援ができるか検討してまいりたいと考えています。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、一般7ページ。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 国際交流費の中学生フィンランド国派遣事業の委託料に関して質問したいと思うのですが、コロナ禍はなかなか実施ができなくて、通常のような形でフィンランド国との交流が進んで、派遣が行われたり、また向こうから来てもらうような計画もあるとお聞きしていますけれども、今回674万の減額という部分、ちょっと私、もしかしたら説明あったのかもしれませんが、聞き落としていたと思いますので、改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

減額につきましては、まず総額で680万2,000円というところでございますが、この中身につきましては講師謝礼で3万円、普通旅費で2万5,000円……

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（河野 圭君） 委託料の関係でございますけれども、これにつきましては当初契約した段階では1,586万7,000円ほどの契約でございます。予算額が2,531万3,000円の委託料でございます。変更がありまして、燃油サーチャージ料が大体280万円ほど加わりまして変更額が1,840万6,000円ほどになってございます。これを差し引きまして委託料の減額というふうになってございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（河野 圭君） 失礼しました。まず、委託料の予算額につきましては当初少し多めに見てございます。それから、入札行いまして、その入札減というところもございます。そういった部分でこの減額というふうになってございます。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 4分の1近い減額なのかなって感じるのですけれども、多分コロナ禍も含めて、物価高も含めて海外に渡航する旅費等は非常に上がっていると。当然向こうでの滞在も含めて相当上がっているという認識の中でこのような減額というのは、見積もりが人数の増減が極端にあったというような理解できるのですけれども、当然その人数は把握されているわけですから、それに基づいて予算化していると思うのです。これだけ減額というのは、今の時代の中では非常な減額なのかなと思っていて、この辺は見積もりが過大だったと、単純にそういう考えでよろしいのでしょうか。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

見積もりといたしますか、当初6年度の要求では一応派遣人数45名を見てございま

した。実際に今年度行ったのは34名でございました。この差額につきましては、当然少し多く見ているという部分がございますし、あと今年度高校生も一応対象にしておりましたので、その部分の減額がちょっと大きいかなというふうに思っております。

○副議長（真鍋盛男君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。旅費が相当上がるだろうという見通しも持たれた、それは理解できます。それで、45名見積もったのが34名というのは10名ぐらいの減少ということで、これが多分大きな要因なのかなと感じるのですが、これは当然行く中学生は大体把握できるわけですよ、予算の段階で何名行くというのは。高校生の参加が何名行くのかというのがなかなかつかみ切れないと、特に高校生が行くというのは初めてだったのですかね、取組としては今までない取組だったので、この辺の見積りが、見積りというか、参加人数が把握がなかなか困難だという部分もあって少し多めに45人という部分を見込んで予算化していたのだということを感じるのですが、そういうことでいいのか。

それと、この次に行くところに、この辺なかなか難しいと思うのです。高校生はいつまでだったのかと、高校生の参加を認めるのはいつまでだったのかということと併せてお聞きしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、高校生の部分ですが、一応昨年と今年度で2か年で、その前に行けなかった生徒ですので、そういったことで参加できるよということで昨年度、令和5年は6名、令和6年度が2名行っております。今後国際状況にもよりますし、レートにもよりますし、あと燃油サーチャージの見込みもなかなかつかない部分ではございますが、その辺また適正に判断しながら予算化していきたいと思っております。

○副議長（真鍋盛男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、8ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、一般2ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、一般3ページ。ありませんか。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） すみません、3ページということだったのですが、2ページちょっと通り越してしまって質問できなかったのですが、よろしいでしょうか。

○副議長（真鍋盛男君） どうぞ。

○3番（長内伸一君） すみません。確認でこれお伺いします。

不動産売払収入の財産売払収入で立ち木売払い代 308 万、これは予算が 358 万ですから、多分立ち木売払い代を計画していたのをやめたというふうに思うわけですが、この辺のやめた理由等をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○副議長（真鍋盛男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐藤議員の質問に答弁いたします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） 先ほどの佐藤議員の質問で保育所の 1 か月の米の消費量質問ありまして、に対してお答弁申し上げます。

お米の消費なのですけれども、毎日 25 合の御飯を炊いておりまして、月から金まで、土曜日でも炊いている、土曜日は人数少ないので、ちょっと少ないのですけれども、月曜日から土曜日まで提供していると。1 か月の米の消費量は、おおむね 80 キロ消費ということです。

以上でございます。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

立ち木売払い収入でございますが、こちらにつきましてははやめたわけではございませんで、実際やっております。それで、こちらは町有林の伐採と風倒木の処理を実施しておりまして、こちらにつきましては自前で被害地面積を算出して予算計上させていただいております。令和 6 年度施行した 9.9 ヘクタールのうち 5.97 ヘクタールが未被災面積と見込まれましたので、過去の標準値を利用して材積を積算しております。しかし、風倒木被害地の残存木には良質な材が少なく、また未災山林においても内部に風倒木が見受けられまして、その風倒木が残存木の肌を傷つけて材としての価値を下げているような状況にありまして、このような状況から当初より大幅に減額になったという状況にあります。

○副議長（真鍋盛男君） 3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 分かりました。非常に、減額というのですか、多かったものですから、予定していた分の伐採をやめていたのかなと認識したのですが、違ったのですね。予定していた分は伐採もしたのだけれども、風倒木も多いし、風倒木により、いわゆる立ち木に風倒木が悪さをして、そして価値を下げたということで想定した以上に非常に減額になったという認識でよろしいですね。分かりました。

確かに強風によって民有林も含めて風倒木の被害が近年あったというのは理解しておりますけれども、当然木の部分の価値というか、相場というのですか、そういう部分も浮き沈みする部分なのかなと思っているのですけれども、ある意味壮瞥町は町有林が非常に豊富という言い方が適切か分かりませんが、他の同規模の市町村に比べると非常に財産として山があると、そしてそれも伐期を迎えた山も一定程度あるということで、これは先輩方がそういう部分、将来のことを考えて木を植えたり手入れをしてきたということだと思います。ですから、金額はともかくも、うちの町の財産でもありますし、そういう思いを受け止めて町有林としての管理、維持というものを図りながら、伐期もあるでしょうから、適期に相場を見ながら有利販売して町の財政に寄与していくということの気持ちが大事なかなと思っています。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（真鍋盛男君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられるように、やはり町の財産でもございますので、適切な時期に対応していきたいというところでございますし、また風倒木のほうもやはりそのままほっておくとまた大変なことになりますので、引き続き風倒木の処理についても検討してまいりたいと考えております。

○副議長（真鍋盛男君） 3ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、給与費明細書について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、第2表、継続費補正及び継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、第3表、繰越明許費補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、第4表、債務負担行為補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、第5表、地方債補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、条文及び補正予算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和6年度壮警町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第8、議案第13号 令和6年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和6年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第9、議案第14号 令和6年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、収益的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、収益的収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、資本的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、条文及び補正予算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和6年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第10、議案第15号 令和6年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、補正予算明細書、収益的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、収益的収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、資本的支出について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 続いて、補正予算明細書、資本的収入について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 次に、条文及び補正予算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号ないし議案第 21 号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第 11、議案第 16 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 12、議案第 17 号 令和 7 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 13、議案第 18 号 令和 7 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 14、議案第 19 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 15、議案第 20 号 令和 7 年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について、日程第 16、議案第 21 号 令和 7 年度壮瞥町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○副議長（真鍋盛男君） お諮りいたします。

議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号から 21 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○副議長（真鍋盛男君） お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任につい

では、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に毛利爾君、副委員長に佐藤恣君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に毛利爾君、副委員長に佐藤恣君を選任することに決しました。

◎休会の議決

○副議長（真鍋盛男君） お諮りいたします。

議事の都合により3月11日から13日までの3日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から13日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○副議長（真鍋盛男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和7年3月14日（金曜日） 午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第16号 令和7年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第17号 令和7年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第18号 令和7年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第19号 令和7年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第20号 令和7年度壮瞥町簡易水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第21号 令和7年度壮瞥町集落排水事業会計予算について
- 日程第 8 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	恣	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君

○欠席議員（1名）

9番 森 太郎 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○副議長（真鍋盛男君） おはようございます。森議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第 106 条第 1 項の議会の議長に事故があるとき、副議長が議長の職務を行うの規定に基づき、私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

◎議事日程の報告

○副議長（真鍋盛男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（真鍋盛男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

3 番 長内伸一君 4 番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎議案第 16 号ないし議案第 21 号

○副議長（真鍋盛男君） 日程第 2、議案第 16 号 令和 7 年度壮警町一般会計予算について、日程第 3、議案第 17 号 令和 7 年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第 4、議案第 18 号 令和 7 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 5、議案第 19 号 令和 7 年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第 6、議案第 20 号 令和 7 年度壮警町簡易水道事業会計予算について、日程第 7、議案第 21 号 令和 7 年度壮警町集落排水事業会計予算についてを一括議題といたします。

議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件については、3 月 10 日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

4 番、毛利爾君。

○予算審査特別委員会委員長（毛利 爾君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和 7 年 3 月 10 日開催の第 1 回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、特別委員会に付託されました議案第 16 号から第 21 号までの令和 7 年度各会計予算について 3 日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行

いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第 16 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計予算について、以下 5 件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第 16 号から第 21 号までの審査をするため、予算審査特別委員会を令和 7 年 3 月 12 日から 14 日までの 3 日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のために出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和 7 年 3 月 10 日開催の第 1 回定例会において本特別委員会に付託されました議案第 16 号から第 21 号までの令和 7 年度各会計予算について慎重に審議を行いました。審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、毛利爾。

以上、報告を終わります。

○副議長（真鍋盛男君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けません。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○副議長（真鍋盛男君） 日程第 8、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例

会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（真鍋盛男君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○副議長（真鍋盛男君） これにて本会議に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年壮警町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前11時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長

署名議員

署名議員